

平成18（2006）年版

# 環境白書



三重県

表紙：獅子岩（熊野市）

詳細なデータを含む資料編はインターネットで公開しています。  
なお、環境白書本文もあわせて提供しています。  
ホームページ <http://www.eco.pref.mie.jp/>



## 「環境白書」の発刊にあたって

三重県知事 聖名昭彦

今日の、私達を取り巻く環境問題は、廃棄物問題など地域的な問題から、地球温暖化や生物多様性の喪失など地球的規模の問題にまで拡大し、深刻化しています。

このような環境問題を解決していくためには、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直し、環境と経済の好循環による持続的発展が可能な社会の構築に向けて、環境政策を展開していく必要があります。

さらには、森林の荒廃や里山などの喪失が危惧される中で、森林や里山など、多様な動植物が生息・生育できる良好な自然環境を保全し、次世代へ継承していく必要があります。

このような中で、三重県では森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」を制定し、この条例の基本理念を踏まえて、平成18年3月に「三重の森林づくり基本計画」を策定しました。

今後、多様な主体による森林づくりへの参画を進める新たな仕組みづくりや、県産材の供給体制の整備と利用拡大に重点的に取り組めます。

また、本年11月には、伊勢志摩国立公園において第48回自然公園大会が開催されます。この大会を通じて、本県の有する美しい自然と文化を全国に発信するとともに、引き続き、県民の皆様が自然と触れあう機会が増大するよう、豊かな自然環境の確保に向けて取り組んでまいります。

この白書は、平成17（2005）年度における三重県の環境の状況と、環境保全に関して講じた施策を中心に取りまとめました。本書を通じて今日の環境問題に対する理解を一層深めていただくとともに、さらに一人ひとりの環境保全に対する行動の高まりにつながれば幸いです。

平成18年9月

# 目次

## 総説

1	県勢の概要	1
2	環境問題の動向	1
3	環境政策の指針	2
	(1) 三重県環境基本条例	2
	(2) 三重県環境基本計画	2
4	三重県の環境森林政策の方向	4
トピックス	第4回日本環境経営大賞・環境経営サロン	5
トピックス	県民総参加によるエコポイント推進事業	6
トピックス	こどもエコクラブ全国フェスティバル in かめやま	7
トピックス	三重の森林づくり基本計画の策定	8
トピックス	県産材の利用促進について(「三重の木と暮らす」住まいづくり支援事業)	9
トピックス	「三重県レッドデータブック2005」を発行しました	10
トピックス	安全・安心きのこづくり推進事業について	11
トピックス	フェロシルト問題への対応	12

## 第1章

環境への負荷が少ない  
資源循環型社会の構築

### 第1節 資源循環の推進

- 1 廃棄物の発生と処理の状況 (p.13) / 2 三重県廃棄物処理計画の推進 (p.15) / 3 廃棄物の発生抑制と再利用・再生利用の推進 (p.16) / 4 廃棄物の適正処理の推進 (p.18) / 5 不法投棄等の不適正処理の未然防止と是正措置 (p.21)

### 第2節 地球温暖化の防止

- 1 温室効果ガス削減対策の推進 (p.23) / 2 エネルギーの適正利用の推進 (p.25) / 3 新エネルギーの導入促進 (p.26)

### 第3節 大気環境の保全

- 1 大気汚染の防止 (p.28) / 2 自動車環境対策の推進 (p.31) / 3 騒音・振動の防止 (p.34) / 4 悪臭の防止 (p.35)

### 第4節 水環境の保全

- 1 水質汚濁の防止 (p.36) / 2 生活排水対策の推進 (p.38) / 3 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用 (p.40)

### 第5節 化学物質に起因する環境リスク対策の推進

- 1 有害化学物質対策の推進 (p.44) / 2 化学物質の適正管理の推進 (p.45) / 3 地下水・土壌汚染対策の推進 (p.45)

### 第1節 多様な自然環境の保全

- 1 自然環境の概況 (p.47) / 2 すぐれた自然の保全 (p.49) / 3 里地里山の保全 (p.50) / 4 水辺環境の保全 (p.50)

### 第2節 生物の多様性の確保

- 1 貴重・希少な野生動植物の保護 (p.53) / 2 地域の生態系の保全 (p.53)

### 第3節 自然とのふれあいの確保

- 1 自然公園等の整備・活用 (p.55) / 2 森林・水辺等の保全・活用 (p.55)

### 第4節 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

- 1 森林環境の保全 (p.58) / 2 農地環境の保全 (p.60) / 3 沿岸海域環境の保全 (p.61)

## 第2章

人と自然が共に  
ある環境の保全

### 第1節 身近な自然環境の保全・再生

- 1 身近な緑の保全・創出 (p.63) / 2 身近な水辺・海辺の保全・再生 (p.64) / 3 身近な野生動植物の生息・生育地の保全・再生 (p.65)

### 第2節 良好な景観の形成

- 1 都市景観の保全・創出 (p.66) / 2 農山漁村景観の保全・復元 (p.67) / 3 良好な郷土景観の形成 (p.67)

### 第3節 歴史的・文化的環境の保全

- 1 文化財等の保護・活用 (p.69) / 2 歴史的・文化的景観の保全・活用 (p.70)

## 第3章

やさしい環境の創造

### 第1節 環境経営の推進

- 1 県における環境経営の推進 (p.71) / 2 市町における環境経営の促進 (p.72) / 3 事業者の環境経営の促進 (p.72)

### 第2節 環境教育・環境学習の推進

- 1 環境教育・環境学習の拠点施設の活用 (p.75) / 2 環境教育・環境学習の充実 (p.75)

### 第3節 地域における環境保全活動の促進

- 1 地域における自主的な環境保全活動の促進 (p.77) / 2 各主体の連携による環境保全活動の促進 (p.78)

### 第4節 国際的な環境保全活動への協力・貢献

- 1 国際的な環境協力・貢献の推進 (p.79) / 2 国際環境協力の推進 (p.79)

## 第4章

自主・協働による  
環境保全活動の促進

### 第1節 環境保全の総合的取組の推進

- 1 基盤的施策の推進 (p.81) / 2 環境汚染等の未然防止 (p.83) / 3 健康被害の救済・予防 (p.86) / 4 公害紛争への対応 (p.87)

### 第2節 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

- 1 監視・観測等の体制の整備 (p.89) / 2 環境情報の整備・提供 (p.90)

### 第3節 環境保全に関する調査研究等の推進

- 1 環境汚染の防止・自然環境の保全等に関する調査研究 (p.91) / 2 地球的規模の環境保全に関する調査研究 (p.93)

## 第5章

共通施策

### 第1節 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

- 1 資源循環の推進 (p.95) / 2 地球温暖化の防止 (p.97) / 3 大気環境の保全 (p.99) / 4 水環境の保全 (p.100) / 5 化学物質に起因する環境リスク対策の推進 (p.102)

### 第2節 人と自然が共にある環境の保全

- 1 多様な自然環境の保全 (p.104) / 2 生物の多様性の確保 (p.104) / 3 自然とのふれあいの確保 (p.106) / 4 森林・農地・沿岸海域の環境の保全 (p.107)

### 第3節 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

- 1 身近な自然環境の保全・再生 (p.109) / 2 良好な景観の形成 (p.109) / 3 歴史的・文化的環境の保全 (p.110)

### 第4節 自主・協働による環境保全活動の促進

- 1 環境経営の推進 (p.112) / 2 環境教育・環境学習の推進 (p.113) / 3 地域における環境保全活動の促進 (p.113) / 4 国際的な環境保全活動への協力・貢献 (p.115)

### 第5節 共通施策

- 1 環境保全の総合的取組の推進 (p.116) / 2 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供 (p.116) / 3 環境保全に関する調査研究等の推進 (p.117)

## 第6章

今後の取組

1章1節

1章2節

1章3節

1章4節

1章5節

2章1節

2章2節

2章3節

2章4節

3章1節

3章2節

3章3節

4章1節

4章2節

4章3節

4章4節

5章1節

5章2節

5章3節

6章1節

6章2節

6章3節

6章4節

6章5節

# 総説

## 1 県勢の概要

三重県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は5,776.68km<sup>2</sup>（平成17（2005）年10月1日現在）となっています。

三重県の総人口は、平成18（2006）年4月1日現在、1,863,040人（男905,186人、女957,854人）となっています。

また、県土の利用状況は、森林が総面積の64.6%を占め、以下農用地12.3%、宅地6.3%（平成16（2004）年）となっています。

図1-1 人口・世帯数の推移

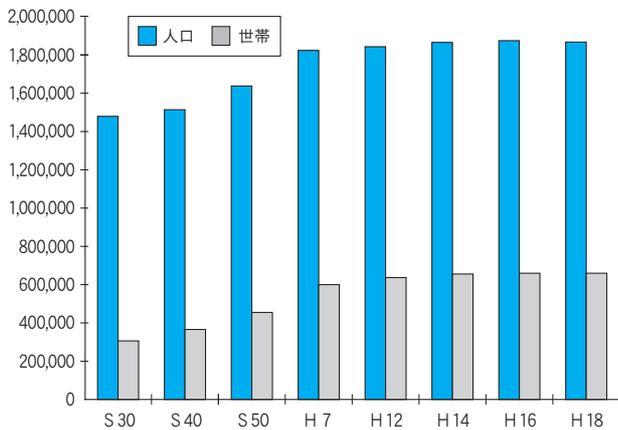
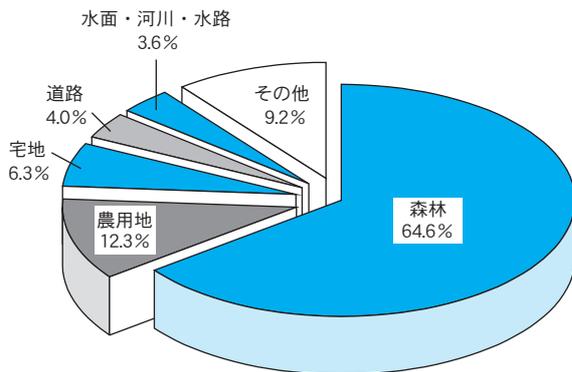


図1-2 土地利用状況



## 2 環境問題の動向

昭和30年代の半ばからの高度成長期には、伸びゆく工業、高度経済成長という国家目標と裏腹に、大気汚染や水質汚濁が深刻化し、全国各地で公害が問題になりました。

その頃三重県においても、四日市地域における石油化学コンビナートが本格的に稼働し始め、硫酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが社会問題となりました。

このような産業活動を原因とする公害問題は、国や自治体の規制の効果や企業等の努力により収束傾向にありますが、近年は、自動車排ガスによる大気汚染や廃棄物の不法投棄等による水質や土壌等への環境影響、建築物の解体等に伴う飛散アスベストによる健康被害等が問題となっています。

また、地球温暖化に伴う気候変動や生態系に及ぼす影響など、地球規模の環境問題が深刻化しつつある一方で、身近な自然環境についても、里山や森林などの荒廃が懸念されています。

これらの環境問題は、今日の社会経済活動や生活様式との関わりから引き起こされたものであり、事業者、個人等の各主体が環境に対する自らの責任を自覚するとともに、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直し、あらゆる側面から環境に配慮した社会を形成していく必要があります。

平成12（2000）年の国会は「環境国会」と呼ばれ、循環型社会形成推進基本法など6本の法律が成立し、平成15（2003）年3月には、循環型社会形成推進基本計画が策定されるなど、国内における循環型社会の形成に向けた制度的取組が整備、推進されてきました。

また、グローバル化に伴い、循環資源を含む製品や技術の国際流通の活発化など、環境と経済面での相互依存性が世界的に高まっていることを背景として、国際協調を通じて循環型社会構築のための国際的な取組を推進するため、平成17（2005）年4月にごみゼロ国際化行動計画が策定されました。

一方、自然環境の保全に関しては、平成14（2002）年に新・生物多様性国家戦略の策定、自然公園法や鳥獣保護法の改正、自然再生法の制定などが相次いでなされ、平成17（2005）年4月には、外来生物法が制定されるなど、自然環境分

野での取組も大きく進みました。

さらに、地球温暖化防止に向けて、平成14(2002)年3月に新しい地球温暖化対策推進大綱が策定され、平成17(2005)年2月の京都議定書の発効を受けて、平成17(2005)年4月に京都議定書目標達成計画が策定されるなど、地球規模の環境問題への取組も着実に進められています。

本県では、平成13(2001)年3月に三重県公害防止条例を抜本改正し、「三重県生活環境の保全に関する条例」を制定し、従来の公害規制に加え、廃棄物対策や地球温暖化対策などへの取組を強化するとともに、平成16(2004)年3月には、三重県の健全な土壌・地下水環境を保全するため、土壌汚染に関する取組を新たに加えました。

平成15(2003)年3月には「三重県自然環境保全条例」を改正し、優れた自然環境の保全だけでなく、里地里山などの身近な自然環境の保全や希少野生動植物種の保護など、自然環境の保全に関する全般的な内容に拡充しました。

また、森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的発展などを基本理念とした「三重の森林づくり条例」を平成17(2005)年10月に制定し、この条例の基本理念を踏まえ、平成18(2006)年3月に「三重の森林づくり基本計画」を策定しました。

さらには、持続可能な社会づくりに向けて、多様な主体が環境教育を自主的に進め、具体的な行動を起こし、地域に根ざした環境保全の輪が広がることを目的として「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」を平成17(2005)年6月に策定しました。

これらの条例等を基本としながら、従来からの環境施策に加え、新たな環境問題に対する取組を一層進めていきます。

## 3 環境政策の指針

### (1) 三重県環境基本条例

三重県環境基本条例は、環境保全に関する基本理念、県・事業者・県民の責務、県と市町との協働、環境保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保と福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の4項目です。

- ・良好な環境の確保と将来の世代への継承
- ・持続的発展が可能な社会の構築
- ・生態系の均衡の保持、やすらぎとうるおいのある快適な環境の確保
- ・国際的協調による地球環境の保全

### (2) 三重県環境基本計画

三重県環境基本計画は、平成9(1997)年度に三重県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しましたが、策定後7年を経過し、地球温暖化の対応が急務となっているなど、環境政策を進める上で、私たちを取り巻く状況は大きく変化していることから、これらに的確に対応するため、平成16(2004)年6月に新たな基本計画を改定しました。

基本計画は、三重県が主体となって施策を展開し、また、自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにするとともに、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組の方向を明示しています。

計画の目標年度は、引き続き平成22(2010)年度とし、環境基本条例の基本理念を受けて、次の4項目の基本目標を定めています。

基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

基本目標Ⅱ：人と自然が共にある環境の保全

基本目標Ⅲ：やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

基本目標Ⅳ：自主・協働による環境保全活動の促進

また、4つの基本目標を達成するため、施策分野ごとに16項目の数値目標を設け、施策の区分における取組については、より具体的な方向とよりの確な進行管理を行うために、平成18(2006)年度を目標とする42項目の数値目標を推進計画(アクションプラン)により定めています。

表 1-1 環境基本計画数値目標進捗状況（環境基本計画進行管理表）

数 値 目 標 項 目	単 位	目 標 数 値 (2010年度) ①	現 状 値 (2002年度他) ②	2005年度		進 捗 区 分
				事 業 量 ・ 状 況 ③	2005年度達成率 (③-②/①-②)	
1 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分の総量	千t/年	265	2001年度 454	451	0.02	③
2 二酸化炭素排出量	千t (炭素換算)	6,049	2000年度 7,505	(2003年度) 7,416	0.06	③
3 環境基準を達成した大気環境測定局の割合	%	100	66	70	0.12	③
4 水浴びや水遊びができる程度に水質(BOD2mg/l以下)が維持又は浄化されている河川の水域割合	%	93	72	84	0.57	②
5 有害化学物質の大気、水質に係る環境基準達成率	%	100	98	97	0.50	②
6 自然環境の保全地域の面積	ha	56,800	50,013	53,460	0.51	B 2
7 三重県指定希少野生動植物種の保全率	%	100	未指定	100	1.00	①
8 自然とのふれあいの場の満足度	点	67	60	60	0.00	③
9 公益的機能発揮のための森林・農地・沿岸海域の整備面積	ha	122,500	12,900	(2005年度) 10,200ha 累計 47,276ha	(累計達成率) 0.31	C
10 都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積	m <sup>2</sup>	9.26	7.71	8.25	0.35	C
11 市町村の景観制度策定数	件	18	10	12	0.25	C
12 国及び県の指定文化財件数	件	890	809	852	0.53	B 2
13 環境経営実践事業所数	事業所	1,440	754	1,126	0.54	B 2
14 環境学習参加者数	万人	100	64	145.3	2.26	①
15 環境保全活動への参加者数	万人	35	8.5	18.2	0.37	③
16 技術移転研修受講者の満足度	点	80	57	85	1.22	①

※ 2005年度達成率の考え方：項目ごとの進捗状況により、次の基準で区分。

進捗区分の基準 数値目標

- A : 進捗率が100%以上のもの
- B 1 : 進捗率が80%以上100%未満のもの
- B 2 : 進捗率が50%以上80%未満のもの
- C : 進捗率が50%未満のもの

定性的目標

- ① : ほぼ所期の目標を達成したもの（数値目標のA、B 1に相当）
- ② : ある程度所期の目標を達成したもの（数値目標のB 2に相当）
- ③ : ほとんど目標が達成できていないもの（数値目標のCに相当）

## 4 三重県環境森林政策の方向

県民の皆様が将来にわたり安心して暮らしを営める環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向けて、県民や事業者の皆様と行政がそれぞれの役割を認識し、環境配慮の創意工夫や多様な主体との協働による環境保全活動に取り組みます。

また、二酸化炭素吸収源や水源涵養機能など森林の公益的機能の発揮を図り、森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくために、林業・木材産業の健全な発展を図るとともに、新しい時代の公のも多様な主体による森林づくりを進めます。

### 1 資源循環型社会の構築

住民、事業者、行政等のあらゆる主体が一体となってごみゼロ社会実現に向けての取組を進めていくため、平成17（2005）年3月に策定した「ごみゼロ社会実現プラン」に基づき、生ごみ堆肥化システムの実証試験や家庭ごみ有料化制度の導入検討などのモデル事業を積極的に進めるとともに、プランの周知・啓発を行っていきます。

また、平成18（2006）年3月に改正した「リサイクル製品利用推進条例」に基づき、認定製品の品質や安全性の確保に努めるなど、安全で安心なリサイクル製品の普及、利用拡大に取り組むとともに、市町の焼却灰等が安定的に処理されるよう、引き続き廃棄物処理センター事業の経営健全化に取り組みます。

改善の見通しがなく長期間大量に放置されたままとなっている産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案については、引き続き安全性確認調査を行うとともに、これまでの調査結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

地球温暖化防止対策については、平成17（2005）年2月に京都議定書が発効したことから、本県においても地域の状況を踏まえた取組を進める必要があり、三重県地球温暖化防止活動推進センターをはじめ、市町レベルでの地域協議会において取組を進めます。

生活排水対策については、生活排水処理アクションプログラムに沿って市町や関係各部との連携を図りつつ、生活排水処理施設の整備推進に取り組むとともに、伊勢湾再生に向けて、総合的見地から伊勢湾における環境の保全・再生を効果的に実現していくために、国の関係省庁と関係自治体等で組織する「伊勢湾再生推進会議」において、

「伊勢湾再生行動計画」の策定等に取り組みます。

また、環境保全活動を推進するため、平成17（2005）年6月に策定した「環境保全活動・環境教育基本方針」による実践活動にも取り組みます。

### 2 健全な森林を次世代に引き継ぐために

森林は、木材生産のほか水源のかん養や土砂の流出の防備、地球温暖化の防止など多様な機能を有しており、循環型社会づくりを進める上でも重要な役割を担っています。しかし、林業が停滞し、手入れ不足の森林が増加するなど森林の荒廃が懸念されていることから、森林の公益的機能を持続的に発揮させる森林づくりを社会全体で進めることが求められています。

このような中、林業の再生を目指すとともに多様な主体の参画を得て森林づくりを進めるため、平成18（2006）年3月に「三重の森林づくり基本計画」を策定しました。「森林の多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「森林づくりへの県民参画の推進」の4つを基本方針として、これからの森林・林業施策を進めていきます。間伐の推進の強化、多様な主体の森林づくりへの参画を進める新たな仕組みづくり、県産材の供給体制の整備と利用拡大に重点的に取り組みます。

また、人と自然が共生できる環境づくりを進めるため、里地里山など身近な自然を守る県民活動を促進するとともに、平成18（2006）年3月に策定した「三重県レッドデータブック2005」を活用し、関係機関と連携・協働を図りながら希少野生動植物種の保護を進めます。さらに、人と自然との豊かなふれあいを推進するため、第48回自然公園大会を平成18（2006）年11月に開催します。

## トピックス

### 第4回日本環境経営大賞・ 環境経営サロン

三重県では、「持続可能な社会の構築」を目指し、環境経営のさらなる普及・発展を目的として「日本環境経営大賞」を平成14年度から実施してきました。

この表彰制度は、事業規模の大小や業種・業態にかかわらず、全国の企業（事業所）、NPO、学校、病院などのあらゆる組織体の環境経営取組の中から、優れた成果をあげているものを顕彰するものです。

第4回となった平成17年度は、多様な環境取組が特別なものではなく、文化そのものとして生活に根付くこと、すなわち「環境文化の創造」という視点を加えるとともに、中小企業のみならずにも応募しやすいよう制度をリニューアルしました。その結果、全国から214件もの応募をいただき、日本環境経営大賞表彰委員の厳正なる審議により、株式会社I N A Xをはじめ、それぞれ特徴ある20の受賞者が選ばれました。

また、この表彰制度で得られた人材ネットワークを活用して、県内事業所の皆様に先進的な取組事例に関する情報を提供する「環境経営サロン」を定期的で開催しています。平成17年度は三重県内をはじめ、東京・大阪などでも開催し、計10回で389社558名の参加がありました。とりわけ、県内の金融機関を対象とした「金融機関環境経営セミナー」については、現地セミナーを実施し、銀行における先進的環境取組や地域活性化取組について、現地での研修と意見交換を行いました。

環境経営パール大賞受賞の株I N A X



第4回受賞者のみなさん



環境経営サロン  
第3回 金融機関環境経営セミナー現地調査



## トピックス

# こどもエコクラブ 全国フェスティバル in かめやま

三重県では平成17年度に、環境省、亀山市と共催で「こどもエコクラブ全国フェスティバル in かめやま」を開催しました。このイベントは、参加者の環境保全意識の向上を図るとともに、こどもたち同士や世代を超えた交流を深めるために毎年1回開催されているもので、県内や全国のこどもエコクラブ関係者が集まり、それぞれの活動を紹介するとともに、東海道の宿場町「関宿」でホームステイし、山車引きなどを体験しました。

会場のブースには、環境保全活動に取り組む企業や団体が出展し、来場者は木工教室やかんきょうクイズ、環境に関する新技術などを実際に体験し、楽しみながら環境問題について考えることができました。

また、三重県における環境取組などを全国に発信できたことが大きな成果でした。

- ・開催日：平成18年3月25日（土）、26日（日）
- ・会場：亀山市西野公園
- ・参加者数：約15,000人（2日間）



## トピックス

### 三重の森林づくり基本計画の策定

県土の3分の2を占める森林は、木材の生産だけでなく、おいしい水やきれいな空気の供給のほか、県土の保全や地球温暖化の防止など、私たちの生活にとってかけがえのない恩恵をもたらしています。

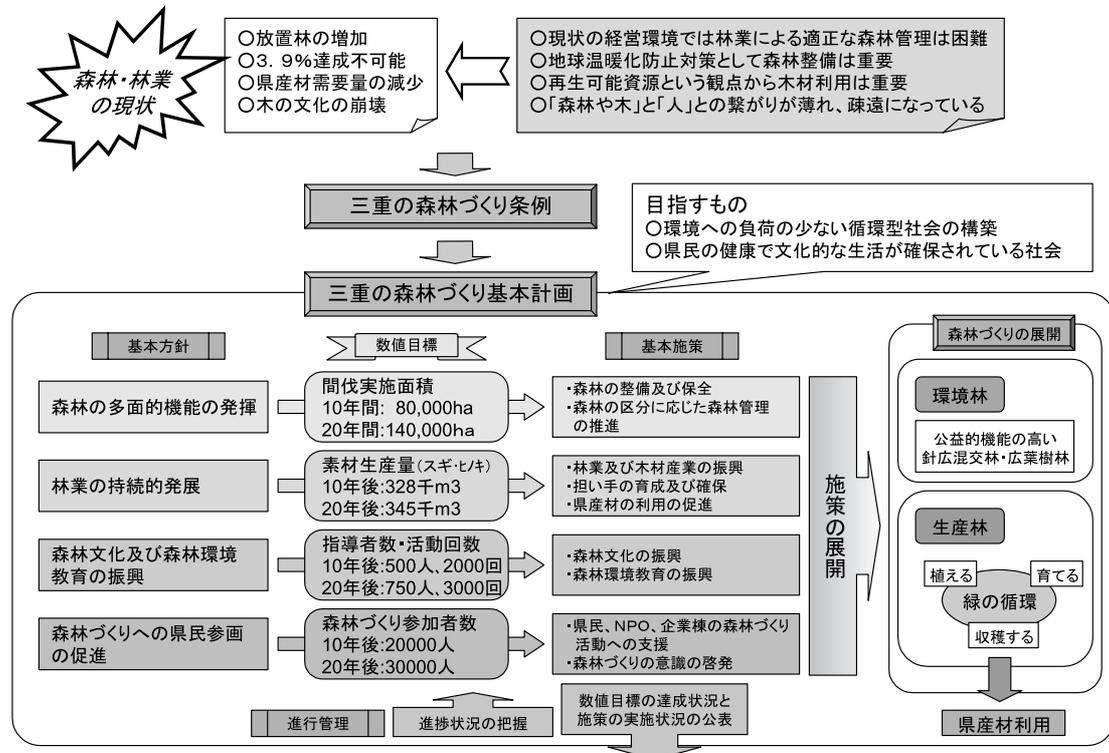
これまで三重県の森林は、「木を植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環を通して守られてきましたが、木材価格の低下や需要の減少により林業生産活動が停滞して、手入れの不足した森林が増加するなど、森林の荒廃や公益的機能の低下が懸念されています。

このような中、みんなで力をあわせて森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」が制定されたのを受け、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「三重の森林づくり基本計画」を平成18年3月に策定しました。

基本計画では、これまでに取り組んできた①森林の多面的機能の発揮、②林業の持続的発展に加え、③森林文化及び森林環境教育の振興、④森林づくりへの県民参加の推進の4つを柱とし、社会全体でこれからの森林づくりを進めていくこととしています。

#### 三重の森林づくり基本計画の基本的な考え方

基本計画は、20年先(H37)を見据え、今後10年間に必要となる施策を示します。



## トピックス

# 県産材の利用促進について （「三重の木と暮らす」住まいづくり支援事業）

森林の有する多面的機能を効果的に発揮させるためには、県内の森林資源の循環利用を進めることが重要であり、県産材の需要拡大が課題となっています。

県産材の需要拡大には、品質・性能の確かな製品を供給し、消費者ニーズに即応できる体制を整備する必要があることから、消費者が安心して選択できる県産材について、県産材の供給者、利用者及び消費者の間で意見交換を実施し、信頼される県産材の流通体系構築へ向けて、関係者間の調整を図ってきました。

その結果、平成17年度には、品質の確かな認証県産材「三重の木」を供給する「三重の木」認証制度を発足させ、消費者に対しては、これまでの県産材を使用した木造住宅への低利融資制度に代えて、認証県産材「三重の木」を使用した木造住宅建設に対する補助金制度を創設して、安心して使える木材製品を提供する体制を整えました。

補助金受給者を対象としたアンケートでは、8割の人が認証制度や「三重の木」の規格（品質、寸法、乾燥の基準）に関心を持ったとの回答があるなど、県民の関心も高まりを見せています。

今後は、引き続き「三重の木」認証制度の普及定着を図り、住宅補助制度なども活用しながら、「三重の木」を中心とした県産材の利用促進に取り組んでいきます。



## トピックス

### 「三重県レッドデータブック2005」 を発行しました

人間の活動など近年の自然をとりまく環境の変化により、多くの野生動植物が減少あるいは絶滅の危機に追いやられています。

野生生物はすべてが生態系の構成要員であり、人間もその一員です。次世代に生物の多様性を引き継ぐために、野生生物の適切な保全を進めていく必要があります。

三重県では、平成17年度に県内の野生動植物の減少度合いを明らかにして、それぞれの生き物の概要や保護策などを説明した「三重県レッドデータブック2005」を作成しました。

平成15年度から県内を中心とする約100名の専門家の方々に生物多様性調査検討委員会の委員として調査、執筆にあたっていただき、1,483種の守るべき野生動植物を明らかにすることができました。

レッドデータブックの刊行を、三重県における生物多様性確保の新たな出発点として、平成18年度からは、レッドデータブックを活用した効果的な野生動植物の保全が進められるよう、各分野へ働きかけるとともに、県民の皆さんの保全への理解が得られるようにレッドデータブックを活用していきます。



動物編と植物・キノコ編



移入種駆除



見開いた様子



調査



問伐・下草刈り



レッドデータブック報告会に多くの方々が関心を寄せてくれています。

## トピックス

# 安全・安心きのこづくり 推進事業について

三重県では、三重県産きのこの食の安全性を高め、安心して食べていただけるように、きのこの生産工程、管理事項等に一定の基準を定めた「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」を作成し、県内きのこの生産現場でマニュアルに基づく管理方法等の導入を図るとともに併せて広く消費者の方に情報を提供しています。

なお、マニュアルでは、「①農薬を使用せずに栽培する。②栽培原料を明らかにする。③栽培に使用する水には、基準を設けたものを使用する。④栽培原材料の目視確認等を徹底し、異物混入を防ぐ。⑤栽培履歴、栽培原料等を記帳して、保存する。」を主なポイントとしており、今までに原木栽培のヒラタケ・シイタケ・ナメコ・クリタケ・エノキタケ・ヌメリシギタケ・アラゲキクラゲ、菌床栽培のヒラタケ、原木栽培乾シイタケの9品目を対象にマニュアルを作成しました。

平成18年度は、さらに菌床栽培の適用品目を拡大するなど、引き続きマニュアルの作成を進め、併せて生産現場での導入を促進していきます。

これからもみなさんが、三重県産きのこを安心して食卓に運んでいただけるように、さらに県産きのこの食の安全性が高まるよう取り組みを進めていきます。

生産者と消費者との交流会風景



原木シイタケ



きのこのイベント「きのこ三昧 in みえ」での安心食材きのこ試食風景



## トピックス

### フェロシルト問題への対応

#### 〔フェロシルト問題〕

平成17年6月～7月、県の認定リサイクル製品であった土壌埋め戻し材「フェロシルト」の施工現場で、土壌環境基準を超える重金属類（六価クロム等）が県の調査で検出されました。

生産者の石原産業㈱は、平成17年4月にフェロシルトの生産・販売を中止、6月には製品認定の取り下げ願いを提出し、フェロシルトを自主的に撤去することを県に報告していましたが、その後の県の調査で、フェロシルトが六価クロム等の汚染原因であること、及び石原産業㈱が虚偽の申請を行い、不正に認定を受けていたことが判明し、県は平成17年11月に石原産業㈱及び関係者を廃棄物処理法違反で刑事告発しました。

現在、各地に施工されたフェロシルトについては、石原産業㈱により撤去作業が行われており、県に提出された回収計画に基づき、早急な撤去を進めるよう指導しています。

こうした「フェロシルト問題」を受けて、県では、認定手続きにおける不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保を図るため、リサイクル製品の認定制度の見直し検討を進め、平成18年3月23日、三重県リサイクル製品利用推進条例等を改正しました。（施行日：3月28日）

また、フェロシルト以外の既認定製品の安全性を再確認するため、平成17年11月～平成18年5月に、生産現場等の立入検査及び製品サンプルの採取・分析を行い、認定基準に適合していることを確認し、公表しました。

## 第1節 資源循環の推進

### 1 廃棄物の発生と処理の状況

#### 1-1 一般廃棄物（ごみ）の状況

平成16（2004）年度におけるごみの総排出量は774,279 tで1人あたりに換算すると1,135 g／人・日となっています。処理の内訳は図1-1-1のとおりであり、焼却処理が全体の約62%を占め、埋立処理が全体の約11%を占めています。なお、ごみのリサイクル率は28.4%となっています。

ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量の推移は図1-1-2のとおりであり、ここ数年は漸減傾向となっています。

図1-1-1 ごみ処理内訳（平成16年度）

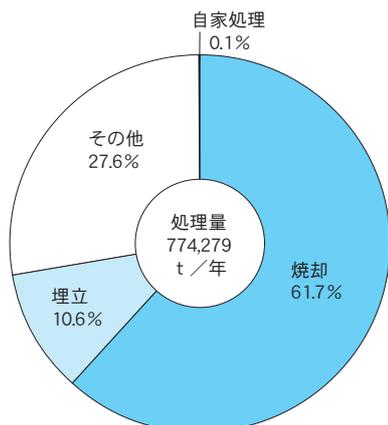
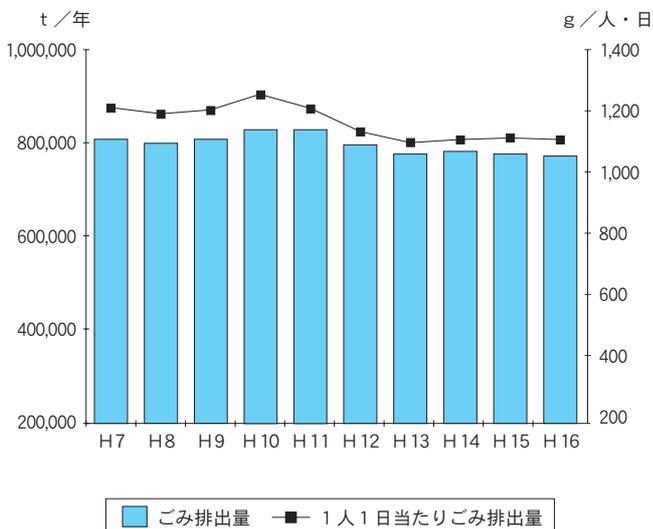


図1-1-2 ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移



#### 1-2 一般廃棄物（し尿）の状況

平成16（2004）年度におけるくみ取りし尿（浄化槽汚泥を含む。以下同じ）の総量は692,016 kℓです。また処理の内訳は図1-1-3のとおりであり、し尿処理施設における処理が全体の約77%を占め、次いで海洋投入が全体の約20%を占めています。くみ取りし尿の総量及び水洗化・非水洗化人口の推移は図1-1-4のとおりであり、くみ取りし尿の総量は減少傾向にあります。その一方で水洗化人口は増加していますが、水洗化人口割合82.9%は、全国水準（平成15（2003）年度全国平均：87.1%）に比べると低い水準となっています。

図1-1-3 くみ取りし尿処理内訳（平成16年度）

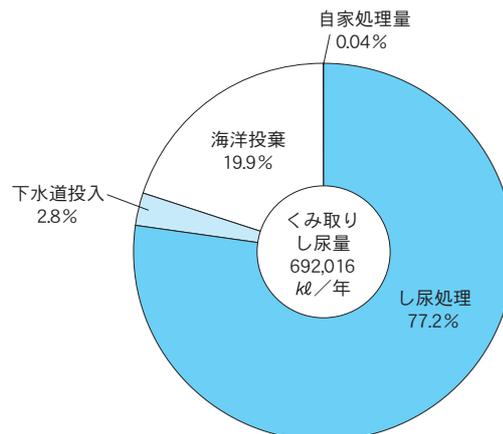
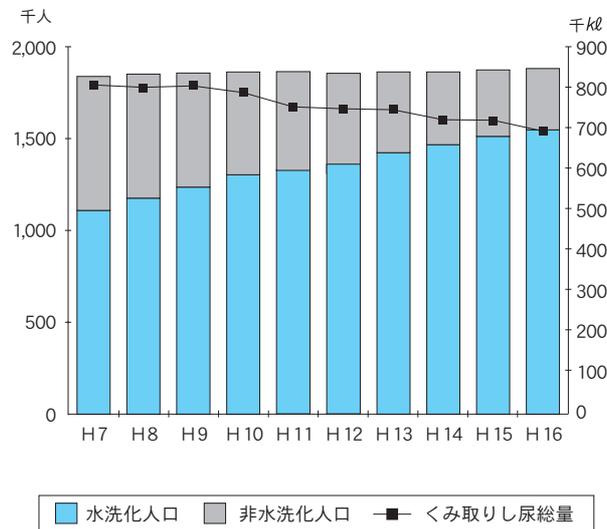


図1-1-4 くみ取りし尿総量及び水洗化・非水洗化人口の推移



### 1-3 リサイクルの状況

#### (1) 一般廃棄物の状況

一般廃棄物のリサイクルについて、三重県における資源化率は近年、徐々に伸びており、平成16(2004)年度で25.8%(県内全市町村のごみ資源化量199,453t/処理施設で行うごみ総排出量773,286t)、集団回収による資源化量(28,639t)

を加えたりサイクル率で見ると28.4%となっています。

また、平成9(1997)年4月から缶類、びん類、ペットボトル等7品目を対象に施行され、平成12(2000)年4月から本格施行された「容器包装リサイクル法」に基づく県内市町村の分別収集状況は表1-1-1のとおりです。

表1-1-1 容器包装分別収集実施市町村数及び収集量

品目	平成14(2002)年度		平成15(2003)年度		平成16(2004)年度	
	市町村数	収集量(t)	市町村数	収集量(t)	市町村数	収集量(t)
無色ガラスびん	62	4,795	60	5,000	57	4,832
茶色ガラスびん	62	4,690	61	4,794	57	4,510
その他ガラスびん	61	3,453	62	2,303	58	2,243
ペットボトル	65	2,399	69	2,822	62	2,982
スチール缶	64	8,513	64	8,126	59	7,637
アルミ缶	64	1,779	63	1,543	59	1,588
飲料用紙パック	41	239	42	252	39	318
その他プラスチック製容器包装	28	1,725	32	2,260	38	6,636
うち白色トレイ	18	94	23	111	19	86
その他紙製容器包装	12	3,325	11	2,099	13	1,946
段ボール	48	19,402	52	10,865	47	10,493

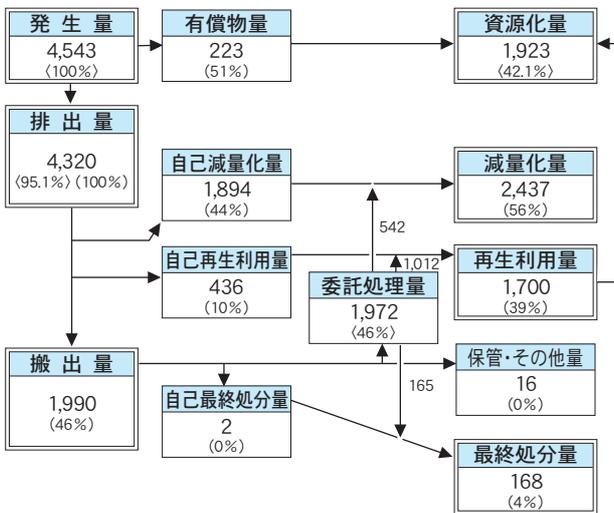
### 1-4 産業廃棄物の状況

県では、おおむね5年毎に産業廃棄物に関する実態調査を行っています。

平成16(2004)年度の1年間に三重県内で発生した産業廃棄物は4,543千トンで、その処理状況の概要は図1-1-5のとおりとなっています。

また、産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移は図1-1-6のとおりです。

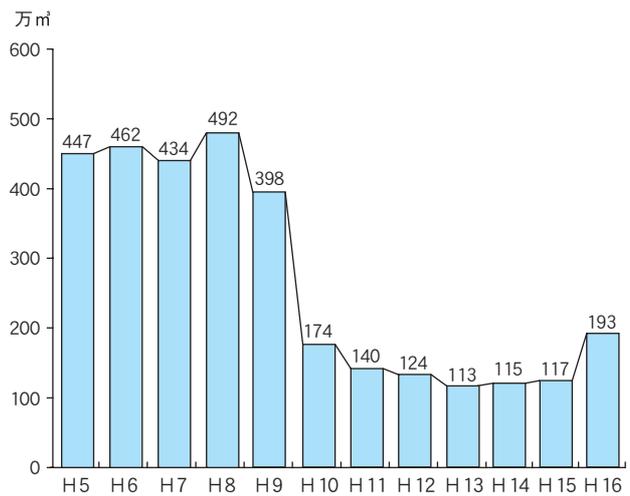
図1-1-5 発生及び処理状況の概要 (平成16年度)



(単位: 千t/年)

(注) 千トン未満を四捨五入しているため、総数と個々の合計とは一致しないものがあります。

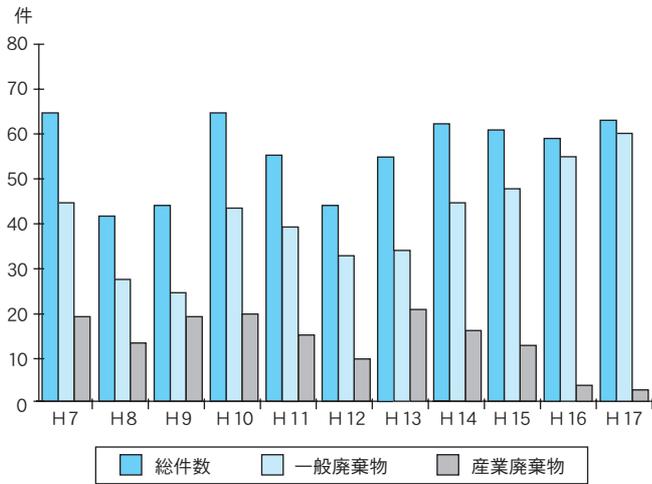
図1-1-6 最終処分場の残余容量の推移



不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数で見ると、その推移は図1-1-7のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は10~30件の間で推移しています。

なお、平成17(2005)年の産業廃棄物の不法投棄に関する検挙件数は3件でした。

図 1-1-7 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移

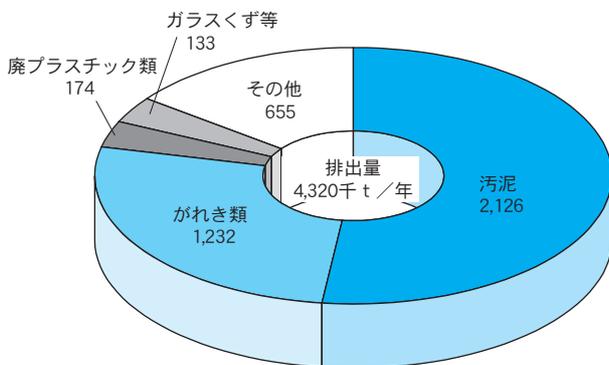


(1) 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥（49％）が最も多く、次いでがれき類（29％）となっており、この2種類で全体の78％を占めています。

なお、汚泥は排出される時点においては多量ですが、脱水、乾燥、焼却等の処理により大幅に減量されます。このため、搬出量で見るとがれき類が最も多くなります。

図 1-1-8 種類別の排出量（平成16年度）



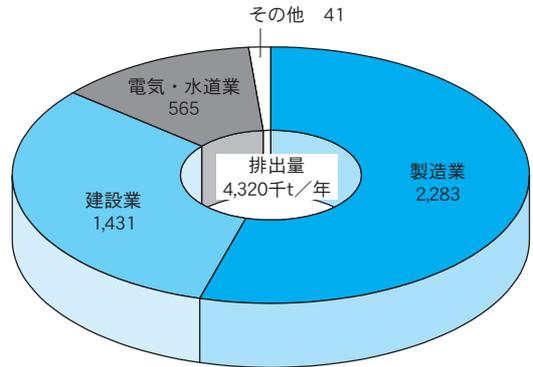
(2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業（53％）が最も多く、次いで建設業（33％）、電気・水道業（13％）となっており、この3業種で全体の約99％を占めています。

なお、製造業からの汚泥は、自己中間処理により大幅に減量されるため、搬出量で見ると建設業が最も多い業種となります。

また、同様に電気・水道業（特に下水道業）は、排出される汚泥のほとんどが脱水等により減量されるため、排出量では全体の13％を占めますが、搬出量で見ると全体の2％となります。

図 1-1-9 業種別の排出量（平成16年度）



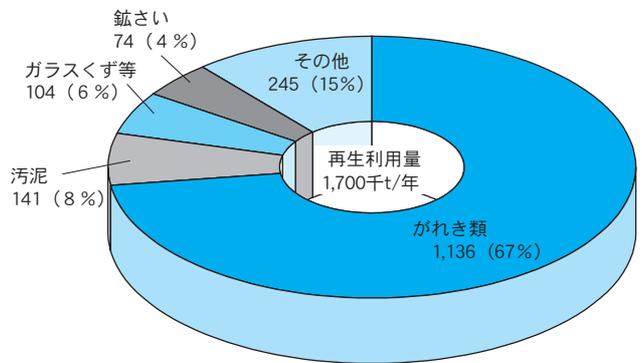
(3) 産業廃棄物の状況

再生利用量は1,700千トン／年となっており、総排出量の39％を占めています。

種類別にみると、がれき類（67％）が最も多く、以下、汚泥（8％）、ガラスくず等（6％）等となっています。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量406千トン／年、委託中間処理後再生利用量1,264千トン／年、自己未処理自己再生利用量30千トン／年に区分されます。

図 1-1-10 種類別の再生利用量（平成16年度）



2 三重県廃棄物処理計画の推進

2-1 廃棄物処理計画の策定

三重県では、平成9（1997）年に「廃棄物総合対策」を策定し、一般廃棄物と産業廃棄物を通じた適正処理のための施策を推進してきました。

その後、平成12（2000）年の廃棄物処理法の改正で、都道府県は廃棄物の減量その他適正な処理を推進するため、「廃棄物処理計画」を定めることとされました。

そのため、廃棄物を取り巻く実態なども踏まえて、平成16（2004）年3月に「三重県廃棄物処

理計画」を策定しました。

本計画では計画の目指す基本的な方向を次のとおり定めています。

- 1 環境経営の推進による社会基盤の充実
- 2 持続可能な資源循環の実現
- 3 安全・安心な廃棄物処理の確立

また、県の「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」（平成15年（2003年）11月25日公表）に基づき、県民参画のもと、平成17年3月に「ごみゼロ社会実現プラン」を策定しました。このプランは20年後のごみゼロ社会実現に向け、多様な主体が協働していくための指針となるものです。

廃棄物処理計画では目標年度を平成22（2010）年度、ごみゼロ社会実現プランでは最終目標年度を平成37（2025）年度とし、廃棄物の減量・適正処理に関する数値目標を定め、この目標達成のために県民、事業者、市町、県それぞれが自己の責任と役割を自覚し、主体的にあるいは互いに連携、協働して取り組みを行うこととしています。

廃棄物処理計画の目標値  
（目標年度：平成22年度）

#### 産業廃棄物

- ・排出量 3,650千 t  
（平成12年度3,267千 t に対して増加を12％に抑制）
- ・再生利用率 42％（平成12年度35％）
- ・最終処分量 170千 t  
（平成12年度345千 t に対して半減）

ごみゼロプランの目標値  
（最終目標年度：平成37年度）

#### 一般廃棄物

##### (1)ごみの減量化

##### ①発生・排出抑制に関する目標

指標名	数値目標		
	短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
ごみ排出量削減率 (対2002年度実績)	家庭系ごみ 6%	家庭系ごみ 13%	家庭系ごみ 30%
	事業系ごみ 5%	事業系ごみ 13%	事業系ごみ 30%

参考：2002年度実績 → 2025年度目標  
家庭系535千 t → 375千 t  
事業系252千 t → 176千 t

##### ②資源の有効利用に関する目標

指標名	数値目標		
	短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
資源としての再利用率	21%	30%	50%

参考：2002年度実績 → 2025年度目標  
14.0% → 50%

##### ③ごみの適正処分に関する目標

指標名	数値目標		
	短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
ごみの最終処分量	128,700 t (対2002年度約15%減)	96,800 t (対2002年度約36%減)	0 t

参考：2002年度実績 → 2025年度目標  
151,386 t → 0 t

##### (2)多様な主体の参画・協働

指標	現状値	数値目標		
		短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
④ものを大切に長く使おうとする県民の率	58.2%	80%	90%	100%
⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率	39.4%	60%	90%	100%
⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率	38.5%	60%	90%	100%
⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率	—	90%	100%	100%

## 3 廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用の推進

### 3-1 ごみの減量化とリサイクルの推進

#### (1) 「ごみゼロ社会実現プラン」の推進

プランの具体的施策を効果的なものとするための実験的・実証的なモデル事業として、3市町が行った「住民参画によるごみ処理基本計画づくり」「家庭系ごみの有料化検討」「生ごみ肥料化の実証実験」に対して補助を行いました。

#### (2) ごみ減量化の促進

ごみの排出を抑制し、資源循環型社会を構築していくため、市町が住民、NPOなどの地域主体と協働して取り組むモデル事業として、2市町が

行った資源回収ステーション、生ごみ堆肥化設備などの整備に対して補助を行いました。

めの基礎調査として「畜産経営環境保全実態調査」を実施しました。

(3) リサイクル製品の利用推進

三重県リサイクル製品利用推進条例にもとづきリサイクル製品の認定を進めるとともに、県の公共工事等における使用・購入に努めました。

(平成18(2006)年3月末の製品認定数：129製品)

また、フェロシルト問題を契機として、認定手続きにおける不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保を図るため、認定制度の見直しを行い、平成18(2006)年3月に三重県リサイクル製品利用推進条例を改正しました。

(4) 市町における分別収集の推進

容器包装リサイクル法に基づく市町の第3期分別収集計画(計画期間：平成15(2003)年度から19(2007)年度)の推進を行いました。

また、平成18(2006)年度から平成22(2010)年度を計画期間とする市町第4期分別収集計画の策定を支援するとともに、市町の計画を取りまとめ、三重県第4期分別収集促進計画を策定しました。

(5) RDF化処理の安全性の確保

ごみ処理の広域化と未利用エネルギーの有効利用を図るごみのRDF(固形燃料)化について、製造施設の安全対策を進めました。

(7) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量の抑制・適正処理とともに再利用を中心とする適切な循環・処理系を形成することが求められています。

このため、三重県では生活創造圏単位に建設副産物対策地区連絡協議会を設置し、啓発、情報交換を行い、再生砕石、再生アスファルト等の利用を推進しました。

(8) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建築資材廃棄物の分別解体と再資源化を推進するため、必要な情報提供を行うとともに再生資材の利用促進を支援しました。

(9) 企業及び排出事業者等への支援

- ・産業廃棄物税を財源として、業種の枠を越えた企業間連携による再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発に対する支援等を行うことにより、今後長期にわたる円滑で活力ある企業活動、産業廃棄物の発生抑制及びリサイクル等を推進していきます。
- ・平成15(2003)年度実績に基づく、平成16(2004)年度の税収は約9千5百万円でした。

表1-1-2 RDF化施設整備状況

市町村等	規模	整備期間	稼働年度
紀北町 (旧海山町)	20t/日	9~10年度	11年度
香肌奥伊勢資源化 広域連合	44t/日	11~12年度	13年度
桑名広域清掃 事業組合	230t/日	11~14年度	14年度
伊賀市	135t/日	12~14年度	14年度
南牟婁清掃 施設組合	23t/日	12~14年度	14年度
志摩市	12t/日	13~14年度	14年度
紀北町 (旧紀伊長島町)	21t/日	13~14年度	14年度

(10) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入

- ・グリーン購入を県内に普及するため、平成15(2003)年1月にその展開の母体となる企業、団体、行政機関によるネットワーク組織「みえ・グリーン購入倶楽部」を設立しました。(平成18(2006)年3月末現在：参加組織数111 うち企業環境ネットワーク・みえ会員44)
- ・「みえ・グリーン購入倶楽部」との協働で、セミナー等の開催を始め、東海三県一市(三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市)の行政とチェーンストアなど企業と連携して広域的なキャンペーンを展開しています。(キャンペーン：平成18(2006)年1月15日からの1ヶ月間、東海三県一市内約2,700店舗 うち三重県内約420店舗)

(6) 環境保全型畜産の推進

地域と調和した畜産経営の健全な発展を図るた

(11) 企業環境ネットワークで取り組む産業廃棄物の再資源化

- ・環境問題に関心のある企業が業種の枠を越えてネ

表 1-1-3 畜産経営環境保全実態調査（畜産に起因する環境問題発生件数）（平成17年度）

（単位：戸数）

区分 畜産	畜産環境問題の種類								計
	水質汚濁	悪臭発生	害虫発生	水質汚濁 と 悪臭発生	水質汚濁 と 害虫発生	悪臭発生 と 害虫発生	水質汚濁 悪臭発生 害虫発生	その他	
豚	4	6	0	2	0	0	2	0	14
採卵鶏	0	4	1	1	0	3	1	1	11
ブロイラー	0	2	0	0	0	0	0	0	2
乳用牛	5	8	0	3	0	0	0	1	17
肉用牛	1	1	1	0	0	0	1	0	4
計	10	21	2	6	0	3	4	2	48

ットワークを形成し、企業間や行政の協働・連携により、活力ある経済・社会活動を展開していくため、平成12（2000）年11月に「企業環境ネットワーク・みえ」が設立されました。（平成18（2006）年3月末現在：参加企業数246社）

- ・インターネット上の「廃棄物情報交換システム」を構築するとともに、「企業環境ネットワーク環境情報交流サイト」を立ち上げ、企業間の情報交換と連携を促進しています。（平成18（2006）年3月末現在廃棄物情報交換サイト登録状況：会員事業所数152、廃棄物提供情報件数50、廃棄物受入情報件数177）
- ・会員相互の連携により、廃蛍光管・廃乾電池や木くず等のリサイクルの取組が定着しました。
- ・平成15（2003）年度から、企業間のコーディネーターとして環境技術指導員を設置し、「廃棄物情報交換システム」の円滑な運用を図るとともに、再資源化技術や廃棄物の受入状況の情報収集・発信を通して、環境に関わる企業間の連携促進に努めています。

#### (12) 下水道汚泥の有効利用

平成17（2005）年度末に県内で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の4処理場を含めて35処理場があり、その汚泥発生量は、脱水ケーキベースで約50.9千t／年です。その内、80％にあたる40.6千t／年はセメント原料、緑農地への利用等に有効利用しました。

#### (13) 浄水場の汚泥の有効利用

平成17（2005）年度に、企業庁の10浄水場において、浄水処理に伴い発生した汚泥は、約4,700m<sup>3</sup>であり、その内600m<sup>3</sup>を園芸用培土として、1,200m<sup>3</sup>をグランド改良材の原材料として売却し有効利用しました。

## 4 廃棄物の適正処理の推進

### 4-1 一般廃棄物の適正処理の推進

#### (1) 一般廃棄物処理施設の状況

##### ア ごみ処理施設

平成16（2004）年度末におけるごみ処理施設は、1県10市8町7事務組合・広域連合に38施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は2,941.2t／日です。

##### イ 粗大ごみ処理施設

平成16（2004）年度末における粗大ごみ処理施設は、8市2町3事務組合に14施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は443t／日です。

##### ウ 埋立処分地施設

平成16（2004）年度末における埋立処分地施設は、12市9町1村3事務組合に37施設（残余容量のない施設を除く）が設置されており、埋立地面積929,560m<sup>2</sup>、全体容量7,621,194m<sup>3</sup>です。残余容量は2,037,793m<sup>3</sup>となっており、その残余年数は、年間埋立量180,678m<sup>3</sup>から推定すると約11年分となっています。

#### (2) ごみの収集及び処理の状況

##### ア 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町村（事務組合を含む。）の直営または委託が500,043t／年と収集量全体の76.0％を占め、残りの157,689t／年が許可業者となっています。

##### イ 処理形態

平成16（2004）年度のごみ排出量は773,286t／年で、平成15（2003）年度に比べて5,051t／年（0.6％）減少しています。ごみ処理の内訳は直接焼却が477,951t／年（61.8％）、直接埋立が81,763t／年（10.6％）、直接資源化

が73,133 t / 年 (9.5%) などとなっています。

表 1-1-4 ごみ処理施設数等 (平成16年度末)

施設種別	焼却処理施設			高 速 堆 肥 化 施 設	ご み 燃 料 化 施 設	合 計
	全連続	准連続	バッチ			
施設数	10	1	18	2	7	38
処理能力 (t/日)	1,930	100	424	2.2	485	2,941.2

表 1-1-5 粗大ごみ処理施設数等 (平成16年度末)

施設種別	破碎施設	圧縮施設	併用施設	計
施設数	7	2	5	14
施設能力 (t/日)	279	45	119	443

表 1-1-6 埋立処分地施設数 (平成16年度末)

施設種別	山間	平地	計
施設数	31	6	37
全体容量 (m <sup>3</sup> )	7,189,331	431,863	7,621,194
残余容量 (m <sup>3</sup> )	1,961,630	76,163	2,037,793

表 1-1-7 ごみの収集形態 (平成16年度末)

区分	収集量	比率 (%)	
市町村・組合による収集	直営	293,407 t / 年	44.6
	委託	206,636 t / 年	31.4
	小計	500,043 t / 年	76.0
許可業者による集計	157,689 t / 年	24.0	
合計	657,732 t / 年		

### (3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物の 3 R (リデュース、リユース、リサイクル) を推進するため、市町等が策定する循環型社会形成推進地域計画において、一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう助言等を行いました。

## 4-2 産業廃棄物の適正処理の推進

### (1) 産業廃棄物処理施設の状況

三重県における産業廃棄物処理施設は564施設あり、北勢地域に多く立地しており、処理種別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設が多

く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて23施設となっています。

表 1-1-8 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況

(平成18年3月31日現在)

県 民 局 名	設 置 数	
	中間処理施設	最終処分場
北 勢 (桑名)	73 (68)	2
北 勢 (四日市)	147 (143)	9
北 勢 (鈴鹿)	61 (61)	3
津	53 (46)	1
松 阪	41 (41)	3
南 勢 志 摩	59 (57)	1
伊 賀	69 (68)	4
紀 北	21 (15)	0
紀 南	17 (17)	0
計	541 (516)	23

注1) 設置数欄の ( ) 内は、現在稼働中の施設を示します。

2) 最終処分場の設置数は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

表 1-1-9 産業廃棄物処理施設の種別設置状況

・中間処理施設 (平成18年3月31日現在)

	種 類	設 置 数	
中 間 処 理 施 設	汚泥の脱水施設	204 (200)	
	汚泥の乾燥施設	20 (19)	
	廃油の油水分離施設	12 (11)	
	廃酸・廃アルカリの中和施設	6 (6)	
	破碎施設	廃プラスチック類の破碎施設	42 (38)
		木くず・がれき類の破碎施設	164 (160)
	小 計		206 (198)
	施 設	焼却施設	18 (17)
		汚泥の焼却施設	18 (17)
		廃油の焼却施設	19 (18)
廃プラスチック類の焼却施設		28 (20)	
その他産廃の焼却施設		27 (26)	
小 計		92 (81)	
P C B 等分解施設		1 (1)	
計		541 (516)	

注1) 設置数は複数の機能を持つ施設については、それぞれの項目で積算した延べ数です。(例：汚泥と廃油の焼却施設1基→汚泥の焼却施設1、廃油の焼却施設1)。

2) 設置数欄の ( ) 内は、現在稼働中の施設を示します。

・最終処分場 (平成18年3月31日現在)

種 類	設 置 数
遮断型最終処分場	—
安定型最終処分場	13
管理型最終処分場	10
計	23

注) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた最終処分場のうち、埋め立て中の施設を示します。

表1-1-10 補助事業による家畜ふん尿処理施設整備状況（平成17年度） （単位：地域数）

事業名	総事業費(千円)	堆肥舎	発酵処理	乾燥処理	浄化処理	畜舎	その他	備考
資源循環型畜産確立対策推進事業	146,512	1	1		1		2	

表1-1-11 環境保全型畜産確立のための普及啓発活動

事業名	内容	実施年月	概要
資源循環型畜産確立対策推進事業	環境保全型畜産確立対策資料の配付	平成18年3月	実態調査結果、処理技術等の資料

### (2) 環境保全型畜産の推進

家畜ふんは、堆肥化により有機質肥料、土壌改良材として有効利用できることから、堆肥の生産、利用を拡大するため、発酵処理施設等家畜ふん尿処理施設の整備を促進しました。

### (3) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

建設廃棄物の排出量の増加は著しく、最終処分場の不足とも相まって、その処分が困難になっています。

また、不法投棄のおよそ70%は建設廃棄物であるといわれています。

このため、県や市町村などの公共工事発注機関は発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図りました。

### (4) PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物を保管している者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によって毎年、県に対しての届出が義務付けられており、平成17（2005）年度には793事業場から届出がありました。

表1-1-12 PCB廃棄物保管届出状況 （平成17年度届出分）

PCB廃棄物の種類	事業場数	数	量
高圧コンデンサ	783	6,246台	
低圧コンデンサ	83	9,928台	
高圧トランス	76	509台	
低圧トランス	10	397台	
安定器	222	61,744台	
上記以外	84	廃油	311 t
		汚染布	3 t
		その他機器	594台
		その他	60 t

※事業場数は種類・単位ごとにカウントしています。  
 ※「安定器」は、主として事務用の蛍光灯に用いられていたものです。  
 ※「その他機器」には、コイル、整流器、「その他」には、汚染汚泥、ノーカーボン紙などが含まれています。  
 ※上記以外に、中部電力㈱が絶縁油を除去した柱上トランス32,908台を保管しています。  
 ※廃油、汚染布、その他については、1L=1kgとして換算

### (5) 自主情報公開の推進

産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルを推進するため、民間企業出身の環境技術指導員を配置し、産業廃棄物の多量排出事業者等に対して、適正管理推進マニュアル及び自主情報公開ガイドラインに基づいた計画策定と自主的な情報公開を指導しました。

その結果、平成17年度末現在で適正管理計画書を策定した事業者は456社（策定率96%）、自主情報公開実施事業者数は457社（実施率96%）となりました。

## 4-3 廃棄物処理センターによる適正処理の推進

### 廃棄物処理センターの整備

ダイオキシン類対策をはじめとした廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理センター事業を推進し、市町村の焼却残さを広域的に処理するとともに産業廃棄物を公共関与で処理する施設の整備に努めました。

平成14（2002）年度には、ガス化溶融処理施設の建設工事を進め、12月に施設の本格稼働に至りました。

また、平成15（2003）年度に施設の建設工事に着手した石原地先最終処分場は、平成17年度から供用を開始しています。

## 4-4 し尿処理体制の整備の推進

世界的にも廃棄物の海洋投入処分は縮小又は禁止に向っていることを踏まえ、わが国においても、平成14年1月に廃棄物処理法施行令の一部改正がなされ、平成14（2002）年2月1日からし尿等の海洋投入処分が禁止となり、現在、し尿等の海洋投入処分を行っている者については、施行日から5年間の猶予が設けられました。

平成17（2005）年度は、し尿の海洋投入処分の解消に向けて、引き続き関係市町村等に指導等

を行いました。

また、下水道等の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、合理化事業について関係市町村に対する助言を行いました。

## 5 不法投棄等の不適正処理の未然防止と是正措置

### 5-1 監視・指導の強化

#### (1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自ら又は許可業者への委託により、適正に処理されていますが、一部の排出事業者や、無許可業者による不法投棄があとを絶ちません。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等で発生しています。

なお、三重県における平成17（2005）年の産業廃棄物の不法投棄等の検挙件数は3件となっています。

#### (2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物にかかる苦情発生状況は、表1-1-13及び表1-1-14に示すとおりであり、苦情の内容については野外焼却行為をはじめとする大気汚染及び悪臭に関するものが多くなっています。

表1-1-13 廃棄物に係る苦情発生件数  
(平成13～17年度)

発生源 年度	ごみ処理場	し尿処理場	産業廃棄物	計
H13	1	—	328	329
H14	3	—	245	248
H15	—	—	238	238
H16	4	—	222	226
H17	36	—	232	268

表1-1-14 平成17年度における廃棄物に係る苦情発生内容  
(計のカッコ内は平成16年度)

発生源原因	大気汚染	水質汚染	悪臭	ねずみ、昆虫	騒音	その他	計
ごみ処理場	4 (1)	—	5	—	—	27 (3)	36 (4)
し尿処理場	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物	62 (64)	11 (13)	21 (16)	—	2 (1)	136 (128)	232 (222)
計	66 (65)	11 (13)	26 (16)	—	2 (1)	163 (131)	268 (226)

#### (3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の状況

平成17（2005）年度の廃棄物処理施設等への立入検査の実施状況は表1-1-15に示すとおりであり、違反発生件数は1,278件で、前年度よりやや減少しました。うち産業廃棄物に関する違反は1,273件あり、その違反内容の大部分は、処理基準違反、保管基準違反、処理施設の維持管理基準違反、不法投棄、野外焼却行為等です。

表1-1-15 平成17年度の立入検査実施状況  
(計のカッコ内は平成16年度)

検査対象	立入検査件数	違反発生件数	措置					その他
			改善命令措置命令	停止命令取消処分	始末書提出	告発	文書指導	
一般廃棄物処理施設	55	5	—	—	—	—	—	5
産業廃棄物排出事業所	1,337	503	5	—	7	—	14	474
産業廃棄物処理業者	1,447	511	5	2	8	—	—	489
その他	908	259	5	—	1	—	10	239
計	3,747 (3,431)	1,278 (1,284)	15 (8)	2 (4)	16 (11)	—	24 (29)	1,207 (1,232)

#### (4) 監視・指導の強化

ア 廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため、排出事業者、処理業者への立ち入り検査及び監視、指導を強化しました。

イ 不適正処理の早期発見、早期解決を図るため、廃棄物ダイヤル110番に加え、廃棄物FAX110番を開設しており、不法投棄等の通報を受け付けています。平成17（2005）年度の廃棄物ダイヤル110番への通報内訳は図1-1-11のとおりであり、通報件数は96件で、野外焼却、不法投棄に関するものが54%を占めていました。

ウ 排出事業者、処理業者に対して、法令の遵守や施設の維持管理の改善の指導を行うとともに、産業廃棄物の発生から処理処分に至るまでの移動管理を行うマニフェストの作成・保管の徹底を指導しました。

エ 県境付近で岐阜県、滋賀県等との共同によるほか、愛知、岐阜、三重、名古屋市の三県一市でも産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施し、廃棄物の積載状況、搬入先等を確認するとともに、廃棄物の適正処理について指導、啓発を行いました。

オ 過去に行われた産業廃棄物の不法投棄など不

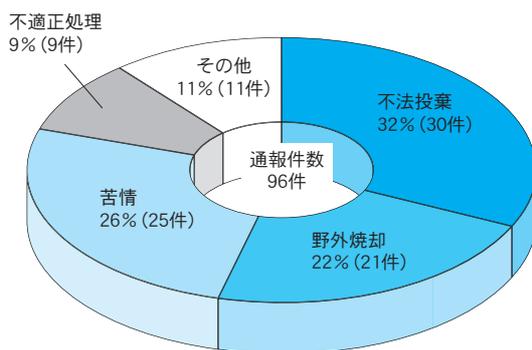
適正処理のうち、長期間放置され、撤去・改善の見込みがない事案について、「県民しあわせプラン」における重点プログラムの一つとして、「安全性確認調査」を実施しています。平成17（2005）年度は、平成16（2004）年度からの継続調査事案3件（四日市市）のほか、新たに3事案（四日市市、鈴鹿市、菰野町）の調査を実施しました。

このうち、平成16（2004）年度からの継続調査事案である四日市市内山町の事案（2件）については、廃棄物層内部で高濃度の硫化水素やメタンが発生していることが判明し、悪臭の漏洩や火災の発生等のおそれがあることから、原因者に対し発生ガス対策等を講じるよう、措置命令を行いました。

また、平成16（2004）年度に調査を実施した美杉村（当時）の事案について、平成17（2005）年度に県が新たに創設した支援制度を活用し、美杉村が廃棄物の一部（地表部）を撤去しました。

カ 桑名市五反田地内における産業廃棄物の不法投棄について、生活環境保全上の支障を除去するため、平成13（2001）年6月8日、行政代執行に着手し、環境汚染の修復を行っています。

図1-1-11 廃棄物ダイヤル110番通報内訳  
（平成17年4月～平成18年3月）



## 第2節

### 地球温暖化の防止

#### 1 温室効果ガス削減対策の推進

##### 1-1 地球温暖化対策の推進

###### (1) 地球温暖化問題の経緯

地球温暖化とは、人間の社会経済活動に伴い、大気中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの「温室効果ガス」が増加し、地球の平均気温が上昇することを言います。最新の研究成果によると、温室効果ガスの排出がこのまま続くと2100年には平均気温は最高5.8℃上昇、海面水位は最高88cm上昇すると予測されています。

地球温暖化を防止するため、国際的な取組が進められており、1988（昭和63）年に政府間の公式の場として「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）が設置されました。さらに1992（平成4）年5月に地球温暖化防止の枠組みとなる条約「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。

同条約に基づき毎年締約国会議が開催され、特に、1997（平成9）年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）では、先進各国の温室効果ガスの削減目標を取り決めた「京都議定書」が採択されました。この議定書により我が国は、温室効果ガスの排出量を2008～2012年の期間に1990（平成2）年レベルより6%削減することになりました。その後、2001（平成13）年7月に開催された第6回締約国会議（COP6）再開会合（ドイツ・ボン）において、森林のCO<sub>2</sub>吸収量の基準など京都議定書の具体的な運用ルールについて各国の合意がなされました。2002年6月、日本も京都議定書を批准しましたが、2005（平成17）年2月に同議定書が発効しました。

###### (2) 国における取組

我が国における2004年度の温室効果ガスの排出量は、1990年に比べて約8.0%増加しています。

京都議定書で定めた我が国の排出削減目標を達成するため、1998（平成10）年に2010（平成22）年に向けた地球温暖化対策などを定めた「地球温暖化対策推進大綱」を策定しました。

さらに、国民、事業者、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにした「地球温暖化対策の推進に関する法律」を1999（平成11）年に施行しました。2002年3月には、「地球温暖化対策推進大綱」を見直し、京都議定書の約束を履行するた

表1-2-1 日本の温室効果ガス排出量の推移

	1990年 (百万CO <sub>2</sub> トン)	2004年度 (百万CO <sub>2</sub> トン)	伸び率 (%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1,139	1,279	12.3
メタン (CH <sub>4</sub> )	33.2	24.8	-26.4
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	33.2	28.1	-14.4
代替フロン類	49.7	26.0	-54.0
計	1,255.1	1,357.9	8.0

※ただし、1990年の代替フロン類については1995年の値

めの具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにするとともに、同年6月には、京都議定書批准に合わせ、地球温暖化対策推進法を改正しています。

2005（平成17）年2月の京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、6%削減の約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、また、2004（平成16）年に行った地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として2005（平成17）年4月に「京都議定書目標達成計画」を策定しました。

###### (3) 県における取組（温室効果ガス削減対策）

三重県は、地球温暖化対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、県民総参加により地球温暖化対策に取り組むため、平成11（1999）年度に「三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ6）」を策定して、温室効果ガスの排出量を2010年までに1990年のレベルから6%削減することを目標に各対策に取り組んでいます。三重県では、温室効果ガスの排出量のうち95%がCO<sub>2</sub>であり、このCO<sub>2</sub>排出源は、産業、運輸、民生の3部門が約93%を占めています。県内における1990年以降のCO<sub>2</sub>排出量の推移は次のとおりです。

このことから、三重県の温暖化対策は、産業・運輸・民生の3部門におけるCO<sub>2</sub>の排出削減を主体として進めています。

表1-2-2 県内の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の推移

(単位:千t-CO<sub>2</sub>)

部門	1990	2002	2003
	排出量	排出量	排出量
産業部門	15,050	15,428	15,398
運輸部門	4,154	5,081	4,620
民生部門 (家庭系)	1,846	2,338	2,398
民生部門 (業務系)	1,686	2,639	2,773
その他	2,152	2,119	2,026
計	24,888	27,606	27,215

### ① 産業部門の対策

平成13(2001)年3月に公布した三重県生活環境の保全に関する条例において、エネルギー使用量の多い一定規模以上の工場等を対象として、温室効果ガスの排出削減などに関する計画(地球温暖化対策計画書)の作成と知事への提出・公表を規定しました。平成14(2002)年5月には、「三重県地球温暖化対策作成指針」を作成し(平成17(2005)年2月に改正)、対象事業所に対して、説明会の開催等により計画策定を促しました。

平成16(2004)年度から各工場を訪問し、計画のフォローアップを実施しています。

また、削減インセンティブを与えながら費用効果的に温室効果ガスの排出削減を実現するシステムとして「排出量取引」に注目し、県内企業やNPOなどとともに、平成14(2002)年度及び平成15(2003)年度に排出量取引制度の検討事業を実施し、それらの結果を踏まえ、国に対して地域特性を反映した制度提案を行いました。

### ② 運輸部門の対策

三重県生活環境の保全に関する条例において、一定規模以上の駐車場の管理者等に対し、利用者へのアイドリングストップの周知を規定するとともに、自動車の使用者に対し、駐車時のアイドリングストップを規定し、自動車からのCO<sub>2</sub>等の排出削減を進めています。

また、平成16(2004)年度に国土交通省の環境行動計画モデル事業として、北勢地域での「公共交通利用促進による地球温暖化防止実践活動の検証と定着」が選定され、平成17(2005)年度から3か年事業として、鉄道整備、駅周辺整備事業と連携してパークアンドライド社会実験等を実施しています。

### ③ 民生部門の対策

地球温暖化防止活動の拠点として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成16(2004)年5月に「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定しました。また、地域における活動の推進役として「地球温暖化防止活動推進員」を県内で57名委嘱しています。

地球温暖化対策に率先して行政が取り組むため、県内の市町等に対して地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する実行計画の策定を働きかけました。

県民に対して、室内温度の適正管理による電力使用量の節減などの実践行動を促す「エコポイント事業」を実施し、温暖化対策の普及・啓発に努

めました。

また、削減インセンティブを与える等の手段により地球温暖化防止の実践活動が確実に実行されるシステム「三重モデル」の実践に向けての検討を行い、そのうちの一部を試行事業として実施しました。

さらに、県は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成11(1999)年度に認証取得したISO14001の取組との整合を図り、県自らの事務・事業から排出する温室効果ガスの削減に取り組むため、平成13(2001)年3月に「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画」を作成し、全庁的な取組の推進と進行管理を実行しています。この結果、平成16年度末までに平成2年度(1990年度)比で7.9%削減する目標に対して、平成16(2004)年度実施で7.5%削減しました。また、対象範囲等を見直した第2次計画を平成17(2005)年10月に策定し、より一層の取組を推進しています。

## 1-2 フロン対策の推進

### (1) オゾン層の保護

オゾン層の破壊は、冷蔵庫やエアコンの冷媒、断熱材の発泡剤、プリント基板の洗浄剤などとして広く使用されてきたフロン(クロロフルオロカーボン等)が成層圏に達してから分解し、生じた塩素原子がオゾン分子を破壊するものです。オゾン層は、太陽から降り注ぐ有害な紫外線を吸収しており、その破壊により、ガン発生率の増加など人体への影響の他、植物の成長抑制や水生生物への悪影響等、生態系全体への影響が懸念されています。

このため、国際的には、オゾン層の保護を目的としたウィーン条約が締結され、これに基づくモントリオール議定書により、フロンの生産・使用の段階的削減が進められており、平成7(1995)年末には先進国における特定フロンの生産及び輸出入が全廃されました。

我が国においても、昭和63(1988)年にオゾン層保護法が制定され、その後、平成11(1999)年に家電リサイクル法、平成13(2001)年にフロン回収破壊法が制定されたことで、フロンの排出抑制、回収・破壊処理の取組が進められています。

## (2) フロン回収・処理の促進

### ア 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

家庭や事務所から排出される特定家庭用機器廃棄物について、消費者が収集・運搬及び再商品化等の料金を負担し、小売業者は消費者から引き取り、製造業者等へ引き渡す義務を負い、製造業者等は再商品化等(リサイクル)する義務を果たすことを基本とした家電リサイクル法が平成11(1999)年度に制定され、平成13(2001)年4月から施行されています。

### イ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律(フロン回収破壊法)

業務用冷凍空調機器(第1種特定製品)及びカーエアコン(第2種特定製品)からフロンを放出することを禁止し、機器が廃棄される際にフロン回収等を義務づけたフロン回収破壊法が平成13(2001)年6月に制定され、平成14(2002)年4月に第1種特定製品部分が本格施行され、同年10月に第2種特定製品部分が本格施行されましたが、平成17(2005)年1月の使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)の本格施行に伴い、第2種特定製品部分については自動車リサイクル法に移行しました。

### ウ フロン回収破壊法に基づく回収業者の登録

フロン回収破壊法では、業務用冷凍空調機器からフロンを回収する業者(第1種フロン類回収業者)は、都道府県知事の登録が必要です。また、回収したフロンを破壊する業者(フロン破壊業者)は、主務大臣(経済産業大臣、環境大臣)の許可が必要です。

第1種フロン類回収業者登録 665件  
(平成18年4月1日現在)

## 2 エネルギーの適正利用の推進

### 2-1 エネルギー・資源の利用状況

#### ア 電気

平成16(2004)年度における県内総発電量は $30,735 \times 10^6$ kWhで前年度に比べ2.1%減少しました。その内訳は図1-2-1のとおりです。

一方、平成16(2004)年度の県内総需要量是对前年比5.4%増の $16,273 \times 10^6$ kWhであり、需要量の内訳は、一般家庭などの電灯使用量が25.2%、業務用などの電力使用量が74.8%の割合となっています。

電灯・電力使用量の推移は図1-2-2のと

おりです。

図1-2-1 三重県の総発電量(平成16年度)

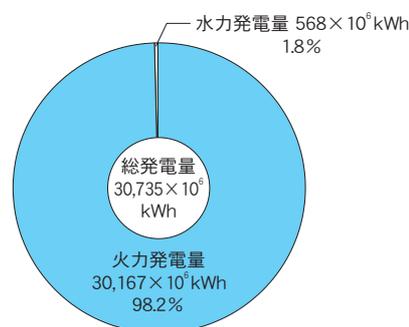
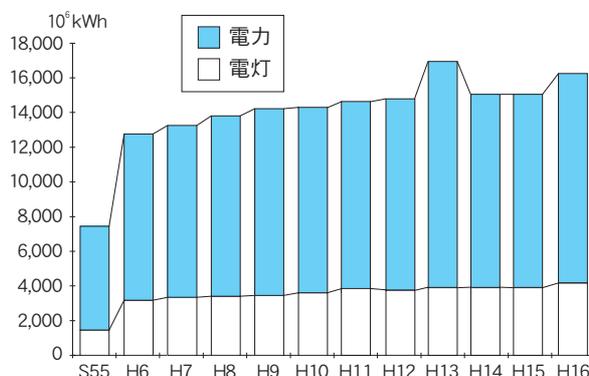


図1-2-2 電灯・電力使用量の推移

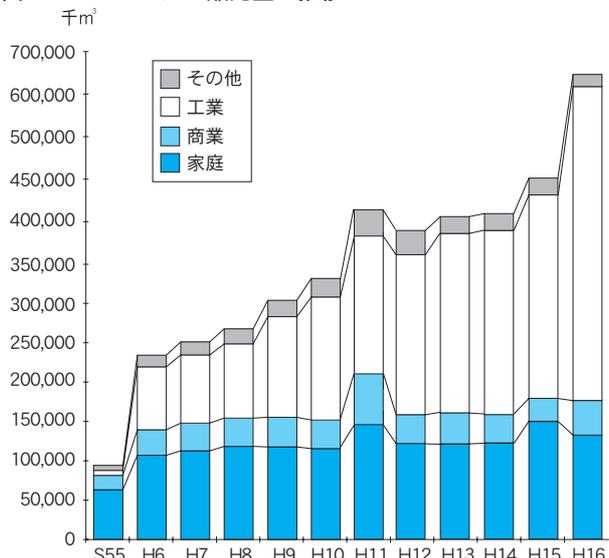


#### イ ガス

平成16(2004)年度における県内ガス販売量は $648,023$ 千 $m^3$ であり、その内訳は家庭用が19.0%、工業用が68.1%、商業用が8.2%、その他が6.2%となっています。

ガス販売量の推移は図1-2-3のとおりです。

図1-2-3 ガス販売量の推移



## 2-2 省エネルギー化の推進

### (1) 省資源・省エネルギー対策の推進

省資源・省エネルギーに対する関心は昭和48年のオイルショックを契機に高まってきたものの、エネルギー消費量は、国民の「ゆとりと豊かさ」を求めるライフスタイルを背景として、民生・運輸部門を中心に依然高い伸び率を示しています。

こうした中で、県民一人ひとりの資源・エネルギーの有効利用に関する正しい理解と実践を促進するため、県内の各種団体で構成する「資源とエネルギーを大切にする県民運動推進会議」を母体として、普及啓発活動を中心とした県民運動を推進しました。

また、平成12（2000）年3月に策定した「三重県地球温暖化対策推進計画 チャレンジ6」の一環として、地球温暖化防止の観点からも省エネルギーによる温室効果ガスの削減は不可欠であることから、県民、事業者、行政が一体となって地域レベルで省エネルギーを推進しています。

平成17（2005）年度も、「環境創造活動を進める三重県民の会」と協働で、「地球温暖化防止を目指す環境県民運動」として、オフィス等の適正冷房（28℃）の徹底と夏季の軽装を呼びかける「夏のエコスタイルキャンペーン」と、電気使用量等の節減を呼びかける「みえのエコポイント事業」に取り組みました。

県庁においても、平成11（1999）年度に導入したISO14001システムに基づき、引き続き電気使用量や廃棄物の削減など環境負荷の低減に取り組んでいます。

### (2) 信号機の高度化改良とLED式信号灯器の整備

幹線道路における交通の円滑化を図るため、信号機の系統化（28基）、多現示化（33基）、閑散時半感応化（3基）、右折感応化（8基）等の信号機の高度化改良を行うとともに、主要交差点（約85箇所）において、LED式信号灯器（約540灯）の整備を進めることにより交差点付近での交通事故防止及び消費電力の削減を図りました。

### (3) 環境に配慮した住宅・住環境の普及促進

住宅の市場や建設過程において地球環境を保全する観点から、エネルギー・資源・リサイクルなどの面で配慮がなされた住宅供給の普及促進や、周辺の自然環境に調和し親しめる住環境形成の普

及促進を図るとともに、住宅ストックの有効活用を図ります。

これらの取り組みが、様々な主体によって計画的かつ持続的に展開するように、平成18（2006）年度に策定する新しい住宅マスタープランに位置づけます。

## 3 新エネルギーの導入促進

### 3-1 導入への取組

#### (1) 三重県新エネルギービジョン

石油依存度の高い我が国のエネルギー事情や地球温暖化等の環境問題に対応するため、新エネルギーの導入促進が強く求められています。

新エネルギーは、地域に密着したエネルギーであることから、地域の特性に応じた導入を図ることが効果的であり、県、市町、NPO、民間企業、住民等が主体的かつ連携・協働して取り組む必要があります。

このため、三重県では「三重県新エネルギービジョン」（表1-2-3）に基づき、その具体化のために次のことに取り組みました。

ア 「公共施設等への新エネルギーの導入指針」による率先導入

この指針は、県の施策方針として新エネルギーを県の施設へ率先導入するため、各部が取り組むべき内容を示したものです。施行以来5年が経過したことから、その導入の取組内容及び進行管理方法を見直し、更に積極的に導入に取り組む体制としました。

平成17（2005）年度には、県の公共施設等へ50kWの太陽光発電設備が導入され、累計771kWとなりました。

イ 新エネルギーの普及支援事業の実施

県内への新エネルギー導入を促進するため、住宅用太陽光発電設備及び学校への太陽光発電設備に対する補助制度を平成13（2001）年度から実施しています。この結果、平成17（2005）年度は当事業により339件の住宅で計1,211kW、5校の学校で計51kWの太陽光発電設備が設置されました。

また、補助の効果を更に高めるため、対象設備や対象者の範囲を拡大するとともに、普及啓発活動の実施を補助の条件とするなど、経済支援と普及啓発を組み合わせた制度となるよう見直しを行いました。

ウ 新エネルギーの普及啓発

クリーンエネルギーフェアを開催（「Mie ちびっこエコ王国」と同時開催700人参加、「久居まつり」で久居市と共同開催421人参加、「すずか環境・エネルギーフェア2005」で鈴鹿市と共同開催1,492人参加）するとともに、市町村新エネルギー担当者を対象とした研修会の開催や小学生を対象とした新エネルギー教室の開催等により、新エネルギーの普及啓発を行いました。

## (2) 水力発電の推進

洪水調整や都市用水供給等を目的として建設されるダムに付属して、放流水のエネルギーを有効利用する自然循環によるクリーンなエネルギーの開発を進めています。

平成17（2005）年度は、宮川ダムの維持放流水のエネルギーを有効利用する宮川ダム維持放流発電設備が完成し、平成18（2006）年4月から運用を開始しました。

また、前年度に引き続き川上発電所（最大出力1,200kW）建設の一部として有効利用し、川上ダムにかかる建設費を負担しました。

## 3-2 未利用エネルギーの利用促進

### (1) RDF焼却・発電施設の整備

可燃性ごみを固形燃料（RDF）化することでサーマルリサイクルと環境負荷の低減を図り、ごみを単に燃やして埋める処理から循環型の処理システムに転換するRDF化構想を、市町村と一体になって進めました。

この取り組みの中で、県は市町村で製造されたRDFの安定的な受け皿として、RDF焼却・発電施設（三重ごみ固形燃料発電所）の整備を進めました。

三重ごみ固形燃料発電所は、平成15（2003）年8月に発生したRDF貯蔵槽爆発事故のため運転を停止していましたが、平成16（2004）年3月から8月にかけて安全対策を講じた上で試運転を行ない、平成16（2004）年9月からRDF焼却・発電事業を再開しています。

また、平成17（2005）年度は、RDF貯蔵施設の築造工事に着手しました。

施設規模

(7) RDF処理能力

240 t / 日

(イ) 発電能力

12,050 kW

表 1-2-3 2005年度末新エネルギー導入量

	新エネルギービジョン策定時	2005年度末導入量	2010年度末導入目標
太陽光発電	1,046 kW	25,316 kW	75,000 kW
風力発電	3,000 kW	34,000 kW	102,000 kW
バイオマス発電	-	1,460 kW	6,000 kW
バイオマス熱利用	-	11,745 kl	19,000 kl
コージェネレーション	186,438 kW	344,173 kW	434,000 kW
うち燃料電池	1,000 kW	36 kW	50,000 kW
クリーンエネルギー自動車	378 台	※ 3,143 台	22,000 台
廃棄物発電	30,000 kW	42,630 kW	43,000 kW
従来型一次エネルギーの削減量合計(原油換算)	102,379 kl	205,724 kl	310,000 kl
CO <sub>2</sub> 排出削減量(参考)	158,202 t-CO <sub>2</sub>	335,929 t-CO <sub>2</sub>	524,515 t-CO <sub>2</sub>

※クリーンエネルギー自動車については、2004年度末の台数

### 第3節

#### 大気環境の保全

#### 1 大気汚染の防止

##### 1-1 大気汚染の現況

###### (1) 概況

大気環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護することが望ましい基準として示されたものです。平成17（2005）年度の大気環境基準の達成状況は次のとおりです。

二酸化硫黄は、測定局28局（県測定14局、四日市市測定8局、尾鷲市測定6局）全てで環境基準を達成しました。

二酸化窒素は、測定局33局（県測定18局、四日市市測定9局、尾鷲市測定6局）のうち、自動車排出ガス測定局1局で環境基準を達成しませんでした。

浮遊粒子状物質は、測定局31局（県測定18局、四日市市測定9局、尾鷲市測定4局）のうち、一般環境測定局6局、自動車排出ガス測定局2局で環境基準を達成しませんでした。

以下、一般環境測定局を「一般局」、自動車排出ガス測定局を「自排局」と略します。（注1）

注1）一般環境測定局：県民が居住する地域に大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在27（県設置14局、四日市市設置7局、尾鷲市設置6局）の測定局が設けられています。

自動車排出ガス測定局：道路沿道の大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在7（県設置4局、四日市市設置3局）の測定局が設けられています。

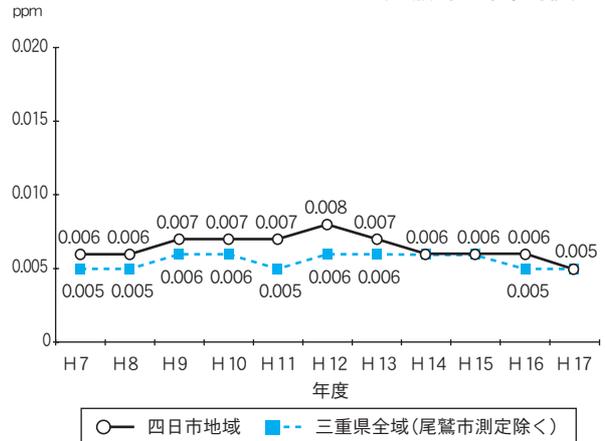
###### (2) 大気汚染の測定結果

###### ア 硫黄酸化物（二酸化硫黄）

一般局26局、自排局2局で測定を実施しました。一般局、自排局とも日平均値の2%除外値は、0.04ppm以下で、環境基準を達成しました。（注2）年平均値の経年変化は図1-3-1のとおりです。（資料編2-2～2-4参照）

注2）二酸化硫黄の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日の測定値がある場合は7日間の測定値）を除外して行います。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

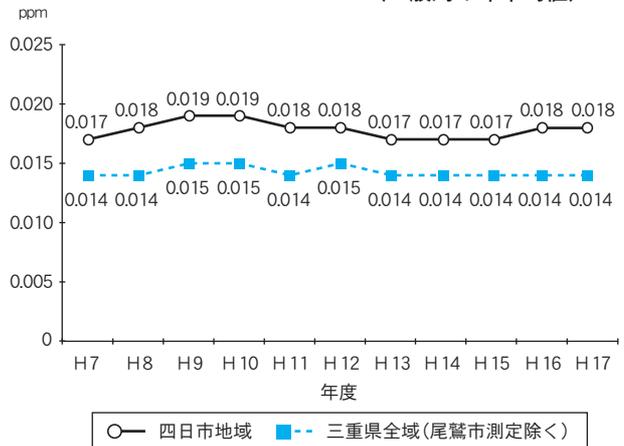
図1-3-1 二酸化硫黄の経年変化  
（一般局の年平均値）



###### イ 窒素酸化物（二酸化窒素）

一般局27局、自排局6局で測定を実施しました。一般局では、日平均値の98%値が0.06ppmを超える局はなく、全ての局で環境基準を達成しました。（注3）自排局では、納屋局を除き環境基準を達成しましたが、納屋局の日平均値の98%値は0.074ppmの高濃度を記録しました。年平均値の経年変化は図1-3-2のとおりです。（資料編2-5～2-8参照）

図1-3-2 二酸化窒素の経年変化  
（一般局の年平均値）



注3）二酸化窒素の環境基準の長期的評価では、年間における日平均値の測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下の場合、環境基準が達成されたと評価します。

### ウ 浮遊粒子状物質

一般局25局、自排局6局で測定を実施しましたが、一般局6局、自排局2局で環境基準を達成しませんでした。(注4)年平均値の経年変化は図1-3-3のとおりです。(資料編2-9参照)

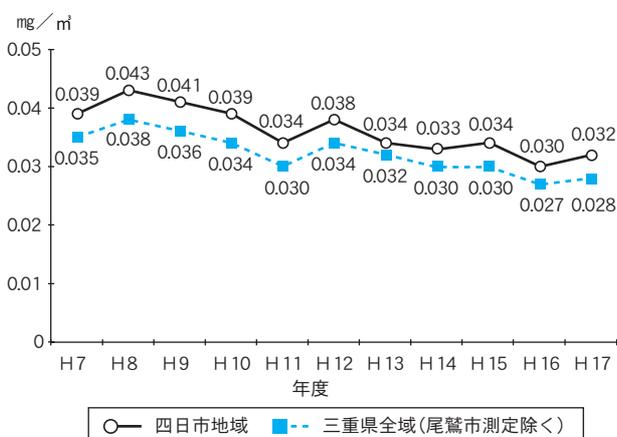
注4) 環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が、0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

### オ 一酸化炭素

一般局1局(尾鷲市測定)、自排局2局(県測定2局)で測定を実施したところ、いずれの局も日平均値の2%除外値は10ppm以下で環境基準を達成しました。(注5)(資料編2-12参照)

注5) 環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が、10ppmを超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

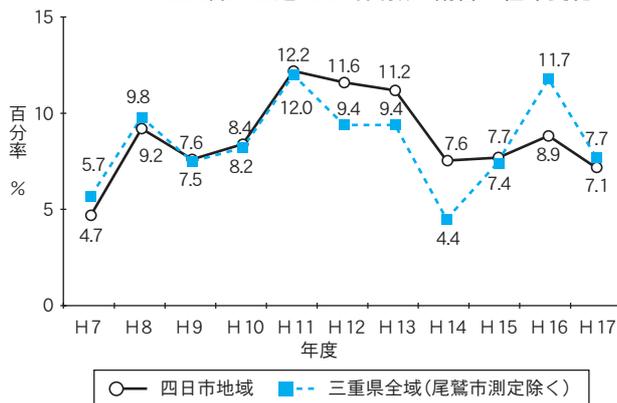
図1-3-3 浮遊粒子状物質の経年変化(一般局の年平均値)



### エ 光化学オキシダント

一般局21局(県測定14局、四日市市測定6局、尾鷲市測定1局)で測定を実施したところ、全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダント昼間値(5時から20時までの測定値)が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化は図1-3-4のとおりです。(資料編2-10、11参照)

図1-3-4 光化学オキシダント昼間値(5~20時)が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化



### カ 非メタン炭化水素

一般局17局(県測定11局、四日市市測定5局、尾鷲市測定1局)、自排局3局(県測定2局、四日市市測定1局)で測定を実施しました。大気中炭化水素濃度の指針では、光化学オキシダント濃度0.06ppmに対応する非メタン炭化水素濃度は、0.20~0.31ppmC(6~9時の3時間の平均値)の範囲となっており、一般局の2局を除き指針値を超えていました。(資料編2-13参照)

### キ 有害大気汚染物質

平成9年(1997)4月に施行された改正大気汚染防止法に基づき、環境省が示す22の優先取組物質(有害性の程度やわが国の大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質)のうち、測定法が示されているトリクロロエチレン、ベンゼン等の19物質(ダイオキシン類を除く)の大気環境調査を四日市市と連携して行いました。(資料編2-14~15参照)

#### (7) 調査地点等

一般環境4地点(桑名市、四日市市、松阪市、伊賀市)、道路沿道1地点(鈴鹿市)、発生源周辺1地点(四日市市)で、毎月1回調査を実施しました。

#### (イ) 調査結果

環境基準が示されているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、及びベンゼンの4物質は6地点とも環境基準を達成していました。(資料編2-16参照)

表 1-3-1 優先取組物質

○アクリロニトリル	○テトラクロロエチレン
○アセトアルデヒド	○トリクロロエチレン
○塩化ビニルモノマー	○ニッケル化合物
○クロロホルム	○ヒ素及びその化合物
クロロメチルエーテル	○1,3-ブタジエン
○酸化エチレン	○ベリリウム及びその化合物
○1,2-ジクロロエタン	○ベンゼン
○ジクロロメタン	○ベンゾ(a)ピレン
○水銀及びその化合物	○ホルムアルデヒド
タルク(アスベスト様 繊維を含むもの)	○マンガン及びその化合物
○ダイオキシン類	○クロム及びその化合物

○印は平成17年度環境調査物質

ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査を実施。

### 1-2 大気環境保全対策

環境省が毎年行っている星空継続観察を県内の7団体が実施し、星空観察を通じ大気環境に関する意識を深めました。実施団体は、表1-3-2のとおりです。

表 1-3-2 平成17年度星空継続観察実施団体

団 体 名	調査時期
松阪市天文台実行委員会	冬
尾鷲市立天文科学館	夏・冬
佐奈四季星の会	冬
亀山市坂下公民館星まつり実行委員会	夏・冬
名張西高等学校科学部	夏・冬
宇賀溪で星を見る会	夏・冬
松阪自然探求会	冬

### 1-3 工場・事業場対策の推進

#### 工場・事業場に対する規制・指導

##### ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法では、一定規模以上のボイラー等のばい煙発生施設、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設等を規制しています。

平成18(2006)年3月31日現在、1,532工場・事業場に4,371のばい煙発生施設、161工場に1,507の一般粉じん発生施設が設置されてい

ます。

##### (7) 硫黄酸化物の規制

硫黄酸化物については、施設毎の排出口の高さに応じた着地濃度規制(K値規制)が実施されています。その規制値は四日市地域(四日市市の一部、朝日町、川越町)が1.17、四日市市(前述以外の地域)が3.0、桑名市及び鈴鹿市が14.5、その他の市町村が17.5となっています。

さらに、四日市地域(四日市市は全域)については、昭和47(1972)年4月から三重県公害防止条例(現三重県生活環境の保全に関する条例)により、総排出量規制を実施してきましたが、この制度は、昭和51(1976)年に大気汚染防止法による総量規制に移行しています。

##### (イ) ばいじんの規制

ばいじんについては、ばい煙発生施設の種類及び規模毎に濃度規制が実施されています。平成10(1998)年4月、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令が公布され、廃棄物焼却炉に係る排出基準が改定されました。

##### (ウ) 窒素酸化物の規制

昭和48(1973)年の第1次規制以降段階的に排出基準の強化、適用施設の拡大が行われ、窒素酸化物を排出する大多数のばい煙発生施設に排出基準が適用されています。

##### (エ) 石綿(アスベスト)の規制

石綿(アスベスト)は耐熱性等に優れているため多くの製品に使用されてきましたが、発ガン性等の健康影響を有するため、原則、製造・使用が禁止されています。

また、吹付け石綿を使用する一定規模以上の耐火性建築物の解体等作業には作業基準等が定められ、工事を施工する前に特定粉じん排出作業の届出が課せられていましたが、アスベストの大気環境への飛散防止措置を拡充・強化するため、平成17(2005)年12月に大気汚染防止法施行令・規則が改正され、平成18(2006)年3月から施行されました。これにより、規制対象となる建築材料の範囲が拡大され、建築物の規模要件等が撤廃されました。

平成17(2005)年度中の届出数は、解体作業が11件、改造・補修作業が56件でした。(以上、四日市市管轄分を除く)

(オ) 揮発性有機化合物（VOC）の規制  
光化学オキシダントによる大気汚染は、その原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出削減により、その改善が期待できます。

工場から排出されるVOCの規制については、平成16（2004）年5月に大気汚染防止法が改正され、平成18（2006）年4月から施行されました。

これにより、VOC排出事業者に対してVOCの排出施設の届出義務、排出基準の遵守義務等が課され、さらに事業者の自主的な対策の取組が期待されます。

#### イ ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類対策特別措置法では、大気基準適用施設として5種類の特定施設、水質基準対象施設として19種類の特定施設を規制対象としています。

平成18（2006）年3月31日現在の県内における大気基準適用施設は296施設、水質基準対象施設は68施設です。

#### ウ 三重県生活環境の保全に関する条例等による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外の施設（指定施設）及び有害物質について規制しています。さらに四日市地域については、一定基準以上の工場等を対象に、窒素酸化物に係る総排出量規制、上乗せ条例によるばいじんの排出基準の上乗せ規制を実施しています。

平成18（2006）年3月31日現在のばい煙に係る指定施設は565工場・事業場に3,705施設、粉じんに係る指定施設は748工場・事業場に4,253施設、炭化水素に係る指定施設は26工場・事業場に436施設が設置されています。（以上、四日市市管轄分を除く）

#### (7) 窒素酸化物に係る総排出量規制

昭和49（1974）年から四日市地域において、窒素酸化物の総排出量規制を実施しており、昭和53（1978）年に二酸化窒素に係る環境基準が改定されたことに伴い、総排出量規制の見直しを行いました。さらに、平成4（1992）年に窒素酸化物排出係数を改訂し、規制を強化しました。

#### (イ) 炭化水素系物質の規制

貯蔵タンク等から炭化水素系物質の漏出を防止するため、一定規模以上の貯蔵施設（原油、揮発油、ナフサ等の貯蔵能力が5,000kℓ以上の貯蔵施設等）について、構造・使用管理基準を設け、規制を行っています。

#### エ 緊急時の措置

大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントについて、緊急時における措置を講じています。平成17（2005）年度は、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、予報等の発令による緊急時の措置はありませんでした。

#### オ 立入検査（四日市市管轄分を除く）

平成17（2005）年度は、延べ393工場・事業場に立入検査を行い、ばいじん、窒素酸化物等の延べ52項目について、排出ガス検査を実施しました。その結果、2項目（2工場・事業場）が排出基準に不適合であったため、改善を指導しました。

また、特定粉じん排出作業について、延べ117現場に立入を行い、敷地境界におけるアスベスト濃度を31現場で測定を実施したところ、すべての現場において特定粉じん発生施設の敷地境界基準以内でした。

## 2 自動車環境対策の推進

### 2-1 自動車環境対策の推進

#### (1) 現状

近年、産業経済の発展や都市化の進展を背景として大型車やディーゼル自動車等の交通量が増加し、都市部や主要幹線道路沿道においては、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が顕在化しています。

県内6ヶ所の自排局の平成17（2005）年度の二酸化窒素の濃度（年平均値）は、全ての局で環境保全目標（年平均値0.020ppm）を超過し、県内の一般環境測定局に比べ高い状況となっており、納屋測定局（国道23号、四日市市）は、環境基準を達成しませんでした。また、浮遊粒子状物質については、納屋測定局、東名阪測定局（東名阪自動車道、四日市市）で環境基準を達成しませんでした。

#### (2) 自動車NOx・PM法（自動車から排出される窒

酸素化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)

### ア 背景

都市地域における窒素酸化物による大気汚染については、自動車NOx法（自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）（平成4（1992）年）に基づき、特別の排出基準を定めた規制（車種規制）を初めとする施策を実施してきましたが、自動車交通量の増大などにより、環境基準を達成するには至っていません。

一方、近年ディーゼル自動車から排出される粒子状物質（PM）について、発がん性のおそれを含む国民の健康への悪影響が懸念されており、窒素酸化物とともに自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図る施策を新たに講ずることが強く求められています。

### イ 法律の概要

平成13（2001）年の通常国会に自動車NOx法の改正法案が提出され、同年6月に自動車NOx・PM法が成立しました。その内容は次のとおりです。

- ・対象物質に粒子状物質を追加
- ・対策地域の拡大

愛知県の61市町村とともに、三重県の北勢地域の8市町（四日市市、桑名市、鈴鹿市、旧長島町、木曾岬町、旧楠町、朝日町、川越町）を追加

- ・粒子状物質について車種規制を導入
- ・窒素酸化物について車種規制の強化
- ・一定規模以上（30台以上保有）の事業者に対する自動車使用管理計画の作成、都府県知事等への届出の義務づけ

### ウ 車種規制

- ・排出規制

ガソリン車への代替が可能な乗用車及びトラック・バス（車両総重量3.5t以下）については、ガソリン車並の排出基準。

ガソリン車への代替が可能なトラック・バス（車両総重量3.5t超）については、最新のディーゼル車並の排出基準。

- ・経過措置

次に示すように、車種ごとに猶予期間を設定しています。加えて、法の施行により短期集中的に多数の自動車の買替えが必要となることから、

さらに1～3年の準備期間が置かれています。

表1-3-3 猶予期間

車種	猶予期間	車種	猶予期間
普通貨物自動車	9年	マイクロバス	10年
小型貨物自動車	8年	ディーゼル乗用車	9年
大型バス	12年	特種自動車	原則10年

### エ 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の概要

#### (7) 経過

自動車NOx・PM法により、知事は対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を定めなければなりません。平成14年7月に関係市町、国の関係行政機関、学識経験者等で構成する総量削減計画策定協議会を立ち上げ、4回の幹事会を開催し、自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の総量を削減するための議論を重ねてきました。

同計画は、平成15年6月4日の協議会で承認をいただき、その後、7月25日に環境大臣の同意を得て、平成15年8月8日に公告しました。

#### (イ) 計画の目標

平成22年度に環境基準を達成するために、排出量の削減について以下のように取り組みます。

総量の区分		窒素酸化物 排出量 (t/年)	粒子状物質 排出量 (t/年)
平成9年度 (現状)	① 対策地域内における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される総量 [1号総量]	18,325	10,013
	② ①のうちの自動車排出総量 [2号総量]	5,199	770
平成17年度 (中間目標)	③ ⑤の達成に向け平成17年度までに達成すべき総量	15,214	9,193
	④ ③のうちの自動車排出総量	2,384	202
平成22年度 (目標年度)	⑤ 対策地域内において、大気環境基準を達成するため、事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出できる総量 [3号総量]	14,342	9,068
	⑥ ⑤のうちの自動車排出総量 [4号総量]	1,741	104

※1 1～4号総量は、窒素酸化物にあつては特別措置法第7条第2項第1～4号、粒子状物質にあつては特別措置法第9条第2項第1～4号にそれぞれ規定される量を示します。  
 ※2 粒子状物質の1号総量、3号総量については硫酸酸化物、窒素酸化物等のガス状物質を前駆物質として生成する二次生成粒子を含んだ量ですが、2号総量、4号総量については、自動車からの排出ガス分（一次粒子）です。

(ウ) 目標を達成するための施策

- a. 自動車単体対策の強化等
  - ・新短期規制、新長期規制の実施
  - ・排出基準適合車への早期代替の促進
  - ・車両の点検・整備の徹底及び過積載車両・整備不良車両等の指導、取締りの強化
  - ・重油混和燃料等の使用禁止への取組及び低硫黄軽油の供給体制の確立
- b. 車種規制の実施等
  - ・車種規制の適正かつ確実な実施
  - ・窒素酸化物排出基準適合車等への代替促進
  - ・国の機関及び地方公共団体による公用車の代替の促進
  - ・対策地域外の事業者に対する排出基準適合車への早期代替の啓発や、国道23号、国道1号における、排出規制不適合大型車に対する通行抑制措置の検討等、流入車対策の推進
  - ・特定事業者による、自動車使用管理計画の作成及び定期報告
- c. 低公害車の普及促進
  - ・低公害車の普及目標の設定（2010年で60万台、年間新車登録台数の80%を低公害車化）
  - ・燃料供給施設等の整備
  - ・国の機関及び地方公共団体による低公害車の率先導入
  - ・経費助成や優遇税制等、低公害車の導入のための支援措置の実施
  - ・自動車等販売者による情報提供の促進
- d. 交通需要の調整・低減
  - ・共同輸配送や積み合わせ配送等、事業者における貨物自動車等の使用合理化の推進
  - ・「モーダルシフト」・「モーダルミックス」など貨物輸送手段の転換の推進
  - ・パークアンドライド駐車場等の整備や、バス優先レーン等の指定によるバス運行の定時性の確保等、公共交通機関の整備及び利便性の向上
  - ・自家用乗用車の使用自粛等
- e. 交通流対策の推進
  - ・バイパス道路等の整備による交通の分散や、道路改良、交差点改良等による交通渋滞の解消

- ・総合的な駐車対策の推進
- ・高度交通管制システムや道路交通情報通信システム等の整備、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）の整備等、交通管制システムの整備等による交通流の円滑化
- f. その他
  - ・アイドリング・ストップ運動の推進
  - ・グリーン配送等の推進

(3) 交通の円滑化対策の推進

- ア 交通情報提供システム（AMIS）の整備  
北勢・中勢地域の主要幹線道路を中心に情報収集提供装置（光ビーコン）40基を整備しました。
- イ 交通管制システムの拡充整備  
国道166号（松阪市大黒田町）及び国道421号（桑名市大字星川）等の信号機11基を集中制御化し、交通の円滑化を図りました。

## 2-2 光化学スモッグ対策の推進

(1) 光化学スモッグの緊急時の措置現状

県内14地域、32関係市町村（H15.4.1における市町村の区域）を発令地域とし、緊急時の措置を要請する対象地域としています。測定されたオキシダント濃度が発令基準に達した場合、その発令地域ごとに緊急時の措置の区分（予報、注意報、警報、重大警報の4種類）に応じ、協力工場への措置を要請します。

平成17（2005）年度の光化学スモッグの発令状況は、6月25日から9月3日までに9日間延べ13地域に予報を発令しました。また、7月21日には四日市地域に、7月28日には大安地域に注意報を発令しました。

なお、7月21日に四日市地域で光化学スモッグによる被害届出（9人）がありました。

(2) 北勢地域光化学大気汚染予測システム

光化学スモッグ注意報発令時において緊急時の措置が速やかに実施されるよう、注意報発令に先立ち、当日早朝に各種汚染物質濃度や気象データから計算した予測情報を各関係機関に提供しています。

- ア 対象地域  
桑名地域、大安地域、四日市地域及び鈴鹿地

域の4地域としています。

### イ 予測情報の内容

4地域別に、「高濃度となりやすいでしょう。」「高濃度とならないでしょう。」の2段階で予測しています。「高濃度」とはオキシダント濃度の日最高値が0.120ppm以上となる場合をいいます。

## 3 騒音・振動の防止

### 3-1 騒音・振動の現況

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準として設定されています。

工場・事業場に係る騒音・振動苦情は、その発生源が住工混在地域に立地する中小規模の工場等や建設作業によるものが多くあります。

家庭生活による騒音苦情は、ピアノ、クーラーあるいは飼犬の鳴き声などが原因であり、生活様式の多様化や都市化の進展のなかで快適な住環境を求める声が強くなってきており、今後増加することが予想されます。

### 3-2 工場・事業場対策の推進

#### (1) 騒音規制法及び振動規制法による規制

騒音規制法及び振動規制法に基づき、生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

#### (2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、法で規制していない施設及び規制地域の拡大（県内ほぼ全域）を行い、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

また、これらの他、深夜営業騒音、作業騒音及び拡声機の使用に伴う騒音について規制を行っています。

#### (3) 立入検査及び指導

法・条例に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の

立入検査を行い基準遵守の確認や改善指導を行いました。（表1-3-4）

また、法・条例の指定地域を有する市町が行う規制事務について助言を行いました。

### 3-3 都市生活騒音対策の推進

生活様式の向上に伴い生活の場からクーラーの音、ピアノの音、飼犬の鳴き声等多様な生活騒音が発生するようになりました。

近年、快適な生活環境を確保したい要求が高まるにつれて、この生活騒音に対する苦情が増加しています。

生活騒音は、工場騒音とは異なり、個人の私生活に深く関わっており、法令で規制し防止するより、各人が近隣に迷惑をかけないように自覚し、自制することが最も大切なことであるとともに、地域ごとの生活騒音防止のための自主的な活動を通して相互受認を含む近隣居住のルールを作ることが大切です。

表1-3-4 工場・事業場及び建設作業に関する騒音・振動関係の立入検査等の実施状況

(平成17年度)

	騒音関係	振動関係
立入検査件数	23	16
測定検査結果	適合	1
	不適合	0
行政指導件数	17	5

表1-3-5 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく制限行為等に係る勧告等の実施状況

(平成17年度)

	指導件数	勧告件数
深夜営業騒音に係るもの	4	0
作業騒音に係るもの	12	0
拡声器の使用制限に係るもの	2	0

### 3-4 環境騒音及び道路交通振動の現状

#### (1) 環境騒音（一般地域）

環境騒音のうち、一般地域（道路に面する地域以外）における騒音の状況は、法の指定地域を有する21市町（旧市町）の協力を得て、73地点で騒音測定を実施しました。（資料編4-4参照）

表 1-3-6 測定地点における環境基準適合状況

環境騒音(一般地域) (平成17年度)

地域の類型	測定地点数	適合地点数		
		昼間適合	夜間適合	2時間帯とも適合
A	30	25	22	20
B	27	24	17	17
C	25	25	22	22
未指定	0			

(2) 自動車騒音及び道路交通振動

環境騒音のうち、道路に面する地域における騒音の状況については、主要幹線道路沿道の30地点で自動車交通騒音測定を実施しました。(資料編4-5参照)

また、道路交通振動の状況については、法に規制地域を有する市町の協力を得て、40地点で道路交通振動測定を実施しました。(資料編4-6参照)

騒音規制法及び振動規制法では、自動車騒音及び道路交通振動の限度(要請限度)を定めており、市町村長は指定地域内における自動車騒音・振動がその限度を超えて道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、公安委員会及び道路管理者に対して、交通規制や道路構造等の改善要請、意見を述べるができることになっています。なお、平成17(2005)年度は法に基づく要請及び意見陳述はありませんでした。

(3) 自動車交通騒音・振動対策の推進

自動車騒音対策を推進するため、平成5(1993)年10月「三重県自動車交通公害対策推進協議会」を設置し、自動車交通公害防止対策の基本的方向と具体的な施策を盛り込んだ「自動車交通公害防止のための基本的な事項」を策定し、総合的な施策を推進しています。

4 悪臭の防止

4-1 悪臭の現況

悪臭に関する苦情は、以前は畜産農業や化学工業が中心でしたが近年では、サービス業・その他、家庭生活等に係る苦情が多くなっています。

4-2 工場・事業場対策の推進

(1) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内において、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っています。

規制地域を有する市町は表1-3-7のとおりです。

表 1-3-7 規制地域を有する市町

市(13)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市
町(10)	木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、紀北町、御浜町、紀宝町

(2) 立入検査及び指導

法の規制地域を有する市町が行う規制事務について助言を行いました。

(3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

近年、市街地の拡大(スプロール化)による混住化と畜産業の規模拡大があいまって、悪臭関連の環境問題が発生しています。

また、県、市町、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を行うなど、環境問題の改善、防止に努めています。

## 第4節

### 水環境の保全

#### 1 水質汚濁の防止

##### 1-1 水質汚濁の現状

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として示されています。

人の健康の保護に関する環境基準は公共用水域全般に適用されるのに対し、生活環境の保全に係る環境基準は、指定された水域ごとに適用されます。

公共用水域の水質汚濁状況の把握のため、水質汚濁防止法第15条に基づき毎年調査を実施し、その結果を同法第17条に基づき公表しています。

##### (1) 調査地点等

「平成17（2005）年度公共用水域水質測定計画（三重県）」に基づき、環境基準未指定河川を含む県内49河川76地点及び4海域（伊勢湾、英虞湾、五ヶ所湾及び尾鷲湾）24地点において、水質調査を実施しました。

なお、調査は三重県、国土交通省中部地方整備局、同近畿地方整備局及び四日市市が分担して行っています。

##### (2) 結果概況

###### ア 河川の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目であるpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数について、県内49河川76地点で水質調査を実施しました。

このうち河川に係る有機汚濁の代表的な指標であるBODでみると、環境基準の類型が指定されている47河川62水域（63地点）のうち、59水域で環境基準を達成しており（3水域で未達成）、達成率は95%となり大幅な改善が見られました（前年度80%）。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目については、県内48河川53水域（58地点）で調査を実施しました。その結果、1地点を除き環境基準を達成しました。

なお、勢田川のほう素が1.9mg/Lで環境基準（1.0mg/L）に未達成でしたが、海水に含まれるほう素が原因であり、人為的な影響によ

るものではありませんでした。

##### イ 海域の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目であるpH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全リンについて、4海域8水域（24地点）で水質調査を実施しました。

このうち海域に係る有機汚濁の代表的な指標であるCODでみると、環境基準の類型が指定されている4海域8水域のうち、2水域が環境基準を達成しており（6水域で未達成）、達成率は25%となり前年度（25%）並みでした。

また、海域の富栄養化の原因物質である全窒素及び全リンについては、類型指定が行われている4海域6水域のうち、達成率は、全窒素83%（前年度は83%）、全リン50%（前年度は100%）となりました。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目については、4海域8水域（8地点）で調査を実施しました。その結果、前年度に引き続きすべての地点で環境基準を達成しました。

##### (3) 評価と対策

平成17（2005）年度は河川の環境基準達成率は前年度に比べて改善し、海域については前年度並みでした。

今後、環境基準の達成向上のため工場・事業場排水対策、生活排水対策等をより一層推進していくこととしています。

##### 1-2 地下水の状況

近年、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が全国各地で顕在化しています。地下水はいったん汚染されると、その回復が難しいことから汚染の未然防止を図ることがなによりも重要となっており、平成9年（1997）年3月には地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されました。

三重県の地下水の水質の状況は以下のとおりです。

##### (1) 概況調査

従来、地域の全体的な地下水質の状況を把握するため、県内全域を108メッシュ（市街地5km×

## 1章4節

● 水環境の保全

5 km、山間部10km×10km) に区分し、4年サイクルで県内を一巡する調査を実施してきましたが、平成3(1991)年度から平成14(2002)年度までの調査で県内調査地点を網羅したと考えられることから概況調査を一時休止し、平成17(2005)年度は四日市市調査分5地点において調査を実施しました。その結果、ほう素、ふっ素及び硝酸性、亜硝酸性窒素が検出されましたが、いずれも環境基準に適合していました。

(2) 定期モニタリング調査

過去の調査で環境基準(平成9(1997)年度までは評価基準)を超過して検出された地点において、地下水質の状況を経年的に監視するため調査しています。

平成17(2005)年度の調査地点は20地点で、その調査結果は、10地点では環境基準を達成していましたが、10地点で依然環境基準を超過する項目がありました。内訳は砒素が1地点、ふっ素が1地点(ともに地質由来)、トリクロロエチレンが2地点、テトラクロロエチレンが6地点、シス-1,2-ジクロロエチレンが2地点で環境基準を超過して検出されました。

(3) 評価と対策

平成17(2005)年度の定期モニタリング調査において20地点中、10地点で環境基準を超過していました。前年度は20地点中、12地点で超過しており、超過地点数は多少減少しましたが、今後も監視を継続していく必要があります。なお、飲用井戸等に対する指導は実施済みです。

1-3 水浴に供される公共用水域の状況

水浴場は、人と水がふれあう場として最も親しまれている水環境であり、自然の水環境を構成する重要な水辺であることから、快適な水浴場を確保することは、水環境の保全を図るうえで重要な課題です。このため利用者が概ね1万人/年以上の水浴に供される公共用水域の水質検査を実施し、快適な遊泳ができる状態であるかの確認を行っています。

平成17(2005)年度のシーズン前の水質の状況は、国が定めた判定基準では、調査対象22水浴場中、AAが8、Aが5、Bが9水浴場となっていました。

注) 水浴場における水質判定基準は、適(AA、

A)、可(B、C)、不適として表記します。

1-4 環境基準類型指定の実施

河川は、水道、農業用水、水産等、様々な用途に利用されています。

主要河川については、その水質保全を図るため、用途に応じて環境基準の類型指定を実施しているところです。

平成17(2005)年度は、熊野市内の大又川をAA類型に新たに指定しました。

1-5 工場・事業場対策の推進

(1) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、第2条に定める特定施設を設置する工場・事業場(特定事業場)から公共用水域に排出される排出水のうち、日平均総排水量が50m<sup>3</sup>以上または有害物質を含むものに対して、全国一律の排水基準が設定されています。

さらに、三重県では、昭和47(1972)年1月、法第3条第3項に基づく上乗せ条例を制定し、よりきびしい排水基準を定め、公共用水域の水質汚濁防止を図っています。

水質汚濁防止法に基づく特定施設は逐次政令で追加され、平成18(2006)年3月31日現在の総届出特定事業場数は7,758事業場となっています。

そのうち規制対象特定事業場は1,051で全体の13.5%(平成16(2004)年度13.6%)です。(政令市である四日市市分は除く)

表1-4-1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数の推移

(平成13~17年度)

区分		年度	H13	H14	H15	H16	H17
排水量	50m <sup>3</sup> /日以上		954 (83)	950 (49)	944 (49)	940 (51)	936 (56)
	50m <sup>3</sup> /日未満		6,860 (225)	6,764 (125)	6,807 (112)	6,854 (119)	6,822 (115)
計			7,814 (308)	7,714 (174)	7,751 (161)	7,794 (170)	7,758 (171)

注1) ( )は内数で、有害事業場分

注2) 四日市市分は除く

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、「鉄道業の用に供する車両整備施設」と「家具製造業の用に供する塗装水洗ブース施設」を指定施設とし、指定施設を設置する工場・事業場から排出さ

れる排出水について規制を行っています。

なお、平成18（2006）年3月31日現在、指定施設を設置する工場・事業場は5事業場で、このうち2事業場が規制対象となっています。

### (3) 立入検査及び指導

法及び条例に係る特定事業場等の届出内容及び汚水処理施設の管理状況等の点検並びに指導を行うとともに、排水基準の遵守状況を監視するため、立入検査を実施しました。

平成17（2005）年度は延べ590事業場（採水を行う立入検査は208事業場）に対して立入検査を実行し、145事業場に排水処理施設の改善等を指導しました。

## 1-6 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

### (1) 伊勢湾総量規制の推進

昭和53（1978）年6月の水質汚濁防止法の一部改正により、CODを指定項目として水質総量規制制度が導入されました。第5次総量削減計画の目標年度である平成16（2004）年度には、伊勢湾に排出する汚濁負荷量の総量は昭和54（1979）年度の66％に削減される見込みです。（図1-4-1）

また、全窒素に係る汚濁負荷量は平成11（1999）年度の96％、全燐に係る汚濁負荷量は92％に削減される見込みです。（図1-4-2）

三重県の水質総量規制対象区域（指定地域）は南勢地域の一部、伊賀、東紀州地域を除く21市町で、総量規制対象事業場は705事業場です。

また対策等の効果を評価するために、広域総合水質調査、発生負荷量管理等調査などを行いました。

図1-4-1 伊勢湾の発生汚濁負荷量（COD）

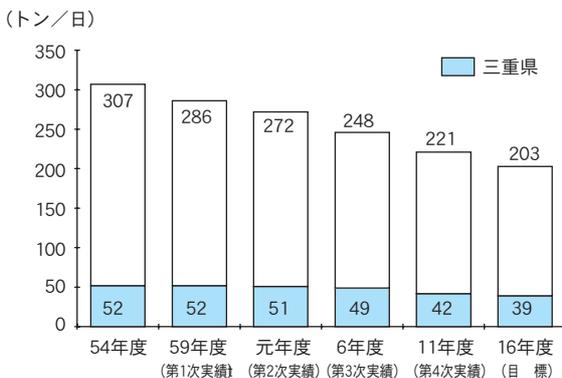
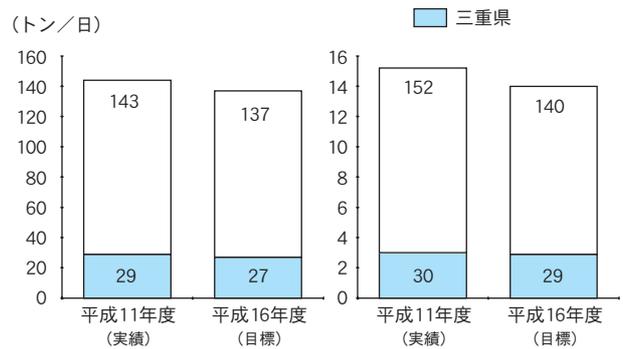


図1-4-2 伊勢湾の発生汚濁負荷量（全窒素、全燐）



### (2) 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

伊勢湾及びその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、岐阜県、愛知県、三重県、及び名古屋市で構成する伊勢湾総合対策連絡協議会において、調査研究や啓発活動等を実施しました。

## 2 生活排水対策の推進

### 2-1 生活排水処理施設の整備推進

#### (1) 生活排水処理の状況

水質汚濁の主な原因となっている生活排水については、下水道をはじめ浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進を図ることが急務となっています。平成17（2005）年度末の三重県の生活排水処理施設の整備率は67.9％と全国平均（80.9％）に比べ低い状況にあります。

表1-4-2 生活排水処理施設の整備率の状況

（平成17年度末）

区域	公共下水道	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	コミュニティプラント	浄化槽	計
三重県	37.5%	4.1%	0.3%	0.3%	25.7%	67.9%
全国	69.3%	2.8%		0.3%	8.6%	80.9%

注）生活排水処理施設の整備率：処理可能居住人口／住民基本台帳人口×（100％）  
 全国の整備率は国の公表データを基に三重県が算出。  
 率の計は四捨五入の関係で合わない。

#### (2) 「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」の策定

三重県の生活排水処理施設整備の状況を踏まえ、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」を平成17（2005）年度に見直し、新たに策定しました。

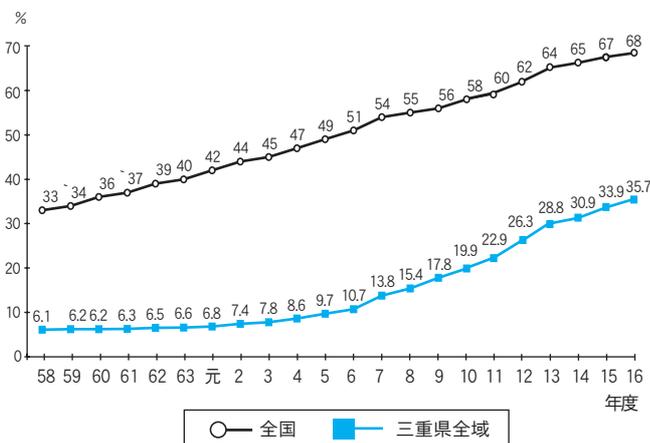
この計画は、平成27（2015）年度を目標年度

とし、県内全域における整備区域、地域特性に対応した整備手法、整備スケジュール等を具体的に明らかにしています。また、計画では、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備手法別目標を明らかにしており、生活排水処理施設の整備率を目標年度までに84%まで向上させることとしています。

### (3) 下水道事業の推進

ア 下水道は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の防除を目的としてその整備が急がれています。公共下水道事業については、24市町で計画されており、平成17（2005）年度末までに23市町（12市11町）で供用を開始しています。

図1-4-3 下水道普及率の変化



流域下水道事業については、県内で計画されているすべての処理区（6処理区）で事業に着手しており現在4処理区で供用を開始しています。

イ 公共用水域の一層水質改善を進めるため、従来のBOD、SS除去主体の二次処理に加えCOD、窒素、リンの除去を図る高度処理が求められています。

平成17（2005）年度末現在、県内では34処理場の内15の処理場で高度処理を実施しています。

### (4) 農業集落排水事業の推進

農業集落排水事業は、農村社会の生活様式の変化等に伴う農業用排水の汚濁の進行や、農産物の生育障害等の改善を図り、生産性の高い農業の実現と快適で活力ある農村社会を形成するため、主として、農業振興地域内の農業集落を対象に生活排水の処理施設を整備しています。

平成17（2005）年度に見直しを行った「生活排水処理施設整備計画」では、17市町、202地区で実施予定となっており、当面、他事業と調整を図りながら、同計画を基本に計画的かつ効果的に、平成27（2015）年度末の処理率83.1%を目標に事業を推進しています。

### (5) 漁業集落環境整備事業の推進

漁業集落環境整備事業は、新しい海洋秩序の時代に対処し、漁業の振興と水産物の安定供給の確保を図り、その基盤である漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図るため、漁業集落排水の整備の他に、漁業集落道、水産飲雑用水の整備等を行っています。

漁業集落排水は平成2（1990）年度から着手しており、平成17（2005）年度までに5地区完了し、平成18（2006）年度現在2地区で事業実施しています。

### (6) 浄化槽の設置

浄化槽は、下水道等と同等の処理能力を有し、比較的工事期間が短く、安価に設置できることから、生活排水対策の重要な柱の一つになっています。国、県においても、補助制度を創設して、浄化槽の設置を促進しています。

平成17（2005）年度は、浄化槽の設置促進を図るため、四日市市など25市町を対象に4,501基、592,448千円の県費補助を行いました。

また、市町村が事業主体となって浄化槽の面的な整備を図る「浄化槽市町村整備推進事業」について、平成17（2005）年度には、松阪市等合わせて5市町村で事業を実施しました。

### (7) 生活排水総合対策の推進

平成2（1990）年6月に水質汚濁防止法が一部改正され、生活排水対策を推進することが特に必要な地域について知事が生活排水対策重点地域として指定した市町（旧町、村含む）は、生活排水対策推進計画を策定すること等の諸規定が設けられました。

この指定を受けた市町（旧町、村含む）では、生活排水対策推進計画を定め、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発等について計画的、総合的に取り組んでいます。

一方、国民の責務として、公共用水域の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の適正使用に心がけることに加え、市町村等が推進

# 第1章 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

## 1章4節

● 水環境の保全

表 1-4-3 農業集落排水事業の実施状況（平成18年3月31日現在）

事業名	地区数	市町数	処理区数	計画対象人口	(17年度末)事業進捗状況	備考〔 〕は地区数
汚水処理施設整備交付金	(0) 3	(0) 2	(0) 3	(0) 687	0%	亀山市〔2〕玉城町〔1〕
農業集落排水事業	(123) 132	(17) 17	(123) 132	(80,114) 92,833	86.3%	桑名市〔4〕木曾岬町〔4〕いなべ市〔14〕四日市市〔9〕菟野町〔4〕鈴鹿市〔16〕亀山市〔11〕津市〔25〕松阪市〔3〕多気町〔6〕明和町〔1〕玉城町〔2〕伊勢市〔2〕南伊勢町〔1〕志摩市〔1〕伊賀市〔20〕名張市〔9〕
農村総合整備モデル事業	(4) 4	(4) 4	(5) 5	(2,475) 2,475	100.0%	完了 伊賀市〔1〕名張市〔1〕桑名市〔1〕津市〔1〕
農村基盤総合整備事業	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(477) 477	100.0%	完了 四日市市〔1〕
全体	(128) 140	(22) 24	(129) 141	(83,066) 96,472	80.6%	

( )内は完了分で内数

表 1-4-4 漁業集落環境整備事業（漁業集落排水）の実施状況（平成18年3月31日現在）

地区数	市町数	処理区数	計画対象人口	進捗率
(5) 7	2	(5) 7	(6,764) 9,744	69%

( )内は完了分で内数

する生活排水処理施設の整備等に協力しなければならないことが規定されています。

さらに、三重県生活環境の保全に関する条例に、日常生活等における水質汚濁の防止についての規定を盛り込み、すべての県民が生活排水による水質汚濁の防止に努めることとしました。

### (8) 浄化槽の適切な維持管理

三重県における浄化槽設置基数は、平成16（2004）年度末で約24万6千基です。

平成17（2005）年度には、浄化槽排水による公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽設置者及び管理者に対する啓発、浄化槽法に規定する法定検査の推進、浄化槽の適正な維持管理の指導を行いました。

表 1-4-5 生活排水対策重点地域

生活排水対策重点地域名	市町名	指定年月日
勢田川流域 (旧御園村に係る流域を除く。)	伊勢市 (旧伊勢市のみ)	平成3年3月19日
岩田川流域 (旧津市内の流域で、公共下水道の使用区域及び平成7年度までの整備予定区域を除く。)	津市 (旧津市のみ)	平成4年4月10日
久米川流域 (旧大山田村に係る流域を除く。)	伊賀市 (旧上野市のみ)	平成5年5月27日
志摩地域全域	鳥羽市 志摩市 (旧浜島町、 旧大王町、 旧志摩町、 旧阿児町、 旧磯部町)	平成6年2月28日
四日市市、菟野町地域全域 (四日市市の下水道処理区域を除く。)	四日市市 (旧楠町を除く) 菟野町	平成8年2月8日
松阪市・多気町・明和町・ 地域全域	松阪市 (旧松阪市、 旧飯南町、 旧飯高町) 多気町 (旧多気町、 旧勢和村) 明和町	平成9年2月18日

## 3 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用

### 3-1 水循環・浄化機能の確保

#### 水生生物を指標とした水質調査

広く水環境保全意識の啓発を図ることを目的に、主に小・中学生を対象に約1,240名の参加を得て、水生生物による身近な川の水質調査を行い、その結果を「水生生物を指標としたみえの河川水質マップ」として作成し公表しました。

### 3-2 地盤沈下の防止

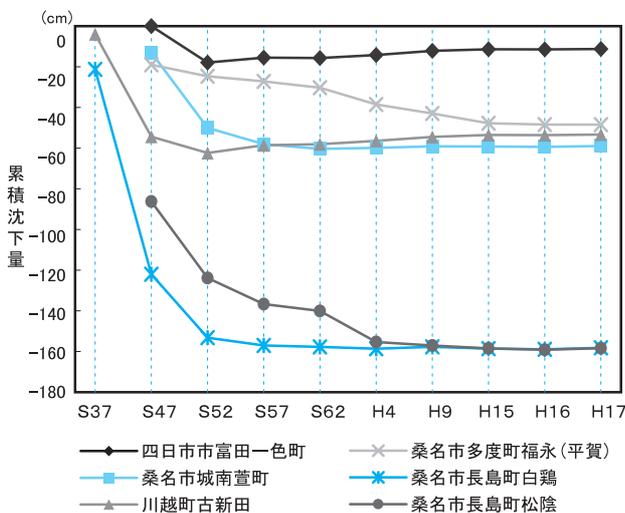
#### (1) 地盤沈下の現状

昭和30年代後半からの高度経済成長期の地下水利用の増大に伴い、広い範囲で地盤が沈下するという現象が発生し、昭和36（1961）年から平成17（2005）年までの44年間に、桑名市長島町

大字白鷄（水準点番号C35-16）では、158cmの累積沈下量が記録されています。

北勢地域の地盤沈下は、工業用地下水採取の大幅な削減や水道用水の地表水への転換などにより、沈静化傾向にあります。しかし、平成6（1994）年のような異常渇水時には、平年を大幅に上回る年間2cm以上の地盤沈下地域が観測されています。このように地盤沈下は降水量等の気象状況の影響を受けやすく、また、海拔0m地域にあっては年々わずかながらその地盤高を低くしており、常に高潮・洪水・内水氾濫及び地震災害等の潜在的危険性の高い地域となっています。

図1-4-4 北勢地域主要水準点の沈下状況



(2) 地盤沈下対策の推進

ア 地下水採取の規制・指導

地下水の過剰揚水が地盤沈下の主要因であることから、昭和32（1957）年以降、四日市市

の一部と楠町（現四日市市）を工業用水法の指定地域として工業用の地下水採取を規制しました。

また、昭和50（1975）年4月から、三重県公害防止条例（現三重県生活環境の保全に関する条例）の改正により、地域を拡大し、工業用以外の採取にも規制をしました。

イ 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の状況を把握し、かつ地盤沈下を未然に防止するため、二つの方法により監視を行っています。

・水準測量による方法

精密水準測量を実施して、地盤の上下変動を測定する方法で、愛知県豊明市にある基準水準点を不動点として、各水準点の標高を測定し、前年との差から変動量を出し、地盤沈下の状況を把握しています。北勢地域の2市3町の地点で水準測量を行い、平成17（2005）年は、1cm以上の沈下水準点は観測されませんでした。

・地盤沈下観測井戸による方法

地盤沈下の主な原因である地下水位の低下の状況や地層別の収縮量（沈下量）を、図1-4-6のような観測井戸を設けて測定しています。

地盤沈下と密接に関連する規制地域内の地区水位（年間平均）は、単年度では低下も見られませんが全般的には上昇傾向にあり揚水量の削減効果が現れてきています。

図1-4-5 規制地域内の地下水採取量と地盤沈下面積の推移

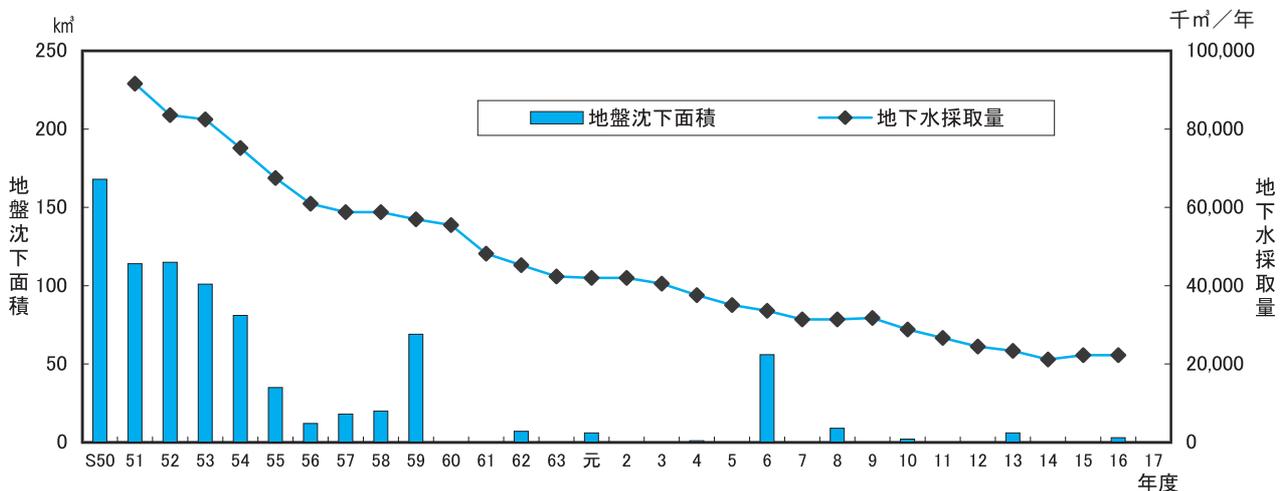
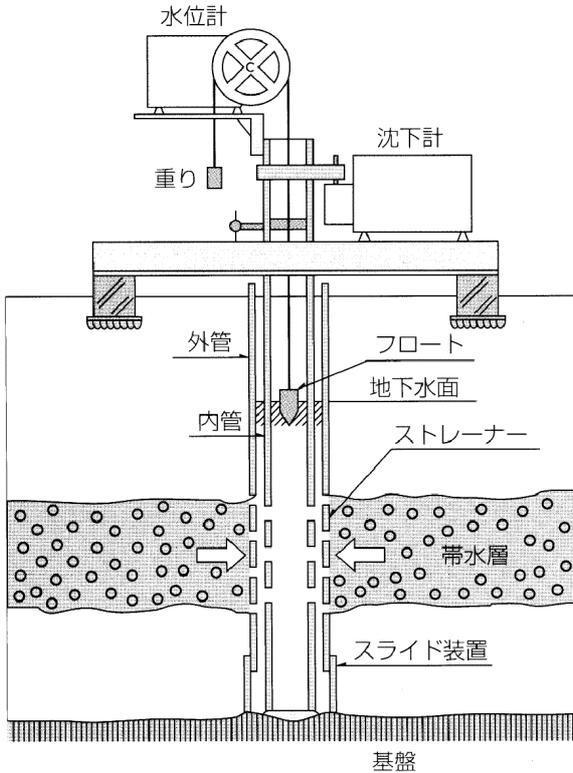


図1-4-6 地盤沈下観測井戸



#### ウ 濃尾平野地盤沈下防止対策要綱

愛知県、岐阜県、三重県の3県にまたがる濃尾平野の地盤沈下を防止するため「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」により、各種の地盤沈下防止等の対策を推進しています。

表1-4-6 地盤沈下関連事業一覧表 (要綱に基づく全事業)

関連事業の分類	事業主体	事業内容
代替水の供給に係る事業	三重県	北伊勢工業用水道事業 (第4期事業)
地盤沈下対策事業	三重県	地盤沈下対策土地改良事業 (城南、源緑輪中、東汰上、東汰上二期) 地盤沈下対策河川事業 (現在：低地対策事業) (鍋田川)
その他関連事業	三重県	中小河川改修事業 (現在：都市河川改修事業) (員弁川、朝明川) 排水対策特別事業 (長島北部) 湛水防除事業 (伊曽島北部、城南、七取、木曾岬、長島北部)

#### (7) 啓発・普及の推進

平成17(2005)年度は、要綱で設定され

ている地下水採取目標量の遵守に向け地下水利用から表流水利用への啓発・普及等の対策を進めました。

#### (イ) 北伊勢工業用水道事業

北伊勢工業用水道事業は、北勢地域の臨海部の石油化学を中心とする工場の発展に伴う水需要の増大や、地下水の汲み上げによる地盤沈下及び塩水浸入に対する地下水代替水の確保に対処するため、昭和31(1956)年に給水を開始して以来、順次拡張を行ってきましたが、初期の施設にあっては給水開始後約40年経過しているため老朽劣化が進んでいます。

平成17(2005)年度には老朽劣化した施設の改築事業を実施しました。

#### (ウ) 地盤沈下による災害の防止又は復旧

平成17(2005)年度には、地盤沈下による湛水災害及び被害の防止と、河川管理施設及び土地改良施設の機能の復旧又は機能の復旧に資する関連事業として、河川事業及び土地改良事業等を実施しました。

地盤沈下対策河川事業 (現在：低地対策事業)	鍋田川
地盤沈下対策土地改良事業	城南地区 東汰上二期地区
その他関連事業 中小河川改修事業 (現在：都市河川改修事業)	員弁川
その他関連事業 排水対策特別事業 湛水防除事業	長島北部地区 城南地区

### 3-3 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

#### 宮川に望ましい河川流量の設定と対策

宮川流域ルネッサンス事業の中で、宮川流域の現状の把握・整理を行い、流量回復目標値及び回復策を検討しました。

また、宮川流域ルネッサンス事業の一環として、冷濁水対策に有効な選択取水設備の設置工事に平成11(1999)年から取り組み、平成18(2006)年4月1日から毎秒0.5立方メートルの河川維持流量の回復を実施しました。

### 3-4 雨水貯留・浸透機能の維持向上

#### (1) 水源地域の森林整備

森林は豊かな水を育む「緑のダム」と呼ばれています。

良質な水資源を安定的に確保するためには、下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備を十分にを行い、森林と森林土壌を健全な状態に保たねばなりません。

平成17（2005）年度には、緊急の課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等の森林整備に直結した林道事業、荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

また、森林の重視すべき機能に応じて、効果的な管理を行うため、森林GIS（地理情報システム）を活用し、市町や関係者と協働し、森林を生産林（持続生産を重視する森林）と環境林（公益的機能を重視する森林）に区分（ゾーニング）しています。

### (2) 河川流量の確保対策の推進

出水時は洪水調節を行い、平常時は河川における動植物の保護や水質を保全・改善するため、必要な河川の流量を安定供給するダムの整備を進めています。

平成17（2005）年度には、ダム建設のために必要な流量調査・環境調査及び道路設計を進めました。

### (3) ダムの放流水対策

宮川ダムからの冷濁水放流を改善するため、選択取水設備を設置しました。

## 3-5 水資源の適正利用

宮川の維持流量として宮川ダムから常時放流する水を利用する宮川維持流量発電設備（最大出力220kW）の建設が完了しました。

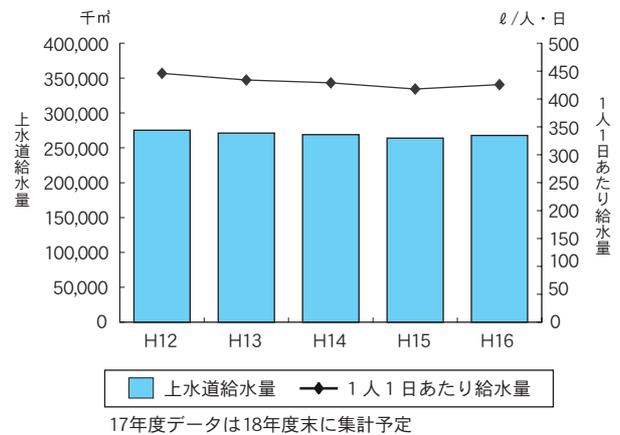
なお、平成17（2005）年度末現在で10箇所の水力発電所があり、合計最大出力は、97,800kWです。

## 3-6 上水道

平成16（2004）年度における上水道給水量は267,898千 $\text{m}^3$ 、給水人口は1,723,142人であり、1人1日あたりの給水量は426 $\ell$ です。上水給水量及び1人1日あたりの給水量推移は図1-4-7のとおりです。

（注）簡易水道・専用水道を除く。

図1-4-7 上水道給水量及び1人1日あたりの上水道給水量の推移



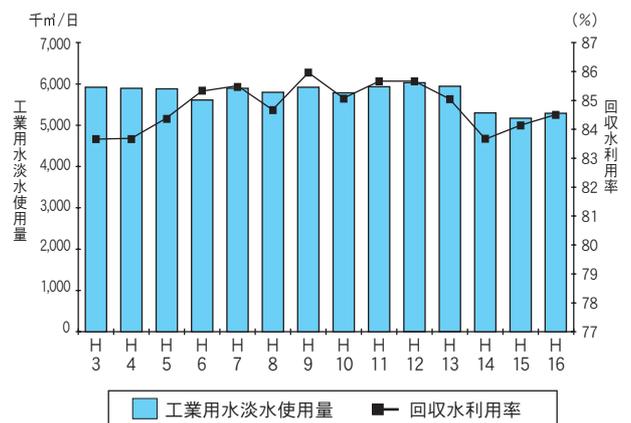
## 3-7 工業用水

平成16（2004）年度における工業用水使用量の合計は6,258千 $\text{m}^3$ /日であり、その内訳は淡水が84.5%、海水が15.5%で、淡水使用量のうち回収水が占める割合は85.1%です。

また、回収水を除く淡水供給量のうち約61.7%を工業用水道が給水しています。

工業用水の淡水使用量及び回収水利用率の推移は図1-4-8のとおりです。

図1-4-8 工業用水淡水使用量及び回収水利用率の推移



## 第5節

化学物質に起因する環境リスク対策の推進

### 1 有害化学物質対策の推進

#### 1-1 新たな有害化学物質への対応

##### (1) ダイオキシン類

###### ア 大気の状態調査

平成12（2000）年1月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法（平成11（1999）年7月公布）に基づいて、ダイオキシン類の大気中濃度を調査しました。

###### ・調査地点

一般環境調査地点は、常時監視地点13地点で調査を実施しました。

###### ・調査方法

年4回、連続7日間の試料採取を行い、分析しました。

###### ・調査結果の概要

平成17（2005）年度の結果は、すべて環境基準を達成していました。

###### イ 水質の状態調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、平成11（1999）年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、その環境基準、特定施設に係る排出基準のほか、汚染状況の常時監視等について規定されています。

このため、平成17（2005）年度は、県内47（河川34、海域13）の環境基準点で水質調査を実施したところ、朝明川、中の川及び比自岐川の測定地点で環境基準を超過しました。

底質については、47（河川34、海域13）の環境基準点で調査しましたが、全て環境基準を達成していました。

水生生物については、環境基準が設定されていませんが、5（海域3）地点において調査を実施したところ、環境省が実施した全国調査と比較し、特に問題となる結果ではありませんでした。また、9地点で行った地下水調査では、全ての地点で環境基準を達成していました。

表1-5-1 ダイオキシン類調査結果（平成17年度）  
（河川）

市町名	河川名	地点名	水質	底質
			(pg-TEQ/L)	(pg-TEQ/g)
桑名市	員弁川	桑部橋	0.33	0.96
	肱江川	肱江橋	0.14	2.0
四日市市	三滝川	三滝橋	0.81	1.6
	海蔵川	新開橋	0.49	0.65
川越町	朝明川	朝明橋	1.3	0.83
		朝明大橋	0.21	0.43
鈴鹿市	金沢川	千代崎樋門	0.74	7.9
	中の川	木鎌橋	1.2	1.2
津市	志登茂川	江戸橋	1.0	3.9
	安濃川	御山荘橋	0.64	5.5
	岩田川	観音橋	0.25	8.4
	長野川	長野橋	0.22	0.55
松阪市	雲出川	両国橋	0.066	0.33
	阪内川	荒木橋	0.22	0.28
多気町	金剛川	昭和橋	0.93	10
	櫛田川	津留橋	0.066	0.34
明和町	濁川	柳原橋	0.053	0.56
大台町	笹笛川	八木戸橋	0.89	57
伊勢市	宮川	船木橋	0.047	0.20
	五十鈴川	堀割橋	0.089	0.73
	外城田川	野依橋	0.53	3.6
鳥羽市	横輪川	馬渕橋	0.049	0.27
	加茂川	野畑井堰	0.16	0.76
大紀町	大内山川	滝辺橋	0.051	0.21
	藤川	野添橋	0.055	0.21
度会町	一ノ瀬川	飛瀬浦橋	0.054	1.2
伊賀市	久米川	芝床橋	0.98	0.52
	比自岐川	枳川橋	1.1	4.1
	柘植川	山神橋	0.48	0.31
尾鷲市	矢の川	矢の川橋	0.045	0.21
紀北町	赤羽川	新長島橋	0.048	0.48
	銚子川	銚子橋	0.044	0.61
熊野市	北山川	四滝	0.045	0.20
御浜町	尾呂志川	阿田和橋	0.13	0.98
		地点数	34	34
		河川数	33	33

## 15章

●化学物質に起因する環境リスク対策の推進

(海域)

海 域 名	地点名	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	水生生物種別 (pg-TEQ/g)	
四日市港 (甲)	st-1	0.054	11		
四日市・鈴鹿地先海域 (甲) (乙)	st-3	0.057	13		
	st-4	0.054	13	0.71	コチ カレイ
	st-5	0.055	13	0.78	
津・松阪地先海域	st-1	0.065	0.34		
	st-2	0.051	7.3	2.4	コノシロ タイ
	st-3	0.065	8.7	0.32	
伊勢地先海域	st-4	0.054	0.24		
英虞湾	st-1	0.046	15		
	st-2	0.045	0.30	0.29	ホタテ
五ヶ所湾	st-1	0.045	0.37		
尾鷲湾	st-1	0.044	1.1		
	st-2	0.045	0.22		
地点数	13	13	13	5	

## 1-2 化学物質対策の推進

有害大気汚染物質は、発がん性等人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのある物質といわれており、平成8(1996)年に大気汚染防止法が改正され、地方公共団体の施策として、大気環境調査、事業者の排出抑制の責務等が規定されました。平成9(1997)年には、有害大気汚染物質のうち、健康リスクが高いと評価される物質であるベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気環境基準が設定されました。さらに、平成13(2001)年4月には、ジクロロメタンの環境基準が設定されました。

(平成17(2005)年度の大気環境調査の結果は、資料編2-16参照)

## 2 化学物質の適正管理の推進

### 2-1 化学物質の包括的な管理対策の推進

#### PRTR制度の推進

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」が、平成11(1999)年7月に公布されました。

平成17(2005)年度は、法に基づく4回目の届出がなされました。本県内では861件の届出がなされ、排出量・移動量については、トルエン、キシレンなどの溶剤類が多く排出されていまし

た。

## 3 地下水・土壌汚染対策の推進

### 3-1 土壌汚染物質モニタリング体制の確立

#### (1) ダイオキシン類環境調査の実施

土壌中のダイオキシン類の実態把握をするため、県内9地点で一般環境把握調査を実施しました。

調査の結果、環境基準値(1,000pg-TEQ/g)を全て下まわっていました。

#### (2) 土壌汚染対策法による規制

土壌の汚染状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施するため、平成15(2003)年2月に土壌汚染対策法が施行されました。

この法では、土壌汚染の状況の調査の機会として、①有害物質使用特定施設の使用廃止時(法第3条)②土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると知事が認めるとき(法第4条)を定めています。

また、①、②の調査で土壌汚染が基準に適合しない場合は、その土地を指定区域とします。

県内(政令市である四日市市を除く)における法施行後の実績(H18.2.15現在)は、次のとおりです。

法第3条の調査結果報告	2件
法第4条の調査命令	0件
指定区域の指定	0件

#### (3) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

土壌汚染の早期発見及び拡散防止並びに土壌汚染対策法の円滑な施行のため、三重県生活環境の保全に関する条例を一部改正し、平成16(2004)年10月から施行しています。その内容は、大規模土地形質変更時の土地履歴調査及びそれに基づく土壌・地下水調査や、有害物質使用特定施設を設置する工場等に対する土壌・地下水調査を義務づけています。

また、土壌・地下水汚染を発見した場合は、知事へ届け出ることとしています。

平成17(2005)年度の汚染発見の届出は16件ありましたが、県は立入検査を実施し、汚染の浄化等、適正な措置を指導しました。

## (4) ゴルフ場の維持管理指導

ゴルフ場における農薬の安全で適正な使用を確保し、ゴルフ場及びその周辺地域の環境保全、災害の防止を図るため、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」に基づきゴルフ場事業者から維持管理状況等の報告を求めるなど、ゴルフ場の適正な維持管理の指導を行っています。

## (5) ゴルフ場における農薬の適正使用

農薬の適正使用・保管については、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱の取扱いについて」に基づき、

- ・登録農薬の使用
- ・農薬表示事項の遵守
- ・危被害防止対策
- ・農薬の適正保管

について、調査、点検を実施するとともに、農薬使用管理責任者等を対象に「芝草管理研修会」や「農薬管理指導士研修会」等を開催し、ゴルフ場関係者の資質向上に努めています。また、農薬の適正使用及び周辺環境、住民の安全という観点に立って、「ゴルフ場における病虫害、雑草安全防除指針」を策定適用しています。

平成17（2005）年度には、ゴルフ場の農薬管理責任者等を対象に、農薬の安全使用・危害防止対策等を内容とする研修会を開催しました。また平成17（2005）年10月27日～12月14日にかけて県内25ゴルフ場を対象に農薬の保管管理状況等のパトロールを実施しました。

# 第2章 人と自然が共にある環境の保全

## 第1節

### 多様な自然環境の保全

#### 1 自然環境の概況

##### 1-1 地形・地質

###### (1) 地形

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、総面積5,776.68km<sup>2</sup>（平成17（2005）年10月現在）、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。

県土は、中央を流れる櫛田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯（西南日本内帯）地域と南側の外帯（西南日本外帯）地域に分けられます。

内帯地域は東に伊勢湾を望み、北西には養老、鈴鹿、笠置、布引等の700～1,200m級の山地・山脈が連なっています。

一方、外帯地域の東部はリアス式海岸の志摩半島から熊野灘に沿って南下、紀伊半島東部を形成し、西部には県内最高峰1,695mの日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されています。

###### (2) 地質

地質についても中央構造線の北側と南側では岩質や分布状態が全く異なっています。

北側は、中生代末に秩父古生層中に貫入した花崗岩類が広く分布し、これに関連した花崗片麻岩類も多く見られ、花崗岩、片麻岩等が第三紀層、第四紀層とともに分布しています。

一方、南側は、結晶片岩などの変成岩や緑色岩が分布し、北から御荷鉾層、秩父古生層、中生層、第三紀層が順序よく配列しているという特徴を有しています。

##### 1-2 気候

気候は、概ね温かな太平洋側の気候型を示していますが、地形条件の複雑さを反映して地域的にはかなり変化しており、大きくは次の5地区に区分することができます。

- 鈴鹿山脈北部地区  
比較的降雪が多く、寒冷な気候。年降水量は2,000mmを超える。
- 伊勢平野地区  
年平均気温は15～16℃、年降水量は1,800mm内外と温暖な気候。

- 伊賀盆地地区  
朝夕の温度格差が大きい内陸性の気候。年降水量は1,400mm内外。
- 熊野灘沿岸地区  
日本有数の多雨地区として知られ、尾鷲地方では年降水量は4,000mm内外。四季を通じて温暖な気候。
- 志摩地区  
結霜季節が短く、積雪することのない温暖な気候。年降水量は2,000mm内外。

##### 1-3 植物

植生は、主に亜熱帯から温帯にかけて発達する常緑広葉樹林と温帯を占める落葉広葉樹林が大部分を占めていますが、台高山脈の一部には温帯の北部から亜寒帯にかけて分布する針葉樹も見られます。県内の森林帯を概観すると次のとおりです。

- ・熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスタジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達しています。
- ・その内側平野にはタブノキ林が見られます。
- ・内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ300mまではツブラジイ、タブノキを中心とする森林です。
- ・これに接して、800m位まではカシ類が多く、1,600m付近まではブナ、ミズナラ等落葉広葉樹林が分布しています。
- ・それ以上の山地はトウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっています。

また、沿岸地域の植物として、砂浜海岸ではハマヒルガオ、ハマニガナ、コウボウムギ、ハマエンドウなどがみられ、志摩から熊野灘沿岸にかけてハマオモトが生育しており、これまでに、県内では約1,500種の生育が確認されています。

##### 1-4 動物

###### (1) 哺乳類

ネズミ類、キツネ、タヌキ、イタチ、イノシシ、ニホンジカなどが広く分布し、55種の生息が確認されています。台高山脈のブナ、ミズナラの原生林にはツキノワグマが生息し、鈴鹿、台高の両山脈には国の特別天然記念物のニホンカモシカが多く見られます。

### (2) 鳥類

大台ヶ原付近では、メボソムシクイ、ルリビタキ、丘陵から平野では、サギ類、カモ類、伊勢湾岸干潟では、シギ・チドリ類、熊野灘沿岸では、カンムリウミスズメ、ミズナギドリなどが見られ、約290種の鳥類が確認されています。

### (3) 爬虫類

陸産爬虫類は16種、海産爬虫類は9種が知られています。また、本州で産卵するウミガメはアカウミガメだけであり、伊勢湾から志摩半島及び熊野灘沿岸に産卵地が点在しています。

### (4) 両生類

有尾両生類（サンショウウオ目）は7種、無尾両生類（カエル目）は15種が知られています。国の天然記念物オオサンショウウオが主に伊賀盆地

の河川に生息しています。

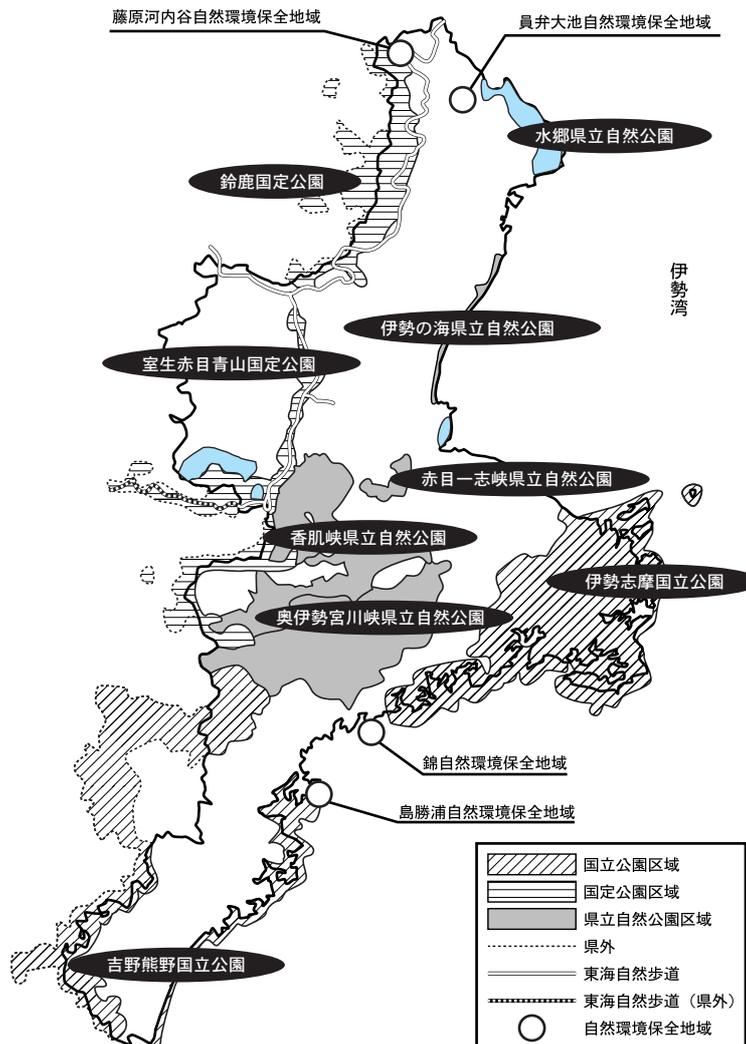
### (5) 淡水魚類

淡水魚類は、県内では約60種が確認されており、ほとんどの種が伊勢平野と伊賀盆地に分布しています。一方、熊野灘沿岸では、急峻な地形からコイ目魚類が少ないため、約30種となっています。

### (6) 昆虫類

北部の鈴鹿山系では暖かい気候を好む昆虫に混じって寒い気候を好む昆虫もかなり認められ、特にチョウの宝庫ともいわれており、県指定天然記念物のキリシマミドリシジミ等が生息しています。伊勢神宮林には古くからミカドアゲハ、ルーミスジミという珍しいチョウの生息が知られています。台高山脈の大台ヶ原、大杉谷には、オオダイセマダラコガネ、オオダイルリヒラタコメツ

図 2-1-1 自然公園・自然環境保全地域の指定状況



キ等のように紀伊半島を代表する多くの固有種が発見されており、これまでに、県内では約7,000種の生息が確認されています。

## 1-5 自然公園等

### (1) 自然環境保全地域

すぐれた自然環境の保全を図るため、図2-1-1のとおり藤原河内谷自然環境保全地域など4地域が自然環境保全地域として指定されています。

### (2) 自然公園

すぐれた風景地を保護し、その利用の増進を図るため、図2-1-1のとおり国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所が自然公園として指定されています。

### (3) 鳥獣保護区等

野生鳥獣の生息環境の維持、保全等を図るため、5年を1期とした鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域、猟区を設定しています。

## 1-6 森林

平成16(2004)年度末における森林面積は374,377haで、うち国有林が6.3%、民有林が93.7%の割合となっています。

なお、平成16(2004)年度末の民有林の森林蓄積量は、64,160m<sup>3</sup>となっています。森林の中でも水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するため、特に必要なものを保安林に指定し、森林の持つ公益的な機能が十分に発揮されるよう、適切な保全・管理を図っています。

## 2 すぐれた自然の保全

### 2-1 自然環境保全地域の指定

すぐれた自然環境を維持している地域を保全するため、三重県自然環境保全条例に基づき、藤原河内谷地域等4地域を自然環境保全地域に指定しています。

平成17(2005)年度は、前年度に引きつづき新たな指定候補地の調整を行いました。

また、自然環境保全地域等の自然環境の保全を図るため、知事が任命した自然環境保全指導員に

よる指導・助言を行っています。

表2-1-1 三重県自然環境保全地域の指定要件

区域の状況	規模要件
(1) すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	10ha以上
(2) 地形・地質が特異であり、又は特異な自然現象が生じている区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	2ha以上
(3) その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸・池沼・湿原・河川の区域	1ha以上
(4) 植物の自生地、野生生物の生息地・繁殖地・渡来地、又は樹齢が高く、かつ学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林で、その区域の自然環境が(1)~(3)に相当する程度を維持している区域	1ha以上

### 2-2 自然公園等の管理・保護

県内の優れた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」及び「県立自然公園条例」に基づき自然公園が指定されています。

平成18(2006)年3月現在、県内には国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所があり、その面積は201,896haで県土の約34.9%を占めています。

自然公園は、それぞれの自然公園ごとに策定される公園計画(保護計画及び利用計画)に基づいて管理・整備されています。このうち保護計画では、保護の必要性によって特別保護地区、特別地域(第1種、第2種、第3種)、普通地域、海中公園地区に指定し、風致景観に支障を及ぼす一定の開発行為の規制を行っています。

また、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員などにより、公園区域の巡視や公園利用者に対する啓発・指導などを行っています。

平成17(2005)年度には、「自然公園法」「三重県立自然公園条例」「三重県自然環境保全条例」に基づき、国定公園をはじめ、三重県立自然公園、三重県自然環境保全地域内で行われる行為に対して153件の許可や届出の受理を行いました。

## 2-3 開発行為の届出制度

平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、新たに一定規模を越える自然地を開発する際の届出制を整備し、希少野生動植物の保護などの自然環境保全に関する配慮を求めています。

## 3 里地里山の保全

### 3-1 里地里山保全活動計画の認定制度

地域の住民団体等による里地里山における自然環境保全活動を促進するため、平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、里地里山保全活動計画の認定制度を設け、保全活動を行う団体への情報の提供や活動計画の実施に必要な機材の購入経費等の補助等を行っています。

## 4 水辺環境の保全

### 4-1 ため池周辺等の整備

ため池は、農業生産施設としてのみならず農村地域の景観形成、親水機能発揮、生活用水の提供等重要な役割を持っています。そこで、ため池を保管管理するとともに、豊かで潤いのある地域の憩いの場として親水公園等を整備しています。

現在、主要市町における45地区を目途として、ため池等の農業利水施設を活用した、親水公園等を整備する計画としており、平成17（2005）年度には、次の10地区の整備を行いました。

表2-1-2 ため池周辺等の整備状況（平成17年度）

地区名	所在地	地区名	所在地
川 添	大台町	笠田大溜	いなべ市
木曾岬	木曾岬町	津北部	津市
長島中部	桑名市	大井田西部	いなべ市
野 代	桑名市	石ヶ畑池	伊賀市
中 郷	松阪市	三 行	津市

### 4-2 海岸の水際線の保全・再生

伊勢湾沿岸においては、昭和28（1953）年から38（1963）年にかけて築造された海岸堤防が築後40数年経過し、老朽化が著しい箇所も見られることから安全性の確保・向上とともに、環境面にも配慮した整備を図る必要があります。

熊野灘沿岸においては、熊野市以南の20数kmに及ぶ海岸線が、太平洋からの荒波が直接襲来するため、海岸線の侵食が甚だしい地域となっています。

こうしたなかで、高潮・侵食の対策を強力に推進するとともに、生態系に配慮しつつ人々が安心して気軽にふれあえる海岸環境の整備を図る必要があります。

平成17（2005）年度には、海岸高潮対策・侵食対策の中で、海岸の水際線の保全・再生を図りました。

### 4-3 砂防事業の実施における配慮

砂防事業を実施している地域は、過去に土砂災害が発生した箇所、あるいは土砂災害の発生の恐れがある箇所です。しかし一方で、貴重な動植物が存在するなど自然環境が優れている地域が多く、これらは人々の憩いの場となっています。このため砂防事業は土砂災害を防止しつつも良好な自然を後世に残すことが求められています。このようなニーズを実現するために、流域全体を対象として総合的な取組が必要であり、施設整備においては、このことを考慮して事業を進めています。代表的な工法は次のとおりです。

表2-1-3 砂防事業の代表的な工法

種類	環境配慮の内容
透過型砂防堰堤	上下流が分断されないため魚類、動物等の移動を確保 谷筋の景観を遮蔽する部分が少なく、先を見通せることによる景観の保全
溪流保全工	構造物による生態系の分断を防止し、河川内の生体を保護 河道内に瀬と淵の創出による自然環境の回復・再生 自然石を利用し魚道を意識した床固工

※いずれの工法も魚類等の往来が可能なよう考慮しています。

今後もすべての着手溪流において可能な限り自然環境に配慮した事業を推進していきます。

表2-1-4 事業内容（平成17年度）

内 容	実施箇所
通常砂防	西之貝戸川（いなべ市） ほか60溪流

#### 4-4 ため池・ダム湖等周辺における親水空間の整備

ダム周辺の環境を極力保護しながら貯水池周辺部の適地の整備や緑化を行い、自然とふれあいを図るための基盤整備を進めました。

#### 4-5 海岸・港等における親水空間の整備

海岸には多様な生物が生息しており、生態系の保全や物質循環において重要な位置を占めていますが、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間でもあります。

海岸の整備にあたっては、周辺の自然環境や景観に配慮した人工リーフ、緩傾斜護岸、養浜、遊歩道等を整備し、海浜の利用を増進するための親水空間の創出を進めるとともに、港湾や漁港においては、公園・緑地や休憩・運動施設の整備を行うなど、海を身近に感じられるような港づくりを進めました。

#### 4-6 海岸環境の整備

平成17（2005）年度には、護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜、遊歩道等を整備しました。

表2-1-5 海岸環境の整備状況（平成17年度）

海岸名等	事業内容
阿津里浜海岸（志摩市）	緩傾斜堤
道瀬海岸（紀北町）	養浜
安乗海岸（志摩市）	人工リーフ・養浜
御浜海岸（御浜町）	人工リーフ
宇治山田港海岸（伊勢市）	堤防
五ヶ所港海岸（南伊勢町）	養浜
島勝地区（海山町）	道路工・付帯施設
相差地区（鳥羽市）	付帯施設
黒浜地区（紀北町）	離岸堤・付帯工
錦（紀勢町）	遊歩道等
新鹿（熊野市）	護岸等

#### 4-7 河川環境

三重県は多くの河川に恵まれており、平成18（2006）年4月現在、一級河川と二級河川をあわせて556河川、総延長2,586kmにも達しており地理的に3つのゾーンに分類することができます。

- ① 環伊勢湾ゾーンの河川は、木曽三川を除き、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地から流下し、山地部を経て伊勢平野を形成し、ゆるやかな流れとなって伊勢湾に注いでいます。
- ② 伊賀内陸ゾーンの河川は、淀川水系に属し、布引山地から流下し、すべて木津川、淀川を経て大阪湾に注いでいます。
- ③ 熊野灘ゾーンの河川は、流路延長の短い単独水系が多く、我が国有数の多雨地帯から流下し、熊野灘に注いでいます。

海岸延長については、平成17（2005）年4月現在で1,094km、そのうち海岸保全区域に指定する必要のある海岸（要保全海岸延長）は564kmです。

なお、要保全海岸延長のうち海岸保全区域に指定された海岸は526kmで、そのうち堤防・護岸等の海岸保全施設により防御されている海岸は398kmです。

海岸は大別して、伊勢湾口の神前岬を境に伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸に分かれます。前者は単調な海岸線と緩い海底勾配になっているのに対し、後者は複雑なリアス式海岸線と急な海底勾配となっています。

表2-1-6 三重県の河川（平成18年4月現在）

ゾーン	一級・二級	水系名等	河川数	河川延長(m)
①環伊勢湾	一級河川	木曽川	27	104,108
		鈴鹿川	46	246,268
		雲出川	40	256,636
		櫛田川	68	237,475
		宮川	55	305,229
		小計	236	1,149,716
	二級河川	24 水系	98	506,754
	計	29 水系	334	1,656,470
②伊賀内陸	一級河川	淀川	97	453,879
③熊野灘	一級河川	新宮川	30	192,435
	二級河川	50 水系	95	283,768
	計	51 水系	125	476,203
合計	一級河川	7 水系	363	1,796,030
	二級河川	74 水系	193	790,522
	計	81 水系	556	2,586,552

### 4-8 多自然型川づくりと親水空間の形成

#### (1) 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

治水、利水の機能だけでなく、河川の多様な自然環境の機能を活かすため、潤いとふれあいのある水辺空間を創出するとともに、多様な動植物を育む環境に配慮した施設整備を推進しています。

#### (2) 街のシンボルとしての川づくり

河川周辺の自然的、社会的、歴史的環境と調和を図りつつ地域整備等を進めるため、市町の行う街づくりと一体的に水辺空間の整備を推進し、人々が、安心して暮らせる街のシンボルとなる川づくりを進めています。

表2-1-7 街のシンボルとしての川づくりの状況  
(平成17年度)

整備河川名	整備内容
二級河川三滝川	修景護岸工

### 4-9 河川・溪流・湖沼の保全・再生

#### 河川改修の実施における配慮

近年、豊かでゆとりのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民ニーズの増大に伴い、河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、多様な自然環境のある空間としてその役割を期待されるようになってきています。

また、まちづくりの面において、豊かな自然、美しい景観、歴史や文化に対する関心が増大し、とりわけ水辺空間には水と緑の貴重なオープンスペースとして大きな期待が寄せられています。このような社会的要請のもと、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然環境を積極的に保全または回復を目指し多自然型川づくりを行っています。

平成17(2005)年度には、二級河川員弁川他18河川で多自然型川づくりを実施しました。

## 第2節

### 生物の多様性の確保

#### 1 貴重・希少な野生動植物の保護

##### 1-1 天然記念物指定による野性生物の保護

天然記念物に指定された野生生物を保護するため、必要に応じて専門家の指導により調査し、開発等の影響を最小限にするように保護策の検討、開発計画変更等について指示を行っています。

天然記念物に指定されたからと安心するのではなく、地域の財産として人々に愛され親しまれ、皆の手で保護が図られるようにしていくことが重要です。

##### 1-2 希少な野生生物の保護

貴重・希少な野生生物種の保護を図るため、三重県文化財保護条例等に基づく天然記念物の指定とその適正な管理を行っています。

また、平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保対策として、特に保護する必要のある希少野生動植物の指定制度等を整備し、平成16（2004）年5月に20種（動物10種、植物10種）を指定しました。

さらに、新しい三重県の希少野生動植物に関する目録として、平成17年度に「三重県レッドデータブック2005」を発刊しました。

##### 1-3 野生生物の生息状況等の把握

「三重県レッドデータブック2005」の策定に伴い、県内の野生生物の分布状況や希少野生動植物の主要な生息・生育地の状況等の調査を行いました。

また、これらの情報等を踏まえ、野生生物データベースを構築し、県内の希少な野生生物約1,483種についての概況と生息・生育状況に関する情報をホームページ「三重県レッドデータブック2005」で提供しています。

## 2 地域の生態系の保全

### 2-1 鳥獣の保護・管理

わが国に生息する野生の哺乳類（一部を除く）、鳥類については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は48種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。また、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区等を計画的に設定するとともに、鳥獣の人工増殖の促進、有害鳥獣の捕獲の許可、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護管理を図っています。

平成17（2005）年度には、第9次鳥獣保護事業計画（平成14（2002）～18（2006）年度）に基づき、鳥獣保護区等を設定したほか、傷病鳥獣の保護、キジの放鳥、野生生物保護啓発ポスターコンクール等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発を図りました。また、県内57地区に鳥獣保護員を配置し、狩猟取締りの指導等を行いました。

表2-2-1 鳥獣保護区等の設定状況（県設定）

区 分	鳥 獣 保護区	特 別 保護区	休 獵 区	銃 獵 禁 止 区 域	鉛 製 散 弾 規 制 区 域 等
箇所数（箇所）	89	8	10	100	6
面 積（ha）	53,383	683	5,720	61,610	22,951

表2-2-2 鳥獣保護事業実施状況

区 分	概 要
鳥獣保護区等の設置	鳥獣保護区、休獵区、銃獵禁止区域等の設定及び管理
野生生物保護モデル校の育成	野生生物保護モデル校の活動支援
キジの放鳥	鳥獣保護区等へのキジ放鳥
ポスター募集	小・中学校、高校生を対象にポスター募集
傷病鳥獣の保護	傷病鳥獣ドクター、鳥獣ボランティアの登録及び傷病鳥獣の救護

## 2-2 移入種による影響対策の推進

平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保のため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することの禁止などの規定を整備し、その普及啓発を行いました。

三重県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、危険な動物（特定動物）による県民への危害の発生を防止するとともに、動物取扱業者や一般飼養者に対し、動物愛護精神の高揚と適正飼養、終生飼養の普及啓発を行いました。特定動物の飼養状況は、表2-2-3のとおりとなっています。

表2-2-3 特定動物の飼養状況  
(14施設) (平成18年3月末現在)

種	目	科	特定動物の区分	飼育頭数
哺乳類	食肉目	ネコ科	ライオン・トラ ヒョウ・ピューマ ジャガー サーバルキャット	10
		イヌ科	セグロジャッカル	1
		クマ科	ツキノワグマ・ヒグマ	11
	霊長目	ヒト科	チンパンジー	1
		オナガザル科	マントヒヒ ニホンザル	25
は虫類	かめ目	カミツキガメ科	ワニガメ	4

## 2-3 開発行為等の指導

宅地開発は、バブル経済の崩壊等の影響もあって、平成4（1992）年度に件数、面積とも大幅な落ち込みをみせ、その後も低迷しています。

宅地開発については都市計画法、三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき、都市の健全な発展に資するため秩序ある整備と乱開発の防止に努め、生活環境の適正化を図るよう指導しています。

# 第3節

## 自然とのふれあいの確保

### 1 自然公園等の整備・活用

#### 1-1 自然公園等利用施設の整備

自然公園などの適切な利用の促進と安全の確保を図るため、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道などの施設整備を行っています。

これら施設は、設置市町等に維持管理を委託するとともに、市町、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員らと協力して点検を行っています。また、老朽化した施設や破損したものについては必要に応じて補修、改善を行っています。

平成17（2005）年度には、答志島縦走線歩道（伊勢志摩国立公園）を整備しました。

#### 1-2 自然公園区域等の見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るため、各国立公園、国定公園及び水郷県立自然公園については、公園計画が策定されています。しかし、他の4県立自然公園（奥伊勢宮川峡、香肌峡、赤目一志峡、伊勢の海）は公園計画が策定されていないため、今後、順次公園計画を策定することとしています。

平成17（2005）年度は、奥伊勢宮川峡県立自然公園を対象に、特別地域の指定など公園計画の策定を行いました。

#### 1-3 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽しむことのできる三重県民の森と三重県上野森林公園を設置しています。

「三重県民の森」（菰野町）は、昭和55（1980）年に開催された全国植樹祭を機に設置され、平成17（2005）年度には、11万3千人余りの来園者がありました。

「三重県上野森林公園」は、上野新都市の整備と併せて平成10（1998）年度に完成しました。平成11（1999）年度から開園し、平成17（2005）年度には6万人余りの来園者がありました。

#### 1-4 自然遊歩道の拡大整備

##### (1) 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は1都2府8県、路線延長1,697km、年間利用者数は671.8万人（平成16（2004）年度）となっています。

三重県内の延長は約197kmで、6市1町にまたがっています。その維持管理はそれぞれの市町に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置等を必要に応じて実施しています。

表2-3-1 東海自然歩道市町別一覧表（延長：km）

市町名	延長	市町名	延長	市町名	延長
いなべ市	33.8	鈴鹿市	9.9	津市	37.4
菰野町	32.6	亀山市	27.9		
四日市市	1.9	伊賀市	53.6	計	197.1

##### (2) 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成9（1997）～13（2001）年度で整備を実施した全国8番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県南あわじ市を結び、関係府県は2府と7県、その総延長は3,258km、年間利用者数は1,522.8万人（平成16（2004）年度）となっています。

三重県内の総延長は606.3kmで、中南勢地域から東紀州地域にかけて14市町を通っており、鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡して、三重県の長距離自然歩道網を形成しています。

なお、維持管理はそれぞれの市町に委託しています。

## 2 森林・水辺等の保全・活用

### 2-1 温泉の保護・利用

三重県には232ヶ所（平成18（2006）年3月31日現在）の源泉がありますが、その利用目的は湯治場等の保健的利用から、ゴルフ場、健康ランド等のレジャー的趣向へと多様化してきています。

また、全国的な温泉ブームにより温泉開発が急増しており、既設源泉の湯量の減少及び泉質の低下が懸念されています。そこで、温泉の保護と利用の適正化等を図るため、地域の特性に即した指導を行っています。

平成17（2005）年度は、許可申請のあった温

## 第2章 人と自然が共にある環境の保全

表 2-3-2 温泉法に基づく許可実績の推移

種別	年度																				
	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
温泉掘削	4	11	9	12	16	11	18	15	6	16	13	15	11	7	10	7	4	5	11	8	3
増掘及び動力装置	3	4	8	6	11	3	8	10	6	6	13	9	8	7	4	7	6	6	4	6	4
温泉利用	10	23	40	57	49	97	37	51	28	58	50	52	54	80	61	62	55	67	31	244	145
合計	17	38	57	75	76	111	63	76	40	80	76	76	73	94	75	76	65	78	46	258	152

泉の掘削 3 件、増掘及び動力装置 4 件について審査したほか、温泉利用（浴用及び飲用）について 145 件の許可を行いました。

### 2-2 グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、都市などで生活する人々が、自然豊かな農山漁村において、その地域の農林漁業を体験したり、自然や文化に触れる中で田舎暮らしや地域の人々との交流を楽しむレクリエーション活動の一つです。

地理的・社会的条件に恵まれない中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの推進による販路の拡大、就労の場の拡大や新たな産業おこし、地域住民の参画による地域全体の活性化への期待が大きくなっています。

中山間地域を中心とした農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズムへの取組は近年増加してきており、ふるさと会員オーナー制度、都市住民との交流、農業体験、加工体験、木工体験、釣り掘センターなどその内容も多岐にわたっています。

また、宿泊施設やバンガロー、キャンプ場などのアウトドア施設、森林公園や農村公園などの体験施設の整備も進んでいます。

今後はこれら施設を起点として広域的なネットワークを構築し、積極的なPR、地域住民の協力による総合的なサービスを充実させ、新たな産業として展開を図る必要があります。

平成 17（2005）年度にはグリーン・ツーリズムを普及・定着させるための交流関連施設の整備を支援しました。

表 2-3-3 平成 17 年度に整備された主な交流関連施設

区分	市町村名
農山村体験交流施設（2 地区）	伊勢市

### 2-3 生活環境を保全する森林の整備

森林には、土砂災害の防止、水源かん養や木材生産等の機能はもとより、大気浄化や防音などの環境保全機能、森林浴やレクリエーションの場としての保健休養機能、文化・教育機能等さまざまな機能の発揮が求められています。

そのため、都市近郊や集落周辺において、緑豊かな生活環境を保全・創出する森林を整備しました。

### 2-4 砂浜・磯浜の保全再生

七里御浜海岸は熊野灘に面し、ほぼ 20km にわたる直線的に連なる砂礫質海岸で、全国的にも問題となっている侵食が著しく進んできています。

また、悪天候時には波が堤防まで打ち寄せ、平成 9（1997）年には、井田海岸において堤防が決壊し、また、平成 16（2004）年には、同じく井田海岸において天然護岸となっている部分が著しい浸食を受けました。

このため、海岸整備事業や災害復旧事業により人工リーフ等の面的防護工法を採用し、砂浜の侵食防止、海岸線の保全を図っています。

### 2-5 漁村と都市との交流の推進

海洋性レクリエーションの需要に対応し、都市住民との交流機能を有する多機能型漁港の整備を実施しています。

平成 17（2005）年度には、新マリノベイション拠点交流促進総合整備（ふれあい整備）計画に従って、熊野市新鹿地区の新鹿漁港及び大紀町錦の錦漁港で海岸環境の整備を実施しました。

## 2章 3節

●自然とのふれあいの確保

## 2-6 農山村と都市との交流の促進

### (1) 市民農園の促進

市民農園とは、都市住民がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

三重県内における市民農園の開設状況は増加傾向にあり、近年では市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づくものが毎年1～2件新規に開設されています。

表2-3-4 地区別市民農園開設の状況

H17.4 現在

	北勢 地区	中勢 地区	南勢 地区	紀州 地区	伊賀 地区	計
市民農園法	3	5	3	1	1	13
特定農地 貸付法	2	3	3	5	4	17

### (2) 山村と都市との交流促進

近年、森林に対する要求は単に木材生産の場としてだけでなく、保健・文化・教育的な活用など多様化してきています。

一方、山村地域でも、過疎化、高齢化が進行し、地域の活力が低下してくるなか、山村地域の特性と森林を活用した交流拠点を整備するなど、その活用を図ることで、都市と山村の交流を進め、山村の活性化を目指しています。

平成17（2005）年度には、伊勢市において森林を活用した自然観察、山村体験施設の整備に対し、支援を行いました。

## 第4節

### 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

#### 1 森林環境の保全

##### 1-1 森林の保全・育成

森林は木材の生産だけでなく、水源かん養、洪水、土砂災害防止などの機能をはじめ、地球温暖化防止等の地球的規模の環境保全機能を有し、さらに私たち人間に精神的な恵みをもたらす貴重な資産です。

この貴重な資産を次の世代へ引き継いでいくために、各種の施策を展開しています。

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林ゾーニングに基づいた重点的、効果的な森林整備を実施するとともに、環境林においては、森林を公共財として位置づけ、針葉樹と広葉樹が混交した森林の造成など、公益的機能の高度発揮を目指した森林整備を進めています。

##### (1) 森林計画制度の適正な運営

森林の有する公益的機能を有効に発揮させるため、県内を表2-4-1のように区分し、区域ごとの民有林を対象として、地域の特性に応じた林業施策の推進目標と、森林所有者の森林施業上の指針を示した10年間の地域森林計画を樹立し、森林資源を効率的に利用するための適切な保育・間伐等の実施、公益的機能の充実のための多様な森林の育成など森林の質的充実を図っています。

平成17(2005)年度には、北伊勢森林計画区の樹立と南伊勢森林計画の変更を行いました。また、計画を適正に推進するため、伐採届出制度の確実な実行、市町村森林整備計画の適正な運用を図るとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の作成を促進しました。

表2-4-1 地域森林計画区

森林計画区名	包括区域
北伊勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、桑名郡、いなべ市、三重郡
南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡、度会郡
伊賀	伊賀市、名張市
尾鷲熊野	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

##### (2) 林業担い手の育成等

森林が公益的機能を高度に持続していくためには、森林を適正に管理・整備していく事業体を育成する必要があります。そのためには、従事者の育成確保が急務であり、事業の合理化と雇用、労働環境の改善を積極的に進めなければなりません。こうした事業体の中から三重県は、林業事業体を認定し、地域林業のリーダーとして一翼を担う団体を育てています。

また、林業経営等を推進しようと意欲的に活動している森林・林業・木材産業の後継者グループの取組を支援しています。

表2-4-2 三重県認定林業事業体数の推移

三重県認定林業事業体	H13	H14	H15	H16	H17
事業体数	47	52	51	51	51

表2-4-3 新規就労者数の推移

新規就労者数	H12	H13	H14	H15	H16	H17
人	33	53	25	32	40	23

(注) 40才未満の人を対象

表2-4-4 三重県内の林業研究グループ

組織数	20
会員数	389

##### (3) 多様な森林の造成・整備

戦後の荒廃した森林の復旧と、増大する木材需要に対応するため、スギ、ヒノキの拡大造林を推進することにより、県内で約22万ヘクタールに及ぶ人工林が造成されました。

これらの人工林では、資源の充実のためだけではなく森林の持つ公益的機能を継続的に発揮していくために、間伐等の適正な管理が行われることが必要です。

しかし、林業採算性の悪化などから、放置される森林が増加し、公益的機能の低下が危惧されています。

このような状況のなか、森林を生産林と環境林に区分し、環境林においては「森林環境創造事業」をはじめとする環境林整備事業を実施し、公益的機能の高度発揮を目指した、多様な森林づくりを

進めています。

(4) 「三重の木を使おう、森を育てるために」県民運動の展開

木をよく知ってもらうために、啓発用パンフレットの作成、新聞・雑誌等を活用した普及啓発を行いました。

また、木ともっと親しんでもらうために木工教室等を開催しました。

(5) 保安林の整備・管理

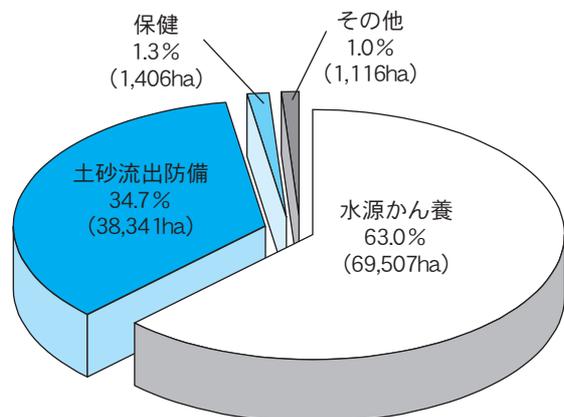
森林は、水源のかん養、国土の保全、環境の保全等重要な機能を持っており、急峻な地形と多雨という山地災害等が発生しやすい自然条件を有する三重県では、大変重要な役割を果たしています。

このため、特に森林の有する公益的機能の維持・増進を図るべき森林を保安林として、県内の森林面積の29.5%に当たる110,370haを指定し、森林の適正な保全・管理に努めています。

表 2-4-5 保安林の役割と種類

主な役割	種 類
良質な水をはぐくむ保安林	水源かん養保安林、干害防備保安林
山崩れや土石流を防ぐ保安林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
その他災害を防ぐ保安林	防風保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林など
安らぎとうるおいを与える保安林	保健保安林、風致保安林
魚の生息や繁殖を助ける保安林	魚つき保安林

図 2-4-1 保安林の現状 (平成17年度末)



(6) 林地開発許可制度による指導

昭和49 (1974) 年の当制度創設以降に許可した林地開発の件数と面積は、469件、6,708ha (平成17年度末) に達し、ゴルフ場、住宅団地、工場用地の造成と土石の採掘が開発目的の大半を占めています。

このように森林の開発が進むなかで、開発許可に対する審査は「災害の防止」等を重点事項とし、許可にあたっては、公益的機能の高い森林の保全、土地利用の適正管理等に配慮し、適正かつ安全な開発が進められるよう努めています。

開発事業にあたっては、計画に基づき、洪水調整池などの防災施設を先行して実施し、開発工事に伴う災害が未然に防止されるよう、指導しています。

表 2-4-6 林地開発許可の状況 (平成17年度)

開 発 目 的	件 数	面 積
工場・事業場用地	1件	7ha
宅 地 造 成	—	—
ゴ ル フ 場	—	—
レジャー施設用地	—	—
土 石 採 取	3件	10ha
そ の 他	9件	143ha
計	13件	160ha

昭和49年から平成16年度末までの林地開発許可の実績は別途資料編を参照してください。

(7) F S C 認証木材の流通体制の整備

- ・ F S C の森林認証は、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも持続可能な森林管理を推進している森林を認証して、その認証された森林から産出される木材、木材製品に特定の「環境ラベル (ロゴマーク)」を付けて流通させるものです。
- ・ 環境に配慮した持続可能な森林管理を推進するため、平成13 (2001) 年度より F S C の森林認証取得の支援を行っており、平成18 (2006) 年3月末現在、6事業体、認証総面積約11,000haで認証を取得し、日本一の取得件数となっています。
- ・ F S C 認証森林の増加とグリーンコンシューマリズムの高まりから、環境貢献度を木材製品の競争力のひとつとしてとらえ、ロゴマークの付いた木材製品の加工・流通体制の確立と市場の拡大に取り組んでいます。

## 1-2 森林の整備・活用

### (1) 健康増進施設と連携を図った森林整備

環境問題への関心の高まりや、国民のライフスタイルの変化により、生物の多様性の確保、野外活動や森林教育等の場の提供、大気浄化等、森林が有する身近な生活環境を保全する機能に対して期待が高まっています。

人々が森林・林業に親しみ、快適で安全に自然の恵みを受けることができるよう、森林の整備を進めました。

### (2) 林業地域の生活環境の改善

林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化のため、林道等の林業生産基盤の整備と豊かな森林資源を活用した都市と山村との交流促進を図り、山村地域の生活環境基盤の向上を総合的に行っています。

平成17（2005）年度には、市町村等による集落林道等の生活基盤の整備のほか、林道等の林業生産基盤の整備を行いました。

表 2-4-7 林業地域の生活基盤状況

実施地区	内 容
飯 高 (H13～17)	(林道) 峯ヶ谷大崩線、くまが池線 地之添福本線、七日市乙栗子線 (生活) ふれあい夢広場
熊 野 (H13～17)	(林道) 大井川線、高代山線 (生活) 評議峠線、防火水槽

## 1-3 森林の公益的機能の向上

森林は、水源のかん養、土砂災害防止をはじめ、保健・文化・教育的利用の場の提供など多様な機能を有するとともに、二酸化炭素を吸収する働きにより地球温暖化防止にも貢献しています。

こうした森林の機能を発揮するには、適正な管理を継続的に行うことが必要であり、林業は木材生産活動を通じて、その役割を担ってきました。

しかし、林業を取り巻く情勢は厳しく、採算性の悪化、高齢化等による担い手不足のため、放置される森林が増加するなど、林業経済活動による森林の公益的機能の発揮は困難になり、森林の機能低下が進み、県民生活への重大な影響が危惧されています。

このため、平成17（2005）年度には、緊急の課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等の森林整備に直結した林道事業、荒廃山

地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

## 2 農地環境の保全

### 2-1 農地保全活動の推進

中山間地域において三重県型デカップリング、中山間地域等直接支払により多様な保全活動を促進し、農地の持つ公益的機能の増進を図っています。

### 2-2 農地の保全・整備

#### (1) 環境保全型農業の推進

農業の基盤である農地は人々が必要とする食料を供給するとともに、洪水防止、地下水かん養、景観保持などの多面的機能をあわせもっています。また農村は、農地と一体となり小川や里山等の失われつつある自然を残す貴重な集落環境を有しており、このような美しい景観や広々とした空間によって心の安らぎが得られる農村の役割が認識されています。

三重県では「三重県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、各種技術の開発・活用等による化学肥料、農薬投入量の節減、家畜ふん尿など農業活動等から排出される未利用有機資源の利用・リサイクルの強化及び農業・農村環境に配慮した農村の整備等を推進しています。

平成11（1999）年度には持続的農業法をはじめとする環境3法（持続的農業法・改正肥料取締法・家畜排せつ物法）が整備され、特に持続的農業法においては、土づくり技術・減化学肥料技術・減農薬技術の3技術を総合的に実施する生産方式を三重県導入指針に定め、この指針に基づき環境保全型農業実践者を認定する制度（エコファーマー認定制度）が創設され、技術研修会等を通じて環境保全型農業技術の普及に努めるとともに、エコファーマーの認定促進を行っています。また、生ごみ等有機性廃棄物の循環利用の推進を図っています。

なお、市町村、農業団体における環境保全型農業の取組に対する支援・指導を行いました。

土壌に関しては、施肥による環境負荷を低減させるため、適正施肥の目安となる施肥基準を改定し、関係者へ周知を図りました。

#### (2) 農業の担い手の育成

近年、地域農業は兼業化・高齢化の進展から生

表 2-4-8 環境保全型農業の推進対策の実施状況

区 分	実施主体	内 容
環境保全型農業の推進指導・啓発	三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コンポストマイスター研修の実施</li> <li>○認定農業者（エコファーマー）制度の啓発</li> <li>○認定農業者（エコファーマー）の認定758人</li> <li>○環境保全型農業優良事例調査実施</li> <li>○農薬安全使用研修会開催（農薬管理指導士育成ほか）</li> <li>○農薬廃液等適正処理指導</li> <li>○空中散布の安全指導</li> </ul>
	農協中央会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境保全型農業優良事例調査実施</li> <li>○シンポジウム開催（東海管内：愛知・岐阜と共催）</li> </ul>
地域環境保全型農業の推進	市町	○実証展示設置（1市、刈草たい肥ほか）
技術支援	三重県	○病虫害発生予察情報提供（FAXサービス・ホームページ）
環境保全型土壌の管理対策	三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○効果的な施肥法確立のための機能性肥料現地実証試験の実施</li> <li>○有機質資源の施用基準設定調査の実施</li> </ul>

産基盤の脆弱化が進みつつあり、農地の維持・管理に影響が生じていることから、若い元気な農業の担い手の確保育成が必要となっています。

三重県では、農地が保有している多様な環境保全能力を維持し、産業として自立する力強い経営体を育成するため、三重県農業経営基盤強化促進基本方針に基づき、認定農業者の確保、農地集積等による規模拡大を推進しており、認定農業者は2,003戸（平成18（2006）年3月末現在）で、認定農業者への農地集積面積は11,878ha（平成17（2005）年3月末現在）となっています。

平成17（2005）年度には、地域における認定農業者確保対策を支援するとともに、新技術の導入・普及や農地の利用集積を通じた認定農業者等の担い手農家を育成するための諸対策を実施しました。

### (3) 耕作放棄地の解消

近年、農業従事者の兼業化・高齢化の進展・農産物価格の低迷化などにより、耕作放棄地等が増加する傾向が見られます。今後ともこのような状態を放置しておくことは、農地としての農業上の有効利用が図られないばかりでなく、集団性の分断等周囲の農地利用を阻害することになり、地域全体の農地利用にとって悪影響を及ぼすこととなります。平成17（2005）年度には、モデル市町村において、実態調査の実施と活用計画を策定しました。また、各地域ではボランティアによる花づくりの実践など、独自の取組による耕作放棄地の解消を進めています。

### (4) 畜産経営に起因する環境負荷の軽減

近年、畜産業の大規模化等による家畜ふん尿量の増大、労働力不足により、適正なふん尿処理をスムーズに行うことが困難となり水質汚濁関連の環境問題が発生しています。

また、県、市町、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を実施し、処理施設の設置・改善指導を行うなど、環境問題の改善・防止に努めています。

## 3 沿岸海域環境の保全

### 3-1 漁場の保全・改善

#### (1) 漁場保全対策の推進

英虞湾、五ヶ所湾などの内湾域は、養殖漁場として古くから活用されてきましたが、水質の悪化が進み、赤潮や貧酸素水塊の発生など漁業生産に種々の弊害が生じています。

このため、底質改良剤の散布に対して助成を行ったほか、英虞湾では平成12（2000）年度から浚渫事業を実施し、平成13（2001）年度からは伊勢湾において底質改善事業を実施しています。

#### (2) 美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト

海の環境に影響を与える要因は、陸域も含めて様々な人間活動によって生じてくるものであり、非常に幅の広い分野と関係しています。

平成17（2005）年度には、住民の参画・協働による閉鎖性内湾や流域に対する環境保全を進め

## 第2章 人と自然が共にある環境の保全

るため、県民やNPOが主体となっていく、山川海でのさまざまな体験等の取り組みについて支援を行い、人づくり、組織づくりを進めるとともに、海の恵み情報、海の情報、市民グループ・学校等の活動報告や流域の環境監視情報等の共有化を進めました。

### (3) 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊の発生が恒常化し、また、油流出など突発的の事故も後を絶たない状況にあります。

#### ア 赤潮の発生状況

平成17（2005）年の赤潮発生延日数は177日、赤潮による漁業被害は2件でした。

#### (7) 伊勢湾海域

赤潮発生件数は17件、発生延日数は88日で、前年と対比すると件数は同じだったものの、発生延日数は18日増加しました。

#### (4) 志摩度会海域

赤潮発生件数は19件、発生延日数は81日で、前年と対比すると件数で1件増加したものの、発生延日数は47日減少しました。

#### (5) 熊野灘北部海域

赤潮発生件数は7件、発生延日数は8日で、前年と対比すると件数では1件減少し、発生延日数も20日減少しました。

表2-4-9 赤潮発生件数の推移

年	H12	H13	H14	H15	H16	H17
発生件数	30	25	32	28	43	43

#### イ 油濁等による突発的漁業被害の発生状況

平成17（2005）年度においては油漏れやその他突発的の事故による漁業被害はありませんでした。

なお、平成17（2005）年度も前年に引き続き、定期的な水質調査を行い、赤潮発生状況の情報収集、情報発信、漁業被害の未然防止に努めました。

### (4) 漁場環境の改善

三重県の閉鎖性内湾では、生活排水等の流入に加え、長年の漁場行使等により、水質・底質などの漁場環境が悪化し、漁場生産に種々の弊害が生じています。

貧酸素水塊の発生、赤潮の発生等を防止するた

め、平成17（2005）年度には、次のような事業を実施しました。

表2-4-10 平成17年度の漁場環境の改善事業

事業名	事業内容	事業主体	実施場所
漁場環境保全創造事業	汚泥浚渫	三重県	英虞湾
	底質改善	三重県	伊勢湾
県単沿岸漁場整備事業	底質改良剤の散布	神明真珠養殖漁協他2漁協	志摩市他1町

## 3-2 藻場・干潟の保全・再生

藻場や干潟は、有用水産生物資源の増大に大きな役割を果たしているほか、多様な生物の生息の場ともなっており、それら生物の作用等による水質浄化機能によって、海の汚濁防止にも貢献しています。しかしながら、藻場・干潟は沿岸域の環境の変化や開発行為等により消失しやすく、三重県においても減少しているため、藻場の造成に取り組んでいます。沿岸域からの生活排水や各種廃棄物の流入等により、漁場環境が悪化し効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や公益機能の増進を図るため、平成17（2005）年度は、伊勢湾2期地区及び熊野地区において藻場の造成を実施しました。

## 2章4節

# 第3章 やすらぎと潤いのある快適な環境の創造

## 第1節

身近な自然環境の保全・再生

### 1 身近な緑の保全・創出

#### 1-1 緑地整備の促進

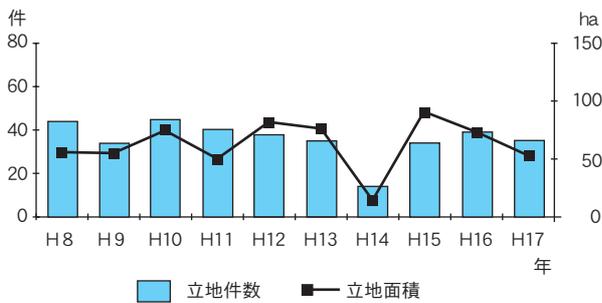
##### (1) 工場緑化の推進

工場の敷地利用状況の推移は、平成17（2005）年度末で表3-1-1のとおりです。

また、工場の立地が適正に行われるよう、平成18（2006）年3月末現在で48ヶ所、1,628haの工場適地を選定しています。

工場立地動向調査によると、過去10年間の工場立地の推移は図3-1-1のとおりです。

図3-1-1 工場立地の推移（平成17年12月末現在）



##### (2) 緑化の推進

三重県では、みどり豊かな快適環境の創出を図るため、緑化行政を推進しています。また、三重緑化基金や緑の募金に対する理解を高め、地域の団体等の緑化活動を支援しながら、県民一人ひとりが、参画する緑化運動を展開しています。

平成17（2005）年度には、春季緑化運動期間中（4/1～30）に、緑の募金キャンペーン等を行いました。

##### (3) 居住地等周辺の森林整備

居住地周辺の森林において、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう、人工林等を対象に、防災、景観、住民と森林とのふれあい等にも配慮した森林及び林内環境の整備を進めています。

表3-1-2 居住地周辺森林整備状況

箇所	整備内容	実施年度
尾鷲市	除・間伐等の森林整備 林道の整備	平成15～19年度

##### (4) 緑の基本計画の推進

三重県広域緑地計画を広域的視点からの緑地の配置の指針として、市町による「緑の基本計画」の策定を推進しました。

表3-1-1 敷地利用状況の推移

年度	項目	工業敷地		生産施設		緑地		緑地以外の環境施設		その他	
		面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率
S49年法施行時		1,928ha	14.2%	274ha	13.3%	166ha	8.6%	71ha	3.7%	1,417ha	73.5%
S55年度末現在		2,337ha	13.3%	311ha	10.3%	240ha	10.3%	90ha	3.9%	1,696ha	72.6%
S60年度末現在		2,848ha	15.2%	434ha	13.3%	380ha	13.3%	111ha	3.9%	1,923ha	67.5%
H2年度末現在		3,431ha	16.4%	562ha	15.9%	547ha	15.9%	121ha	3.5%	2,201ha	64.2%
H9年度末現在		4,135ha	17.0%	703ha	17.0%	723ha	17.5%	132ha	3.2%	2,577ha	62.3%
H10年度末現在		4,174ha	17.0%	709ha	17.0%	735ha	17.6%	132ha	3.2%	2,598ha	62.2%
H11年度末現在		4,187ha	17.2%	719ha	17.2%	738ha	17.6%	131ha	3.1%	2,599ha	62.1%
H12年度末現在		4,249ha	17.4%	738ha	17.4%	754ha	17.7%	131ha	3.1%	2,626ha	61.8%
H13年度末現在		4,300ha	17.4%	746ha	17.4%	766ha	17.8%	128ha	2.9%	2,660ha	61.9%
H14年度末現在		4,376ha	17.5%	766ha	17.5%	780ha	17.8%	123ha	2.8%	2,707ha	61.8%
H15年度末現在		4,417ha	17.6%	781ha	17.6%	785ha	17.7%	122ha	2.7%	2,729ha	61.7%
H16年度末現在		4,423ha	18.2%	804ha	18.2%	791ha	17.9%	120ha	2.7%	2,708ha	61.2%
H17年度末現在		4,455ha	18.5%	824ha	18.5%	798ha	17.9%	114ha	2.6%	2,719ha	61.0%

(工業団地特例の適用による共有分の工業敷地・緑地および緑地以外の環境施設を除く。)

表 3-1-3 緑の基本計画策定状況

策定年度	策定市町村数	策定市町村
平成12年度	1	河芸町
平成13年度	0	
平成14年度	5	四日市市、朝日町、川越町、菰野町、楠町
平成15年度	1	伊勢市
平成16年度	0	
平成17年度	1	鈴鹿市

注) 緑の基本計画は都市計画区域にかかる市町村において策定できる計画です。

### (5) 公共施設(用地)における緑化の推進

公共施設に対しては、単に施設の機能のみでなく、公共の場としてより快適な環境の場を提供するため、施設等の緑化を進めています。

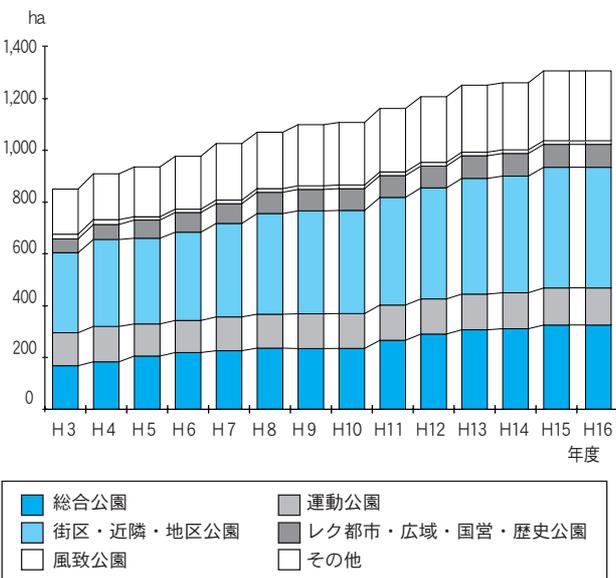
平成17(2005)年度には、財団法人宝くじ協会の助成により、亀山高等学校、菰野高等学校の緑化工事を実施しました。

## 1-2 都市公園

平成16(2004)年度末における都市公園の整備状況は、1,893ヶ所、約1,354haです。都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は8.25㎡です。

都市公園面積の推移を経年的にみると、街区・近隣・地区公園、総合公園、都市緑地の増加が顕著です。

図 3-1-2 都市公園面積推移



### (1) 都市公園の整備

都市公園は、都市に緑を増やし、住民に憩いの場を提供するなど多目的に利用され、大気汚染や騒音等の緩衝地帯、あるいは災害時の避難地として、都市の良好な生活環境づくりに大きな役割を果たしています。国においては、平成6(1994)年7月に決定された「緑の政策大綱」において、概ね全ての市街地において歩いていける範囲に公園の整備を促進するとともに、長期的には都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積を約20㎡とすることを目標に立てています。

三重県の都市公園整備状況は、平成16(2004)年度末で都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積は約8.25㎡です。県営公園は、北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、鈴鹿青少年の森、県庁前公園、大仏山公園、熊野灘臨海公園の6つの公園があります。

平成17(2005)年度には、北勢中央公園及び熊野灘臨海公園について整備を進め、大仏山公園については平成17(2005)年4月に、亀山サンシャインパークについては同年7月に全面開園しました。

また、熊野灘臨海公園において同年12月に一部開園を行いました。市町公園は四日市市の南部丘陵公園や津市の安濃中央総合公園他13ヶ所で整備を行いました。

表 3-1-4 県営公園の整備状況(平成17年度)

県営公園名	整備面積(ha)	内容
北勢中央公園	98.1	用地買収、園地工
熊野灘臨海公園	530.8	園路整備等

## 2 身近な水辺・海辺の保全・再生

### 2-1 漁村・漁港環境の整備

平成17(2005)年度には、漁業集落の生活環境の改善を図るため、集落内道路・排水路、集落排水処理施設・防災空地等の整備を実施している3地区(錦、礪浦、神前浦)に助成するとともに、波切漁港において、トイレ等の整備を漁港環境整備事業で実施しました。

### 3 身近な野生動植物の生息・生育地の保全・再生

#### 3-1 身近な緑の保全・創出による野生生物の育成・生息地の確保

森林の有する公益的機能に対する国民の期待が高まるなか、これらの期待に適切に対応していく必要があるため、生態的にバランスのとれた森林の整備を推進していく必要があります。

広葉樹林の造成に関しては、造林事業により、クヌギ・コナラなどの広葉樹林造成に対し、支援しました。

また、平成13（2001）年度から始まった森林環境創造事業により、針広混交林の造成を図る環境林づくりを県内全域で進めています。

#### 3-2 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保

水辺等の自然生態系を保護し、野性動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため、県内を17ブロックに分け、溪流環境整備計画の策定を行いました。

事業実施にあたっては、当計画に沿った詳細設計を行い流路の曲線化の推進や水際部の多様化、護岸への自然物素材の使用、瀬と淵の保護・創出を図っています。

## 第2節

### 良好な景観の形成

#### 1 都市景観の保全・創出

##### 1-1 道路・沿道景観の保全・創出

###### (1) うるおいのある道路空間の創造

道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できるパーキングとして、文化、歴史、特産物等を紹介する情報発信の場として「道の駅」を整備しています。「道の駅」は、道路管理者が整備する「休憩施設」と市町村等が整備する「地域の交流を促進するための施設」を一体化した一般道路の多機能型休憩施設であり、平成18（2006）年3月31日現在、登録されている「道の駅」は全国で830ヶ所、県内では15ヶ所あります。

表3-2-1 三重県内の「道の駅」（平成18年3月末現在）

駅名	所在地	路線名
飯高駅	松阪市	国道166号
菰野	菰野町	国道477号
紀宝町ウミガメ公園	紀宝町	国道42号
パーク七里御浜	御浜町	国道42号
海山	紀北町	国道42号
奥伊勢木つき館	大紀町	国道42号
熊野きのくに	熊野市	国道42号
茶倉駅	松阪市	国道166号
奥伊勢おおだい	大台町	国道42号
美杉	津市	国道368号
関宿	亀山市	国道1号
伊勢志摩	志摩市	国道167号
紀伊長島マンボウ	紀北町	国道42号
あやま	伊賀市	(主)甲南阿山伊賀線
いが	伊賀市	国道25号

###### (2) 街路の整備

街路は、都市内の重要な公共空間のひとつです。県民に親しまれ、生活に潤いを与える場として、アメニティの高い道路空間の創出に配慮しながら、整備を進めています。

表3-2-2 街路の整備状況 国補事業（交付金を含む）  
（平成17年度）

路線名	都市名
富田山城線	四日市市
朝日中央線	朝日町
駅前高塚線外1線	亀山市
相川小戸木橋線	津市
松阪公園大口線外1線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市
伊賀上野橋新都市線	伊賀市
茶地岡向井線（坂場工区）	尾鷲市
近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差	四日市市

##### 1-2 景観

三重県の景観は、山地、丘陵、盆地、台地、低地、海岸に大別される多様な自然景観に加え、歴史的・文化的なまちなみの景観や都市景観によって形成されています。

三重県では、各種公益事業の実施にあたって景観への配慮に努めるとともに、「三重県屋外広告物条例」に基づく沿道景観地区の指定等を行ってきました。

また、都市において良好な自然環境を維持し、樹林地等の緑の保全を図ることを目的として風致地区を指定しています。

##### 1-3 良好な広告景観の形成

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものです。無秩序な氾濫は自然の風致や街の景観を損なうことにもなりかねず、また転倒や落下により、歩行者等に危害を加えるおそれもあります。そこで三重県では「屋外広告物条例」を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止という3つの観点から、県内の屋外広告物に対し、必要な規制・指導を行っています。

##### 1-4 地区計画制度の活用

各地区の特性を活かし地区住民の合意のもとに用途、建築物の高さ、壁面の位置、形態や意匠等を定めた地区計画を都市計画法に基づき策定することにより、景観に配慮したきめ細やかなまちづくりを推進しています。

## 3章 2節

● 良好な景観の形成

## 1-5 風致地区等の見直し・拡大

都市景観の重要な要素である樹林地等の緑を保全し、風致の維持に支障を及ぼす建築物や宅地の造成等を規制するため、市町とともに風致地区の見直しと指定拡大を進め、都市における自然景観の形成を図っています。

## 2 農山漁村景観の保全・復元

### 2-1 森林病虫害等の防除

林業を取り巻く厳しい情勢の中、森林の管理水準の低下により、森林病虫害等の被害の早期発見や迅速な防除のための体制強化の必要性が高まっています。

三重県における松くい虫被害は、長期的には昭和56（1981）年をピークに年々減少し、平成17（2005）年度はピーク時の11%になっています。

しかし、高温小雨の気候が続けば、再び被害が拡大する恐れもあり、なお予断をゆるさない状況にあります。

松くい虫被害対策は、森林病虫害等防除法に基づき、関係市町との連携を強化しつつ、公益的機能の高い重要な松林を中心に、効果的な防除に努めており、薬剤の散布による予防措置や、被害木の駆除措置を実施しています。

図3-2-1 三重県下松くい虫被害量の推移

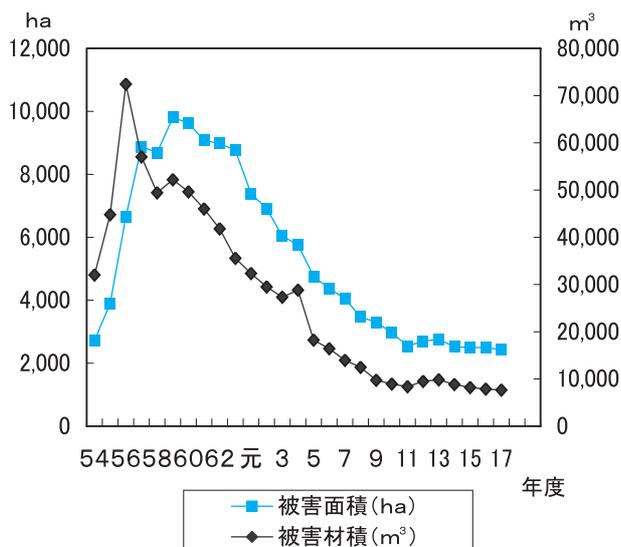


表3-2-3 森林病虫害等の防除状況（平成17年度）

実施主体	内 容
市町	予防措置 7ha（地上散布、樹幹注入1,337本） 駆除措置 103m <sup>3</sup> （伐倒駆除13m <sup>3</sup> 、特別伐倒駆除90m <sup>3</sup> ）
県	予防措置 51ha（地上散布） 駆除措置 237m <sup>3</sup> （伐倒駆除222m <sup>3</sup> 、特別伐倒駆除15m <sup>3</sup> ） 保全松林健全化整備 15.3ha

※駆除措置の内容については、資料編を参照

## 3 良好な郷土景観の形成

### 3-1 地域の特性を活かした景観形成の推進

#### (1) 景観形成施策の展開

平成8（1996）年度に総合的な景観行政を推進し、美しい県土づくりを進めていくための指針となる「三重県景観形成指針」を策定しました。

また、景観法が平成17（2005）年6月に全面施行されたのを契機に、地域の特性を活かした景観形成の取組の全県的な展開を図るため、地域住民や市町の景観形成への関心を高める事業を実施しています。

#### ア 市町における景観形成の促進

市町の景観形成への主体的な取組を支援し、市町の景観法に基づく景観計画の策定等を促進するため、景観セミナーの開催や景観アドバイザーの派遣を行いました。

#### イ 景観形成に関する普及・啓発の実施

地域住民や市町の景観形成への関心を高めるため、景観交流会の開催や県内の良好な景観を紹介するパンフレットの作成により、普及啓発を行いました。

#### (2) 地域の特性を活かした景観まちづくりの実施

地域の特性を活かした景観まちづくりとして、伊勢志摩地域や松阪・東紀州地域のモデル地区において、住民参画によるまちづくりを実施しました。

なお、指針の周知を図るとともに、9月の屋外広告の日にポスターの掲示及び啓発チラシの配布を行いました。

#### (3) 景観整備及び地区の設定

良好な美観風致の維持及びその形成を積極的に推進するため、各種の景観に資する公共事業等を実施しています。

三重県屋外広告物条例では「屋外広告物沿道景観地区制度」が規定されており、通常の基準よりも厳しい基準を設定できることとしています。現在県内では5地区が指定されています。

表 3 - 2 - 4 屋外広告物沿道景観地区

(平成18年3月末現在)

地区名	場所
伊勢志摩 景観地区 A	国道42号のうち、国道23号との交差点から県道阿児磯部鳥羽線との交差点まで
長島 景観地区	県道水郷公園線のうち、国道1号との交差点から桑名市長島町松蔭と長島町浦安との境まで
奥伊勢 沿道景観地区	国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大紀町と紀北町との境まで
紀北景観地区	国道42号のうち、大紀町と紀北町の境から尾鷲市と熊野市との境まで
紀南景観地区	国道42号のうち、尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境まで

### 1 文化財等の保護・活用

#### 1-1 指定文化財の保護・活用

三重県には、国指定文化財等が319件、県指定文化財等が533件あり、市町村指定文化財も含めると約2,000件を超えるなど、歴史・文化・学術的に優れた文化財が多くあります。

しかしながら、その保護・保存に関しては、経年変化による損傷や収蔵・保管に要する施設や財源の不足など多くの問題を抱えており、今後、適切な保護、保存を行うとともに、文化財の積極的な活用を図っていくことが大きな課題となっています。

平成17（2005）年度には、指定文化財の適正な保護とその活用を図るため、所有者または管理者（管理団体）が行う文化財保護事業に対して支援しました。

#### 齋宮跡の歴史ロマン再生

齋宮跡は、指定面積が137haを有する全国屈指の史跡であり、史跡解明のための調査が昭和45（1970）年以来継続的に実施されています。

平成8（1996）年度には、史跡整備の促進、史跡の有効活用を図るため、史跡齋宮跡整備基本構想を公表し、この構想による整備地区全体が歴史ロマンを実感できる基本計画を策定しました。

平成9～13（1997～2001）年度には齋宮跡歴史ロマン再生事業として、近鉄齋宮駅北側において、体験学習施設・1／10史跡全体模型を中心とする本格的な史跡整備を実施して一般公開し、多くの来訪者が訪れました。

#### 1-2 登録有形文化財の保護・活用

三重県には、旧飯南郡図書館をはじめとする公共建築や紡績工場等の建造物など、約627件の近代遺産が確認されています。これらの近代化遺産の保護活用については、文化財登録制度の導入に伴い、各都道府県での対応が求められています。

平成17（2005）年度は、千歳文庫・旧広野家住宅など4件が国の登録有形文化財（建造物）に登録されました。

#### 1-3 埋蔵文化財の調査・保存

三重県内には、約13,000件の埋蔵文化財の所在が確認されており、各種開発事業に際しては、原則としてそれらを現状保存することとしています。

しかし、埋蔵文化財の保護と開発との調和を図るうえから、やむを得ず事前に発掘調査を実施して、結果を記録として後世に残すことも行っています。

表3-3-1 三重県内の埋蔵文化財数

（平成18年3月31日）

遺物散布地	4,114
古墳	6,645
社寺跡	436
城跡	1,192
古窯跡等	169
その他	581
合計	13,137

平成17（2005）年度に、三重県埋蔵文化財センターが各種開発に伴い実施した発掘調査は16遺跡、齋宮歴史博物館が、齋宮跡の解明のため実施した発掘調査は2地区でした。

#### 1-4 史跡等指定地域の公有地化の推進

三重県内における史跡、名勝は国指定42件、県指定77件です。史跡齋宮跡等では史跡の有効活用を図るため、公有化が進められています。

平成17（2005）年度は、史跡の公有化の推進と保存活用を図るため、国指定史跡等の土地買上、整備事業等に対して支援しました。

#### 1-5 歴史的・文化的な遺産

わが国の中央部に位置し、東西日本の結節点として古くから開けてきた三重県には、数多くの歴史的・文化的な遺産があります。

それらの多くは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に指定され保護されています。

表3-3-2 三重県内の国・県指定等文化財数

(平成18年3月末現在)

種 別		国	県	計
重 要 (有 形 文 化 財)	建造物	21	40	61
	絵画	19	32	51
	彫刻	63	100	163
	工芸品	17	51	68
	書跡・典籍・古文書(内、国宝文書3)	37	52	89
	考古資料(内、国宝1)	8	26	34
	歴史資料	3	2	5
小 計		168	303	471
無 文 化 財	工芸技術	1	1	2
	芸能	0	1	1
小 計		1	2	3
民 文 化 俗 財	無形民俗文化財	7	34	41
	有形民族文化財	1	23	24
小 計		8	57	65
記 念 物	特別史跡	1	—	1
	特別天然記念物	2	—	2
	特別名勝及び天然記念物	1	—	1
	史跡	33	68	101
	史跡及び名勝	0	2	2
	史跡及び天然記念物	0	0	0
	名勝	4	8	12
	名勝及び史跡	2	0	2
	名勝及び天然記念物	0	1	1
	天然記念物(地域を定めず)	9	4	13
	天然記念物	18	79	97
	天然記念物及び名勝	1	1	2
小 計		71	163	234
伝統的記念物群保存地区(選定)		1	—	1
文化財の保存技術		0	0	0
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(選択)		14	7	21
重要文化的景観(選定)		0	0	0
登録文化財		56	—	56
合 計		71	7	78
総 計		319	532	851

## 2 歴史的・文化的景観の保全・活用

### (1) 歴史的・文化的資産を活かした風情あるまちづくりの推進

県内の歴史的・文化的資産の価値や保全状況を地域住民等との協働により明らかにするとともに、保全・活用に貢献できる人材の育成を進め、これらの資産を活用した地域づくり活動を支援します。

- ① 歴史的・文化的資産保全活用推進員養成講座  
地域の歴史的・文化的資産の再発見・保全・活用支援などができる推進員養成講座のカリキュラムなどについて住民等と検討を行いました。
- ② 歴史的・文化的資産データブックの作成  
県内に点在する歴史的・文化的資産のデータブックを作成するマニュアルを住民等と検討を

行いました。

### ③ 歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりの推進

地域住民が歴史的・文化的資産の価値を認識し、それらの資産を保全・活用する取組を推進しました。

### (2) 歴史の道整備・活用

平成9(1997)～11(1999)年度に策定した整備活用総合計画Ⅰ～Ⅲに基づき、歴史の道整備事業の支援を行いました。

平成15(2003)～平成16(2004)年度は、熊野参詣道伊勢路の整備活用推進事業について支援しました。

### (3) 熊野参詣道(伊勢路)の保全・保護

平成16(2004)年7月に、熊野参詣道伊勢路を含む「紀伊山地の霊場と参詣道(さんけいみち)」がユネスコの世界遺産に登録されました。

吉野・大峯、熊野三山、高野山の三霊場とこれらを結ぶ大峯奥駈道、熊野参詣道、高野山町石道の参詣道が対象で、三重、奈良、和歌山の三県にまたがっています。

登録にあたっては、これらの遺産がその後の宗教観や歴史に多大な影響を与え、また良好な形で継承されていることが評価されました。

三重県は、熊野古道として親しまれている熊野参詣道伊勢路、全長140kmのうち、約35kmが峠道などとして往時のままの状況で残っています。

## 第1節

### 環境経営の推進

#### 1 県における環境経営の推進

##### 1-1 三重県庁の率先実行取組

三重県では、県民や企業の皆様から信頼できるパートナーとして認めていただけるよう、県自らがまず環境負荷の低減に率先して取り組んでいます。

県庁の率先実行の取組や、県民・企業等との協働・連携による環境負荷低減に向けた取組が評価され、平成13(2001)年4月の「第10回地球環境大賞(優秀環境自治体賞)」(フジサンケイグループ及び日本工業新聞主催)に続き、平成14(2002)年4月には「第2回自治体環境グランプリ(エコライフスタイル推進部門賞)」(主催：(財)社会経済生産性本部)を受賞しました。

##### (1) 多様な県機関へのISO14001の導入

- 平成12(2000)年2月に、三重県庁の本庁舎とその周辺機関でISO14001の認証を取得し、オフィス活動を始め、イベントや公共工事、環境基本計画を含む全ての事務・事業活動での環境負荷低減の取組を進めています。
- 平成13(2001)年3月には、認証範囲を全ての地域機関に、また、平成18(2006)年2月に一部の試験研究機関に拡大しました。さらに、医療機関や県立大学及び県立高校2校が認証取得し、ISO14001に基づく環境保全活動を進めています。

##### (2) 継続的改善を目指した三重県庁ISO14001の取組

- 三重県庁ISO14001の5年間(平成11(1999)年度～16(2004)年度)の取組では、オフィス活動における省資源、省エネルギーといった側面において大きな成果をあげることができました。
- 全てのオフィスで個人のゴミ箱を撤去するなど、廃棄物の減量と分別を徹底しており、その結果、平成16(2004)年度的全県庁でのリサイクル率は84%でした。
- 経費節減効果については、平成11(1999)年度から平成13(2001)年度までの3年間で約16億円でした。また、平成16(2004)年度は平成13(2001)年度に比較して約630万円でした。

- 平成14(2002)年度には、こうした事業主体としての環境負荷低減の取組をとりまとめ、都道府県の一般行政レベルでは初めて「環境報告書」として発行しました。なお、この環境報告書は、県民や事業者との「次世代に誇れる三重の環境づくり」についてのコミュニケーションツールの一つとして活用しています。平成17(2005)年度は、環境教育の充実を図る一方、「システムの効果的効率的な運用」を行っていきます。
- 平成14(2002)年度は認証取得から3年目を迎え、システム的大幅な見直しを行い、平成15(2003)年2月に登録更新しました。特に更新システムでは、全ての部局において、「環境に有益な事業(64事業)」を環境目的・目標に定め、地球温暖化防止など、地球規模の環境保全や改善を積極的に進めていくこととしました。また、平成16(2004)年度には、第8回環境コミュニケーション大賞環境報告書部門において、都道府県レベルとしては初めて「奨励賞」を受賞しました。

##### 1-2 環境調整システムの推進

三重県では、自ら実施する開発事業について、その計画を立案する段階から、環境保全に対する配慮を審議・調整する環境調整システムを運用し、県開発事業における環境配慮の徹底を図っています。平成17(2005)年度には5件の開発事業について審議・調整を行いました。

対象とする開発事業の種類は次のとおりです。

- ①道路の整備
- ②河川・ダム等の整備
- ③海岸の整備
- ④公有水面の整備
- ⑤港湾の整備
- ⑥森林の整備
- ⑦公園の整備
- ⑧下水道の整備
- ⑨水道の整備
- ⑩農業農村の整備
- ⑪発電所の整備
- ⑫建物の建設
- ⑬用地の整備
- ⑭その他

### 1-3 組織的な取組を進める三重県庁のグリーン購入

- 平成13（2001）年10月1日に「みえ・グリーン購入基本方針」を新たに策定し、平成13（2001）年度に日常的に購入する全ての消耗品（単価契約物品）を環境配慮型商品にしました。平成14（2002）年度からは、物品だけでなく、役務や公共工事部門についても数値目標を定めてグリーン購入に取り組んでいます。
- 公用車については、「三重県低公害車等技術指針」を平成18（2006）年3月に改正し、より一層の低公害車の導入を進めています。  
また、平成17（2005）年4月に基本方針の一部改正を行い、事業者の選定にあたっては、ISO14001をはじめ、みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード（M-EMS：ミームス）等の導入により適切な環境管理を行っていることなども考慮し、事業者に対して環境保全活動への積極的な取組を働きかけています。
- 県庁の各機関を結んだ情報ネットワークとリサイクルセンターを利用したリサイクルシステムを構築し、各部署で不要になった物品の情報交換と有効利用を行っています。
- なお、平成12（2000）年5月には、グリーン購入ネットワークから「第3回グリーン購入大賞」をいただきました。

### 1-4 LCA手法を応用した環境経営のまちづくりの推進

- 21世紀においては、環境と経済を同軸で捉え、環境配慮が経済的価値の創造へ、経済価値の追求が環境配慮へと、お互いが相乗効果を発揮する「環境経営」の推進が必要です。
- LCA（Life Cycle Assessment）は、製品やサービスの環境負荷を資源採取の段階から原料素材化、生産及び製品の使用・廃棄段階まで製品の生涯（ライフサイクル）全体に渡って、資源及びエネルギーの使用量や環境に影響を及ぼす排出物を定量的に把握し、評価する手法です。
- 本県では、液晶（フラットパネルディスプレイ）産業の県内進出を契機に、このLCA手法を応用し、県民、企業、行政の協働によって、環境負荷低減と経済の活性化を目指した「環境経営のまちづくり」を推進するため、平成15（2003）年度から多気町を対象に、土地造成、道路、下水道、廃

棄物処理計画に関する整備計画の環境影響を把握して、環境負荷が少ない整備計画をモデル的に提案するとともに、この結果をとりまとめたパンフレットを作成しました。

## 2 市町における環境経営の促進

### 2-1 生活創造圏づくり推進事業の実施

生活創造圏づくりは、市町の広域連携や住民参画の推進などを踏まえ、県も参画しながら個性ある豊かで住みよい生活圏域を創り出していこうとするものです。

「生活創造圏づくり推進事業」において、この生活創造圏づくりの推進に資する市町等の事業を支援することとしており、平成17（2005）年度においても広域的な環境保全のための事業や先見性・創造性に富んだ環境保全対策を行う市町等に対し支援を行いました。

### 2-2 市町等におけるISO14001ネットワーク化の促進

- 市町が率先して環境保全に取り組むことは、地域での環境保全活動の推進に大きな効果があることから、ISO14001の認証取得や、その効果的な運用について支援してきました。
- 平成17（2005）年度は、市町相互の情報交換や、市町と県とのネットワーク化を進めることにより、環境保全取組の一層の向上を図るため、三重県自治体ISO14001ネットワーク会議を4回開催しました。
- 平成16（2004）年度に実施した市町村のISO14001の運用状況の実態調査結果を踏まえ、学識経験者を含む研究会を開催し、その効果的な運用方法や改善方法について検討しました。

## 3 事業者の環境経営の促進

### 3-1 環境保全施設整備に対する支援

#### (1) 三重県環境保全資金融資制度

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し、必要となる資金の融資を実施しました。

平成17（2005）年度には、融資件数が112件、融資額が963,784千円でした。

表4-1-1 三重県環境保全資金融資制度

項目	内容
融資限度額	1企業・組合 5,000万円
融資利率	年率1.4% ただし、保証を付けない場合は1.6%
保証料	協会所定料率 -0.3%
資付期間	設備資金10年以内（据置期間1年以内を含む） 運転資金5年以内（据置期間6ヶ月以内を含む）
返済方法	原則として、割賦
融資対象	<p>(1) 公害防止活動</p> <p>ア 公害防止施設の設置</p> <p>イ 工場又は事業場の公害防止のためにする移転</p> <p>ウ 土壌汚染の除去等</p> <p>①土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する土壌汚染調査のうち、法第3条第1項に基づく土壌汚染調査</p> <p>②法第2条第2項に規定する土壌汚染調査のうち、法第4条に基づく土壌汚染調査</p> <p>③法第7条第1項及び第2項に規定する汚染の除去等の措置</p> <p>④法第8条第1項の規定による請求に係る汚染の除去等の措置に要した費用負担</p> <p>(2) 環境保全活動</p> <p>ア フロン対策</p> <p>①フロン回収装置の設置</p> <p>②フロン漏洩防止工事</p> <p>イ 環境保全型施設の整備等</p> <p>①RDF利用設備の設置</p> <p>②自然エネルギー有効利用施設の設置</p> <p>③低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車）の購入</p> <p>④自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替え</p> <p>⑤使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造</p> <p>⑥自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく排出基準非適合車を排出基準適合車とするNO<sub>x</sub>・PM低減装置の装着</p> <p>ウ リサイクル関連施設の整備等</p> <p>エ 温暖化防止対策施設の整備等</p> <p>(3) 事業者が経営の多角化として新たに開始するリサイクル関連の事業活動</p> <p>(4) ISO14000シリーズの認証取得</p> <p>(5) 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置（平成17年11月1日より運用開始）</p>

### 3-2 環境関連産業の振興

産学連携でセミナー等を実施し、企業が新たな事業活動のヒントを得る機会を提供する「みえ新産業創造・交流会」において、環境分野における産学交流、企業間交流事業を実施するとともに新規事業の創出に係る各種支援制度の普及・啓発を図りました。

### 3-3 日本環境経営大賞による環境経営の普及

- ・環境経営の発展と環境文化の創造を図るため、学界や経済界等との協働により、全国の事業所等を対象に優れた環境経営の取組を顕彰する「日本環境経営大賞」を実施しています。

（第1回目（平成14（2002）年度） 応募件数：149 受賞者数：14）

（第2回目（平成15（2003）年度） 応募件数：121 受賞者数：17）

（第3回目（平成16（2004）年度） 応募件数：125 受賞者数：15）

（第4回目（平成17（2005）年度） 応募件数：214 受賞者数：20）

- ・この表彰を通じて、環境と経済を同軸に捉えた「環境経営」を普及するとともに、環境に関する人材・技術のネットワークを構築し、企業経営者等を対象にした全国の優れた環境取組を学ぶ「環境経営サロン」を開催するなど、県内企業等の環境経営の向上を促進します。（平成18（2006）年3月末現在 開催回数：10回 参加者数：558名 参加企業：389社）

### 3-4 鈴鹿山麓リサーチパークの整備

鈴鹿山麓リサーチパークは、鈴鹿山麓研究学園都市の中心地区として、環境保全技術、バイオテクノロジー、新素材等に関する研究開発技能の集積を図るため、展示施設、研修施設などの施設及び会議施設等の整備を促進しています。

これまでに

- ・財国際環境技術移転研究センター
  - ・㈱三重ソフトウェアセンター
  - ・三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター
  - ・テクノフロンティア四日市
  - ・三重県科学技術振興センター保健環境研究部
  - ・タカラバイオ㈱ドラゴンジェノミクスセンター
- などが立地しています。

### 3-5 環境に優しい生産技術の確立

農林水産業における環境ビジネスの育成・振興のための、生産性向上、省力化、高付加価値化等生産現場に直結した技術の確立が重要です。

平成17（2005）年度には、持続的養殖生産確保法に基づき、漁業者が養殖漁場の漁場改善計画を樹立し、県が認定しました。

### 3-6 小規模事業所向けEMS（環境マネジメントシステム）の導入

平成16（2004）年9月に三重県では、幅広く県内事業者の環境経営の取り組みの促進を目指して「具体的で取り組みやすく、かつ、費用負担の少ない」ミームス（M-EMS）と呼ばれる環境マネジメントシステム規格および審査制度を設立し、制度普及のための説明会・相談会、審査体制を充実するための審査員研修会を開催するとともに、平成18（2006）年3月までに85事業者において環境マネジメントシステムの構築を進めました。

## 第2節

### 環境教育・環境学習の推進

#### 1 環境教育・環境学習の拠点施設の活用

##### 1-1 三重県環境学習情報センターの充実

県民に開かれた環境教育・学習・情報受発信の拠点として研修機能、情報提供、展示啓発機能等を整備し、子どもから大人まで幅広く利用できる拠点施設として活用・充実に努めています。

図4-2-1 三重県環境学習情報センターでの環境教育に関する主な業務内容

#### 業務の柱

- ①持続可能な社会の構築のため、実践的な行動を促す環境教育・環境学習
- ②環境保全活動のパートナーシップの推進
- ③人と情報のグローバルなネットワークの構築

#### 主な業務

- ・展示コーナーやライブラリーコーナーの整備、活用
- ・参加、体験型の環境講座、体験教室、交流事業等の実施
- ・地域の活動リーダーや環境学習指導者等の養成
- ・環境教育のためのプログラム開発、調査研究
- ・ホームページ「三重の環境と森林」を活用した環境教育に係る情報の発信
- ・県民、ボランティア団体、企業とのネットワーク化

##### 1-2 地域にある環境資源を活かした環境教育施設の整備

###### (1) 宮川流域エコミュージアム事業の推進

宮川流域ルネッサンス事業における「人と自然の共生」のシンボルプロジェクトである宮川流域エコミュージアムを宮川流域6市町で地域の住民と協働して推進しています。

宮川流域エコミュージアムでは、流域に点在する地域の環境、歴史・文化、暮らし等を体感できる魅力ある空間をフィールドとしてとらえます。

フィールドの成立条件としては、流域の豊かな環境を体感できる「場所」で魅力を伝える「流域案内人」が存在していることを考えており、案内人は知識だけではなく、熱い想いや地域の誇りを伝えます。

また、6市町連携のシンボルとして、森林の豊かさが、中下流の環境を支えていることを体感できる「ルネッサンスの森」を整備し、水源涵養林として理解を促進し、林業体験、環境学習等の場として活用しました。

###### (2) ビジターセンターの整備

ビジターセンター（博物展示施設）では、自然公園の地形、地質、動物、植物、歴史等を公園利用者が容易に理解できるよう解説又は実物標本、模型、写真、映像、図表などを用いた展示を行っています。

表4-2-1 ビジターセンター一覧表

自然公園名	施設名	所在地
伊勢志摩国立公園	鳥羽ビジターセンター	鳥羽市
	登茂山ビジターセンター	志摩市
	横山ビジターセンター	志摩市
鈴鹿国定公園	藤原岳自然科学館	いなべ市

## 2 環境教育・環境学習の充実

### 2-1 学校・社会における環境教育・学習の推進

#### (1) 環境教育・学習の推進

三重県では、三重県環境保全活動・環境教育基本方針に基づき、三重県環境学習情報センターを環境学習基幹施設として、環境教育・学習を推進するとともに、学校教育・社会教育の場においても、環境教育・学習を推進し、環境月間行事・緑化運動などを通じて、環境保全思想の普及啓発に努めています。

表4-2-2 環境教育・学習の状況（平成17年度）

区分	内容
参加型環境学習講座の開催	環境学習情報センター講座及び出前講座「大気・水質チェック教室」、「ごみ・リサイクル講座」や夏休みの「こども環境講座」など90講座を開講しました。
環境教育資料の貸出	環境啓発用パネルや、環境学習用キットの貸出しをしました。
環境学習指導者の養成	環境学習指導者養成講座として「プロジェクトワイルド(米国の環境教育指導法)エドゥケーター養成講座」、「インタープリター養成講座」、「みえ環境学習セミナー」などを開講しました。また、専門講座として「地球温暖化防止講座」、「資源循環講座」、指導者養成講座の修了者を対象とした「環境学習指導者養成実践講座」を開講しました。
その他	市町村等が実施する環境フェア等への啓発パネル等の貸出や出展参加を行いました。県内小中高等学校等の社会見学受入れや環境体験学習を114団体に実施しました。

## (2) こどもエコクラブ活動支援

こどもエコクラブ活動は、次世代を担う子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、平成7（1995）年6月から環境省により始められました。県内でも環境の保全に関する取組を行う意志を有する小学生、中学生が、それぞれの地域でこどもエコクラブを結成し、環境に対する理解を深めるための学習・研究活動や美化活動、リサイクル活動などの実践運動に自主的に取り組んでいます。

こうしたこどもエコクラブ活動を定着させるとともにその活用をさらに推進するため、各クラブのメンバー・サポーターを対象とした交流会や活動を支える市町担当職員を対象とした研修会を開催するなど、こどもエコクラブ活動を支援しています。

平成17（2005）年度の会員数は、277クラブ6,555人となりました。

また、平成18（2006）年3月25・26日には、全国から多くのこども達が参加して「こどもエコクラブ全国フェスティバル in かめやま」が三重県亀山市にて開催されました。

表4-2-3 交流会、研修会の実施状況

区分	期日	内容
こどもエコクラブ市町村担当者研修会	平成17年 5月18・25日	市町村コーディネータ研修 参加者39人
Mieちびっこエコ王国大会	平成17年 8月28日	環境体験コーナー・リサイクル工作など 参加者1,625人(子ども科学体験教室2005と同時開催)
こどもエコクラブ県内交流会 in 松阪	平成17年 11月19日	環境体験学習(松阪市で開催) 参加者125人
こどもエコクラブ全国フェスティバル in かめやま	平成18年 3月25・26日	壁新聞セッションやエコロジカルアクション特別発表、環境体験ブースなど(亀山市西野公園で開催) 参加者15,000人

## (3) 身近な環境問題への取組の推進

県内の幼・小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校では、身近な地域の環境問題の学習や豊かな自然環境のなかでの様々な体験活動を通して、自然の大切さを学ぶとともに、家庭・地域社会や民間団体との連携を深め、環境保全に関するボランティア活動などを進めています。

## ア 「学校環境デー」の実施

「学校環境デー」（6月5日）を中心とした時期に、各学校が創意工夫した活動を行うことを通して環境教育に取り組む気運をさらに高め、よりよい環境づくりや環境に配慮した望ましい行動がとれる児童生徒の育成を図っています。

## イ 県立学校における環境マネジメントの取り組み

県立学校では平成13（2001）年度に2校、平成14（2002）年度に6校がISO14001認証を取得し、それぞれの学校で定めたマネジメントシステムに基づき、環境教育及び環境保全活動に取り組んでいます。

平成17（2005）年4月からは、全ての県立学校がISO14001又は独自の簡易なマネジメントである県立学校環境マネジメントに取り組みながら環境教育及び環境保全活動の充実を図っています。

## 2-2 環境教育に係る情報ネットワークづくり

環境教育を効果的かつ円滑に推進していくため、人材データベースとして、「地球環境を伝える人」をインターネットで提供し、環境教育に関する情報の周知を図っています。

# 第3節

## 地域における環境保全活動の促進

### 1 地域における自主的な環境保全活動の促進

#### 1-1 県民運動の促進

##### (1) 地域で活躍する環境NPO等への支援

平成12(2000)年2月に「三重の21世紀環境創造活動支援基金」を設立し、その運用を三重環境県民会議に委ねて、地域で活動する環境NPO等の活動を支援しています。三重環境県民会議では、県内各地で地域交流会を開催(平成17(2005)年度:6回)し、また地域の環境NPOのニーズやシーズを探る地域環境情報連絡局を新たに募集しました。その結果、8地域(8団体)の情報ネットワーク拠点ができました。今後、平成19(2007)年度末には9ヶ所のネットワーク拠点づくりに向けた活動を行うこととしています。また、平成18(2006)年3月12日には、環境NPOの活動発表会「エコリンピックみえ2006」を開催しました。

##### (2) 豊かな森林と水を考える県民運動

平成13(2001)年度から、市民団体、NPOと協働して、参加者が里山保全活動や自然観察などを通して、楽しみながら自然環境を学習するとともに清掃活動などを行う「身近な自然を体験する県民デー」を展開しています。(平成17(2005)年度:26会場で実施 参加者数3,003名)

#### 1-2 河川の維持・美化を行う団体の活動支援

県管理河川の総延長は2,336km、海岸延長は564.7kmにおよび、河川海岸環境美化について河川海岸管理者だけの対応には限界があります。適正な河川海岸管理を行っていくためには、県民参加によるボランティア活動は望ましい形態であり、ボランティア活動団体の育成、支援に努める必要があります。

平成17(2005)年度には、県管理11河川において、ボランティア活動団体及び市町村を対象にパンジー、サルビア、あじさい等の花木の苗、種子等を提供しました。また、河川環境美化ボランティア活動を行う132団体に対し支援を行いました。

#### 1-3 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保及び河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃及び河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行っており、平成17(2005)年度の実績は、道路関係で151団体、河川関係で132団体、海岸等の関係で56団体となっています。

平成11(1999)年度からは、地域住民に道路の一定区間の除草、ゴミ拾い等の世話をお願いする「ふれあいの道事業」を実施しており、29団体(平成17(2005)年度実績)の団体が活動を行いました。

#### 1-4 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、平成17年度には、緑を育てる活動を通じて森林に親しみ、森林整備活動に参加したいと考える人たちのリーダーとなる方を対象に森林管理技術の取得を目的とした、森林ボランティア育成研修会を開催しました。

表4-3-1 平成17年度 研修開催状況

期 日	場 所	参加人数	内 容
H17年11月 5日、6日	津市 美里	32人	安全な作業(間伐作業) 鋸谷式間伐による森林管理

#### 1-5 「こどもエコクラブ全国フェスティバル」の開催

- ・次世代を担う子供たちが環境問題を考え、自ら進んで環境保全活動へ参加するよう、NPO、関連団体、企業及び行政などの協働・連携による学習・体験の場を設け、環境教育・学習を進めています。
- ・平成17(2005)年度は、3月25日・26日の2日間にわたり、全国のこどもエコクラブ関係者が一堂に会し、交流を深めるとともに、全国各地の活動紹介や環境体験学習を通じて環境保全活動の定着拡大を図る「こどもエコクラブ全国フェスティバル in かめやま」を国・亀山市との共同で開催しました。(来場者数:15,000人)

## 2 各主体の連携による環境保全活動の促進

## 2-1 広範な県民参加で進める環境県民運動の展開

## (1) 広範な県民運動を進めるためのしくみ「みえ環境県民運動協議会」

全県的に環境保全活動を展開している市民団体、NPO、企業等多様な主体と協働し、平成16(2004)年8月31日に「みえ環境県民運動協議会」を設立しました。

協議会では、それぞれの役割に応じて機能分担しながら相乗効果を発揮させ、「新しい時代の公」の担い手として広範な環境問題に対応するなど地域環境力を高めることを目的としています。

また、環境保全活動をより確実に、継続的に、自主的に実践するための横断的な連携を図る場として、また、地域の活動を活性化させる人づくり・組織づくりの場としての機能を担います。

## (2) 地球温暖化防止をめざす県民運動

家庭においてCO<sub>2</sub>排出量の削減を促進するためには、県民一人ひとりが自らのライフスタイルを環境にやさしい形に変革していく必要があります。平成13(2001)年度から一般家庭における電気使用量の節減量に応じて参加グループに活動支援金を交付する「夏のエコポイント事業」を展開しています。

平成17(2005)年度は、電気、ガス、水道の使用量節減に取り組む「みえのエコポイント2005夏」に加え、企業の協力を得て個人参加も可能となった「みえのエコポイント05-06冬」、レジ袋削減、廃食油リサイクル等を加えた仕組みを構築しました。(エコポイント取組世帯数：2期計 20,987世帯)

## 2-2 冷房等の適正温度管理を推進する「夏のエコスタイル」等の拡大実施

- 平成11(1999)年度から関西広域連携協議会の加盟団体とともに、夏季の一定期間において冷房温度を28℃に設定し、ノーネクタイ、ノー上着などの軽装で過ごそうという「夏のエコスタイル」に取り組んできました。
- 県庁内では、日常的な勤務はもちろん会議や出張の場面でも夏期の軽装が徹底され、一つのライフスタイルとして定着してきています。

- 平成17(2005)年度は、実施期間を拡大し、6月1日～9月30日を「夏のエコスタイルキャンペーン」期間として、取組を行いました。

なお、平成17(2005)年度から国も「クールビズ」として同様の取組を提唱しています。

また、冬期には庁舎の暖房温度を19℃に設定し、重ね着の服装などで対応する「ウォームビズ」に取り組みました。

## 2-3 年間を通して行う自主的な庁舎周辺の美化行動

- 勤務する職場や周辺を美しくすることは、快適な生活環境づくりを行う第一歩と考え、県職員自らが各職場で年間を通して自主的に庁舎周辺の美化行動を行っています。
- 平成17(2005)年度は、約3,278人の県職員がこのボランティア活動に参加しました。

## 2-4 三重県環境保全活動・環境教育基本方針の策定

- 持続可能な社会づくりに向けて、多様な主体が環境教育を自主的に進め、具体的な行動を起こし、地域に根ざした環境保全活動の輪が広がることを目的として、平成17(2005)年6月に「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」を新たに策定しました。
- この基本方針の普及啓発を図るとともに、3地域をモデル地域に指定し、多様な主体の参画により、地域固有の素材を活かした環境教育実践プログラムづくりを行いました。

## 4章 3節

### 1 国際的な環境協力・貢献の推進

#### 1-1 (財)国際環境技術移転研究センターによる環境保全活動

環境問題のなかで、とりわけ大気、水質等の環境汚染問題が顕著化している開発途上国等の諸外国に対して四日市地域を中心として中部圏に蓄積された環境保全に資する産業技術を移転するため、中部圏を中心とする産業界、学界等の全面的な支援を得て、「(財)国際環境技術移転研究センター」(ICETT)を設立し、地球環境保全に資する産業技術の移転を進めています。

平成17(2005)年度においても、国、地方公共団体、産業界、学界等の広範な支援・協力を得て、産業公害防止に関する研修・技術指導、研究開発、調査・情報提供等を行いました。また、これらの事業の有機的連携によって、諸外国の特性に応じた円滑な技術移転の推進を図りました。

#### 1-2 (財)国際環境技術移転研究センターの機能強化

(財)国際環境技術移転研究センター(以下ICETT)は企業や県民からの発展途上国に関する環境情報提供の強い需要に応えるため、その蓄積している情報の発信に努めています。そのため、既存情報ばかりでなく新たな情報収集を毎年行い、収集したデータを整理・データベース化し、ホームページを開設して情報発信しています。平成17(2005)年度も引き続きゼロエミッションをはじめとする環境情報の収集と、環境情報ネットワークシステムの充実を図りました。

また、平成14(2002)年3月に認証取得したISO14001に基づき、エコオフィスにおける省資源・省エネルギー・リサイクルばかりでなく、事業関係者による事業評価も取り入れた「質の向上」を実施しています。この認証取得を通してICETTは国内受入研修員にも実行を促す等、関係者への環境意識の向上を目指した活動を展開しています。

さらに平成15(2003)年10月に、気候変動枠組条約の実施をサポートする機関で、欧州を中心とした地球環境問題を目的とした組織であるCTI(気候技術にかかる自発的活動)の事務局とな

り、世界的な地球環境問題解決に貢献できるよう活動を展開していきます。

#### 1-3 科学技術振興センター保健環境研究部における調査研究

地球規模の環境問題に係る調査研究を進めるため、科学技術振興センター保健環境研究部において、県内の酸性雨の実態調査を平成元年度から17年度まで継続して実施しました。また、ICETTから発展途上国研修員の研修受入を行っています。

### 2 国際環境協力の推進

#### 2-1 姉妹友好提携先に対する環境協力の推進

中国河南省への環境保全支援として、平成8(1996)～9(1997)及び15(2003)、17(2005)年度には河南省へ三重県担当者を講師として派遣し、現地研修を行いました。

平成5(1993)～7(1995)及び10(1998)～17(2005)年度にはICETTにおいて河南省職員の入研修を実施しました。

また、平成17(2005)年度からJICA草の根技術協力事業・地域提案型の採択を受け、河南省において官民の協働・連携に力点を置いた環境教育分野の支援事業にも着手し、河南省からの受入研修、三重県からの派遣現地研修を実施しました。

#### 2-2 その他の国際協力

アジア自治体の環境改善を支援するため、アジアの開発途上国の自治体を対象に、環境改善計画策定、人材育成、専門家派遣、適地技術の移転等を有機的に組み合わせ、総合的にモデル事業を実施し、その結果をアジアの他の自治体へ波及させることとしています。

平成17(2005)年度は、ベトナムにおいて事業を実施しました。



## 第1節

### 環境保全の総合的取組の推進

#### 1 基盤的施策の推進

##### 1-1 総合的・重点的施策の推進

###### (1) 流域圏づくりの推進

最近、安全でおいしい水や親水空間へのニーズの高まりが見られ、全国各地で河川の環境保全や上下流の交流・連携に取り組む事例が盛んになっています。また、河川法で河川環境の保全と整備が目的として明示されるなど、行政の側にもこうした動きに対応した変化が見られるようになっていきます。

三重県内には、七つの一級河川をはじめとする河川があり、それぞれ産業や生活に役立つ利用がなされるとともに、様々な問題を抱えています。そのため、河川を軸とした面的な地域を「流域圏」として捉え、山から海に至るまでを一体的にみた施策の推進を図ることが求められています。

平成9（1997）年度から流域圏づくりのモデル事業として、宮川流域ルネッサンス事業に取り組んでおり、有識者によるルネッサンス委員会での議論や流域住民との地域懇談会を経て、平成10（1998）年2月に事業推進の理念を示す宮川流域ルネッサンス・ビジョンを策定し、同年12月には、2010年を目標年度とした基本計画を策定しました。

平成12（2000）年度には流域内に事務所を設置するとともに、協働の組織である宮川流域ルネッサンス協議会も結成されるなど、流域での活動が活発化しつつあり、平成15（2003）年3月には「動きだす清流」第2次実施計画、平成16（2004）年4月には「宮川流域エコミュージアム推進計画」を協議会と県で策定し、地域主導の取組を進めました。

また、宮川流域以外の流域についても流域圏づくりの波及を進めていきたいと考えています。

###### (2) 日本まんなか共和国（福井・岐阜・三重・滋賀）連携の実施

日本のまんなかに位置する4県が、交流・連携により環境重視の地域づくりをめざし、次の取組を進めました。

（主なもの）

- ・子ども環境会議の開催「四日市公害から私たちの環境・未来の環境を考える」（三重県）

- ・4県の試験研究機関による共同研究（平成13～15（2001～2003）年度 テーマ「大気中有毒化学物質に関する共同研究」）成果報告、（平成16～18（2004～2006）年度 テーマ「大気中粒子状物質に関する総合的研究」）実施
- ・廃棄物監視担当連絡調整会議の開催、県境検問・パトロールの共同実施
- ・富山県、長野県を含めた6県で環境林づくりへの取組や、間伐材の利用促進など間伐対策についての意見交換

###### (3) 伊勢湾の再生

伊勢湾は私たちと深い関わりがあり、かけがえない資源・資産ですが、近年、水環境の悪化、自然海岸の減少、海生生物の生息の場の減少など、伊勢湾の環境の悪化が懸念されており、いかに健全な姿を次世代に継承していくかが課題となっています。

そのため、平成12（2000）年度に「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」を策定し、伊勢湾再生に向けた取組を推進しています。

平成17（2005）年度には、次の取組を進めました。

（主なもの）

- ・伊勢湾の再生には、広域的・総合的な取組が不可欠であることから、国と関係自治体等で組織する「伊勢湾再生推進会議」を設立
  - ・伊勢湾再生に向けて横断的に取り組むため、庁内関係部局で構成する「伊勢湾再生連絡調整会議」の開催
  - ・専門的知見の蓄積を図るため「伊勢湾学セミナー設置運営懇談会」の開催
  - ・県民の皆さんをはじめとする多様な主体に対し、啓発と情報の共有化を図るため、「伊勢湾ニューズレター」を発行
- また、伊勢湾総合対策協議会（三重県、岐阜県、愛知県及び名古屋市）において、環境問題についての研究や情報交換などを行いました。

##### 1-2 公害防止計画

###### (1) 公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法第17条（平成5（1993）年11月までは公害対策基本法第19条）の規定に基づき、公害の防止に係る各種の施策を総合的に講じて公害の防止を図ることを目的とし、環境大臣が示す計画策定の基本方針に基づいて関

係都道府県知事が作成するものです。

本県においては、昭和45（1970）年12月に国の第一次地域として、四日市市、（旧）楠町、朝日町、川越町の1市3町を計画区域とする四日市地域公害防止計画が承認されて以来、6期計30年にわたり計画の策定を行ってきました。

平成13（2001）年度から17（2005）年度までを期間とする第7期計画からは、朝日町を除く1市2町が対象区域となり、その概要は次のとおりです。

ア 計画地域

四日市市、（旧）楠町、川越町の1市2町の区域

イ 計画の目標

大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染等に係る環境基準等の達成維持

ウ 計画の主要課題

- (7) 都市地域における大気汚染対策
  - 都市地域におけるベンゼン等に係る大気汚染の防止を図ります。
- (4) 道路交通公害対策
  - 国道23号等の主要幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等に係る大気汚染、騒音の防止を図ります。
- (5) 伊勢湾の水質汚濁対策
  - 伊勢湾のCOD、窒素及び燐に係る水質汚濁・富栄養化の防止を図ります。
- (8) 廃棄物・リサイクル対策
  - 事業者及び住民等すべての主体の参加による廃棄物・リサイクル対策を推進し、環境への負荷の低減を図ります。

エ 公害防止に係る施策の概要

- (7) 基本的な方向
  - a. 計画目標、主要課題の達成のため、事業活動及び日常生活全般にわたる幅広い施策の実施
  - b. 国の環境基本計画の長期的な目標の達成への配慮
    - ・環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムの実現
    - ・人間と多様な自然・生物の共生の確保
    - ・すべての主体の環境保全の行動への参加
    - ・国際的取組
  - c. 関連諸計画と連携した総合的・計画的な施策の推進
  - (4) 主要課題に係る主な施策
    - a. 都市地域における大気汚染対策

ベンゼン等（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）対策として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく大気中への排出量、廃棄物としての移動量の届出、化学物質管理指針に基づく事業者による自主管理計画の策定を促していくとともに、引き続き、大気環境測定を実施していきます。

また、硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質対策として、大気汚染防止法、県条例及び県上乗せ条例に基づく規制基準等の遵守の徹底を図るため、引き続き、監視指導を行います。

b. 道路交通公害対策

国道23号等の主要幹線道路沿道における交通公害対策として、自動車排気ガスに係る施策の推進、低公害車の普及促進等の発生源対策を実施するとともに、遮音壁の設置等による道路構造改善対策を実施します。また、交通管制システムやバイパス、立体交差等の整備による交通円滑化対策を実施するとともに、引き続き、民家の防音工事等の沿道環境整備対策や監視体制の整備に努めます。

c. 伊勢湾水質汚濁対策

伊勢湾水質汚濁・富栄養化防止対策として、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき規制基準を強化するなど総量規制を引き続き実施するとともに、窒素・燐の排水基準の遵守の徹底を図ります。

また、生活排水対策として、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の施設整備を進めるとともに、ホームページ「三重の環境と森林」等を活用して普及啓発を行います。

d. 廃棄物・リサイクル対策

廃棄物・リサイクル対策として、三重県廃棄物総合対策及び三重県廃棄物処理計画（平成15（2003）年度策定）に基づき、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進を図るほか、ごみ処理施設、廃棄物再生利用施設等の一般廃棄物処理施設の整備を進めるとともに、監視指導の強化や公共関与による産業廃棄物処理事業の推進に努めます。

(2) 公害防止計画に係る事業実績

ア 汚染負荷量等の概要

公害防止計画協力工場に係る燃料使用量、硫黄酸化物等の排出実績は表5-1-1のとおりです。

また、化学的酸素要求量(COD)負荷量は表5-1-2のとおりです。

表5-1-1 燃料使用量・硫黄酸化物等の排出量の実績

項目		年度	
		第7期計画	
		H15	H16
燃料使用量(万kl/年)		1,571	1,614
平均硫黄含有率(%)		0.144	0.172
排出量	硫黄酸化物(t/年)	2,004	1,847
	窒素酸化物(t/年)	8,236	8,211
	ばいじん(t/年)	346	409
協力工場数		39	39

(注) 1. 燃料使用量は重油換算した値です。  
2. 平均硫黄含有率は重油以外の燃料も含んでおり、加重平均した仕上がり後の値です。

表5-1-2 化学的酸素要求量(COD)負荷量実績

項目		年度	
		第7期計画	
		H15	H16
特定排出水量(万m <sup>3</sup> /日)		25.4	25.5
COD負荷量(t/日)		8.2	4.4
協力工場数		39	36

(注) 特定排出水とは、水質汚濁防止法に規定される特定施設から排出される水のことであり、間接冷却水などは含まれません。

イ 公害防止施設の整備拡充等

(7) 地方公共団体が実施した事業

平成16(2004)年度には公害対策事業として、流域下水道整備事業、公共下水道整備事業、公害保健対策事業等が実施され、約79億円が投資されました。

また、公害関連事業として、公園緑地等整備事業、交通対策事業、地盤沈下対策事業等が実施され、約50億円が投資されました。

なお、計画総事業費に対する平成16(2004)年度末の事業の進捗率は85.4%(5年計画のうち4年目)となっています。

(4) 企業が実施した事業

平成16(2004)年度には公害防止計画協力39工場で実施された公害防止施設の整備等の事業は投資総額で約116億円です。

## 1-3 環境保全協定締結の推進

三重県環境基本条例第5条では、事業者の責務として「事業者は、市町長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない」と規定しています。

環境保全協定は、従来公害防止協定の範囲を広げ、緑化の推進等の自然環境の保全に関する項目を含むものであり、環境関係の諸法令等を補完するものとして、地域の自然的、社会的条件や、事業活動の実態に即応したきめ細かい指導が可能であることから、市町等では環境汚染を防止するための有効な手段として広く活用されています。

従来公害防止協定を含む環境保全協定の締結件数は平成17(2005)年度末で1,521件となっています。

## 2 環境汚染等の未然防止

### 2-1 環境影響評価制度

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、開発事業等が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査・予測及び評価を行って、その結果を公表し、これに対する環境保全の見地からの知事、関係市町長、住民等の意見を聴いたうえで、事業者自らが環境配慮を行い開発事業等を実施することにより、自然環境・生活環境を保全していくための制度です。

三重県では昭和54(1979)年に「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して以来、この制度により環境保全を進めてきましたが、平成9(1997)年6月に環境影響評価法が制定されたことに伴い、三重県の環境影響評価制度についても、制度の充実・強化を図るため、平成10(1998)年12月に「三重県環境影響評価条例」を制定し、平成11(1999)年6月12日から全面施行しました。

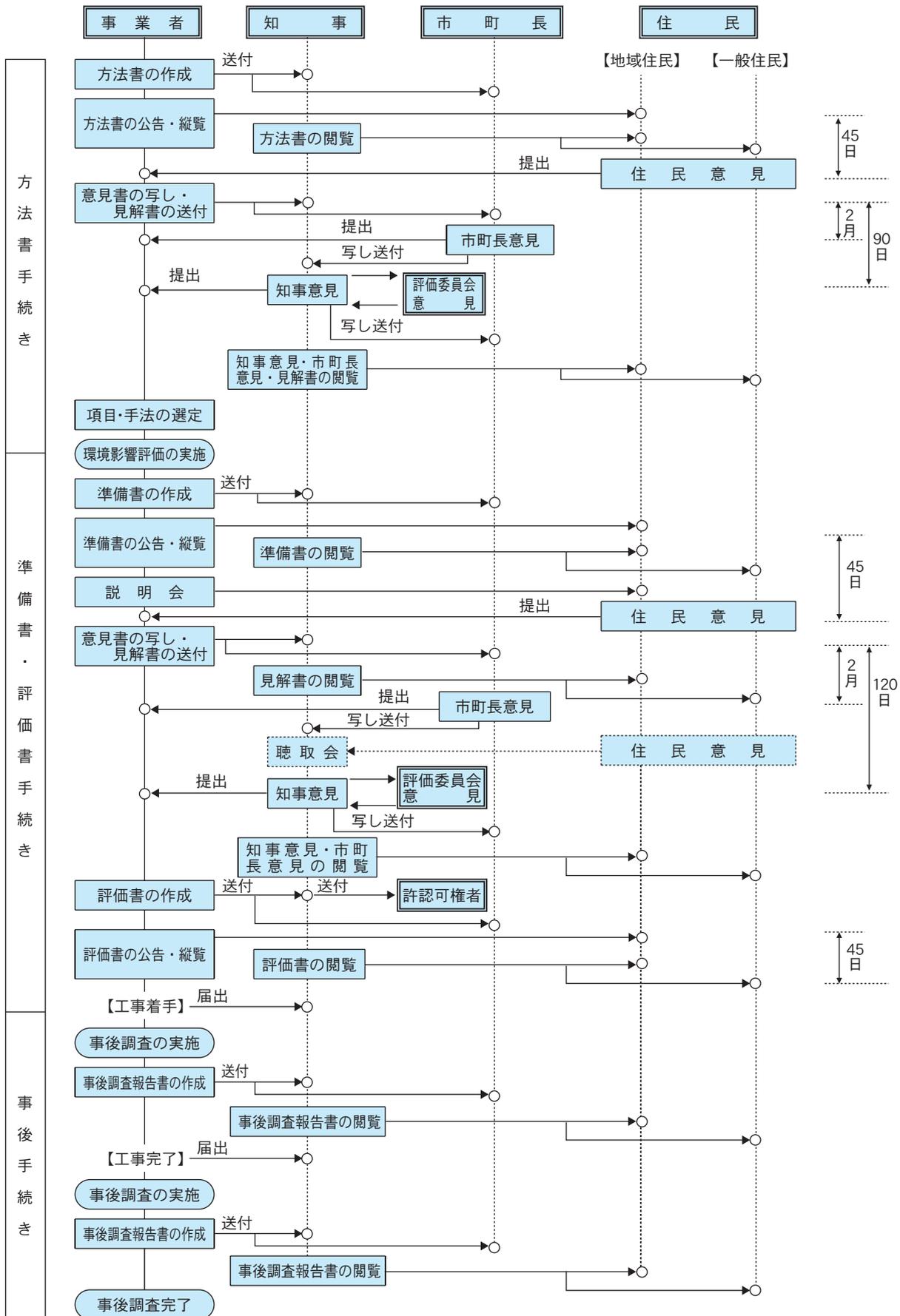
条例は、一定規模以上の開発事業等に対し、環境の保全について適正な配慮を確保することを目的とし、従来要綱に比べ、土石の採取・鉱物の掘採などの追加や規模要件の引き下げにより対象事業の範囲を拡大しています。

また、調査・予測及び評価の項目や手法の決定段階での公表や、住民等が事業者に対し意見書を提出できる機会の増加など住民等の参画機会の拡大・充実が図られました。

なお、条例に基づく手続きの体系は、図5-1

# 第5章 共通施策

図5-1-1 三重県環境影響評価条例の手続フロー図



● 環境保全の総合的取組の推進

5章 1節

ー 1 に示すとおりです。

また、要綱施行も含め、平成17（2005）年度末までに評価書作成までの一連の手続きが終了したものは129件です。

平成17（2005）年度には、前年度中に提出のあった一般国道475号線東海環状自動車道（いなべ市北勢町）、鳥羽河内ダム建設事業、木曾岬干拓地整備事業のそれぞれに係る準備書について、環境影響評価委員会で審査され、環境保全上の見地から知事意見が述べられています。又、新たにウインドパーク笠取風力発電事業に係る方法書が提出されたため、同委員会で審査が行われています。

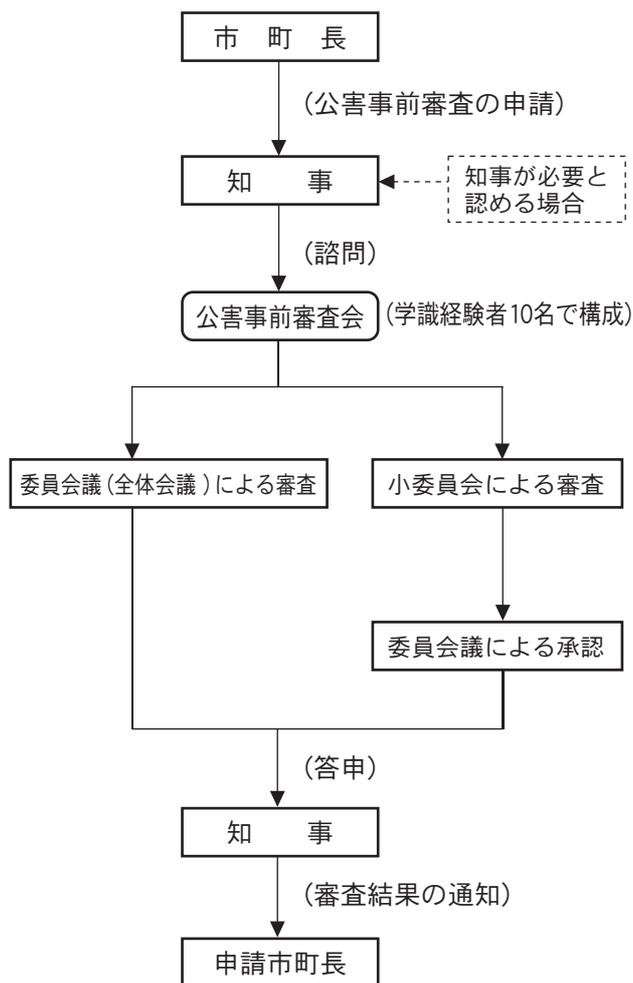
## 2-2 公害事前審査制度の活用

工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、昭和47（1972）年7月に「三重県公害事前審査会条例」を制定し、公害事前審査を実施しています。

審査の重点は、①公害防止施設等に関する技術的検討、②工場等からの排出物質による周辺環境に及ぼす影響、③法又は条例に基づく排出基準等の適合性についてであり、学識経験者による慎重な検討が行われます。

平成17（2005）年度までに審査を実施したのは、179件であり、平成17（2005）年度には3件の審査を実施しました。

図5-1-2 公害事前審査の手続き



## 3 健康被害の救済・予防

### 3-1 公害健康被害者に対する補償給付

#### (1) 救済対策の推移

三重県における公害健康被害者の発生は、四日市塩浜地区の石油化学コンビナートが本格的に操業を始めた昭和35（1960）年頃からみられるようになり、付近の住民の間に気管支ぜん息をはじめとする呼吸器系疾患（いわゆる「四日市ぜん息」）が多発し、大きな社会問題となりました。

こうした事態に対応するため、公害健康被害者を救済する制度の整備が進められ、昭和40（1965）年5月には、四日市市単独による公害健康被害者の医療救済制度（自己負担分を市が負担）が全国に先駆けて発足しました。

国においても、昭和44（1969）年12月に、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定され、公害健康被害者として認定された方に対する医療費、医療手当及び介護手当の支給が行われるようになり、昭和49（1974）年9月には、「公害健康被害補償法」が施行され、医療費等に加え障害補償費や遺族補償費など財産的損失に対する補償の給付も行われるようになりました。

これらの法制度において、本県では、四日市市の臨海部から中心部にかけての市街地と旧楠町全域が指定地域として定められ、同地域に一定期間以上居住又は通勤して健康に被害を受けた方が公害健康被害者として認定されました。

その後、大気環境の改善の状況を踏まえ、昭和62（1987）年9月に「公害健康被害補償法」は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正されました。この改正により、昭和63（1988）年3月に全ての指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりましたが、既に認定を受けた公害健康被害者やその遺族については、従来どおり認定の更新や補償給付が行われています。

#### (2) 被認定者数及び補償給付の支給状況

四日市市における被認定者数の推移、年齢階層別・疾病別の被認定者数については次の表の示すとおりです。

表5-1-3 被認定者数の推移

(単位：人)

年度	年度末被認定者数	
	四日市市	楠 町
H12	553	53
H13	532	51
H14	515	49
H15	501	49
H16	523	—
H17	512	—

※楠町は平成17年2月7日付で四日市市に編入合併

表5-1-4 年齢階層別被認定者数(平成18年3月31日現在)

(単位：人)

年齢	四日市市		
	男	女	計
0～14	—	—	—
15～24	—	—	—
25～39	75	51	126
40～59	47	42	89
60～64	17	30	47
65～	102	148	250
計	241	271	512

表5-1-5 疾病別被認定者数（平成18年3月31日現在）

(単位：人)

疾 病 名	四日市市		
	男	女	計
慢性気管支炎	44	80	124
気管支喘息	197	191	388
喘息性気管支炎	—	—	—
肺 気 腫	0	0	0
計	241	271	512

### 3-2 調査研究の実施

ア 三重県公害保健医療研究協議会における研究  
四日市地域における公害保健医療対策を確立するため、四日市医師会、三重大学、四日市市及び三重県で「三重県公害保健医療研究協議会」を組織し、公害患者に関する医療問題や健康被害に関する疫学調査等を行っています。平成17（2005）年度における研究課題は次のとおりでした。

- ・ 四日市地域認定公害患者の余命に関する研究
- ・ 四日市地域認定公害患者の死因に関する研究
- ・ 最近のぜん息入院症例
- ・ 睡眠時無呼吸症候群患者の診療の現状

#### イ 環境保健サーベイランス調査

四日市市において地域ごとの呼吸器系疾患の発生状況を調査し、大気汚染との関係を定期的、継続的に把握するため、調査を実施しました。

### 3-3 健康被害予防事業の実施

平成17（2005）年度には次の事業（表5-1-6）を実施しました。

表5-1-6 健康被害予防事業の実施状況

実施主体	四日市市
事業名	アレルギー相談事業
対象	1歳半児及び3歳児
内容	アレルギー素因児に対し、医師の診察及び保健師、栄養士による相談事業を行った。
実施場所	四日市保健センター
開催数又は開催月日	年12回
参加人数	154名

## 4 公害紛争への対応

### 4-1 公害等の苦情・紛争の処理

#### (1) 公害に係る苦情処理

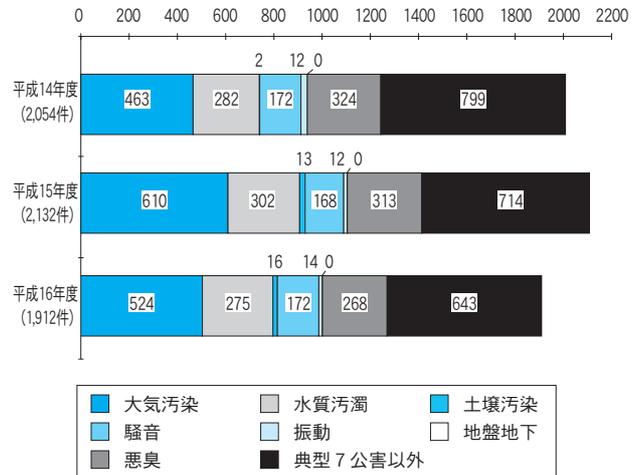
公害に関する苦情については、公害紛争処理法（昭和45（1970）年6月制定）に基づき、市町と協力して適正な処理に努めています。

また、同法には、公害苦情相談員制度が定められており、三重県では環境森林部及び各農林（水産）商工環境事務所に公害苦情相談員を配置しています。

#### ア 年次別種類別苦情処理取扱状況

平成16（2004）年度に県又は市町村が取り扱った公害苦情件数は1,912件でした。

図5-1-3 種類別公害苦情件数の推移

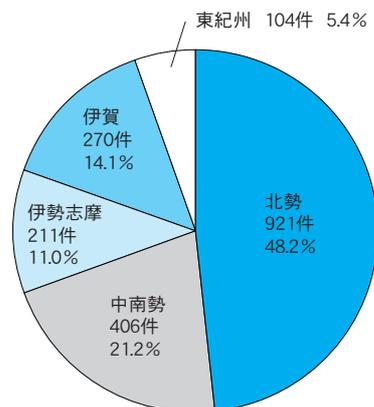


#### イ 地区別苦情取扱状況

公害苦情件数1,912件を発生地域別に見ると、北勢地域が約48%、中南勢地域が約21%を占めています。

また、市郡別に見ると、四日市市、名張市、桑名市、津市の順となっています。

図5-1-4 地域別公害苦情件数（平成16年度）



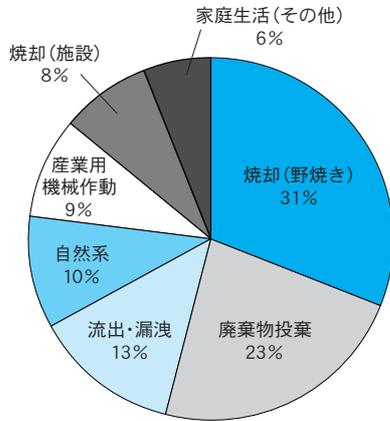
(注)北 勢…桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡  
中 南 勢…津市、久居市、松阪市、安芸郡、一志郡、多気郡、度会郡（大紀町）  
伊勢志摩…伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡（玉城町、二見町、小俣町、南勢町、南島町、御園村、度会町）  
伊 賀…伊賀市、名張市  
東 紀 州…尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

#### ウ 公害苦情の主な発生原因別苦情件数

公害苦情件数を主な発生原因別に見ると、苦情件数が多い順では、野焼き等による焼却が

413件（31％）と最も多く、次いで廃棄物投棄317件（23％）、流出・漏洩181件（13％）、自然系135件（10％）などとなっています。

図5-1-5 公害苦情の主な発生原因別苦情件数の割合



## (2) 公害に係る紛争処理

公害に関する紛争処理は、公害紛争処理法に基づき三重県公害審査会条例を定め、三重県公害審査会を設置して、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行っています。最近では、年間2～4件程度の調停申請があり、工場等に起因する騒音や悪臭による健康被害の防止を求めるものが多くなっています。平成17（2005）年度には、新規の調停申請が5件ありました。

表5-1-7 公害紛争処理法に基づく最近の事件一覧表

年度	処理種別	処 理 事 件 名	終結区分
H 16	調 停	し尿処理施設建設見直し等請求事件	打ち切り
H 16	調 停	ゴム製品製造工場騒音・振動被害防止等請求事件	打ち切り
H 17	調 停	重機騒音被害防止請求事件	打ち切り
H 17	調 停	精密機器製造工場騒音被害防止請求事件	係属中
H 17	調 停	マンション建設工事騒音等被害防止請求事件	打ち切り
H 17	調 停	養鶏場水質汚濁被害防止請求事件	係属中
H 17	調 停	ペット霊園建設差止め請求事件	係属中

## 第2節

### 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

#### 1 監視・観測等の体制の整備

県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、①大気環境監視システム、②大気発生源監視システム、の監視システムを整備・運用し、大気汚染緊急時の発令、大気環境基準の評価を行い、環境の状況の的確な把握と環境保全に努めています。

大気発生源については、硫黄酸化物と窒素酸化物を監視しており、得られたデータはインターネットにより公開しています。

四日市地域の環境汚染防止対策には以前から積極的に取り組んできましたが、その推進には大気環境の常時監視システムが大きな役割を果たしてきました。また、工場の立地や道路の整備による環境汚染を未然に防止するためには、環境監視が重要です。

##### ア 大気環境の常時監視

大気環境の常時監視は、大気汚染防止法第22条に基づき、県及び四日市市が測定局を設置して行っています。

その整備は、昭和38（1963）年11月に四日市市の磯津地区に一般環境測定局を設置し、二酸化硫黄の自動測定器による監視が始まりました。以後、県では桑名市から熊野市まで県内の主な都市に測定局を設置し、自動車排出ガス測定局については、県内7カ所の測定局において、監視を行っています。

さらに、県では光化学オキシダント濃度の測定を行う目的で、上層気象観測局を菰野町の御在所岳山上に設置しています。

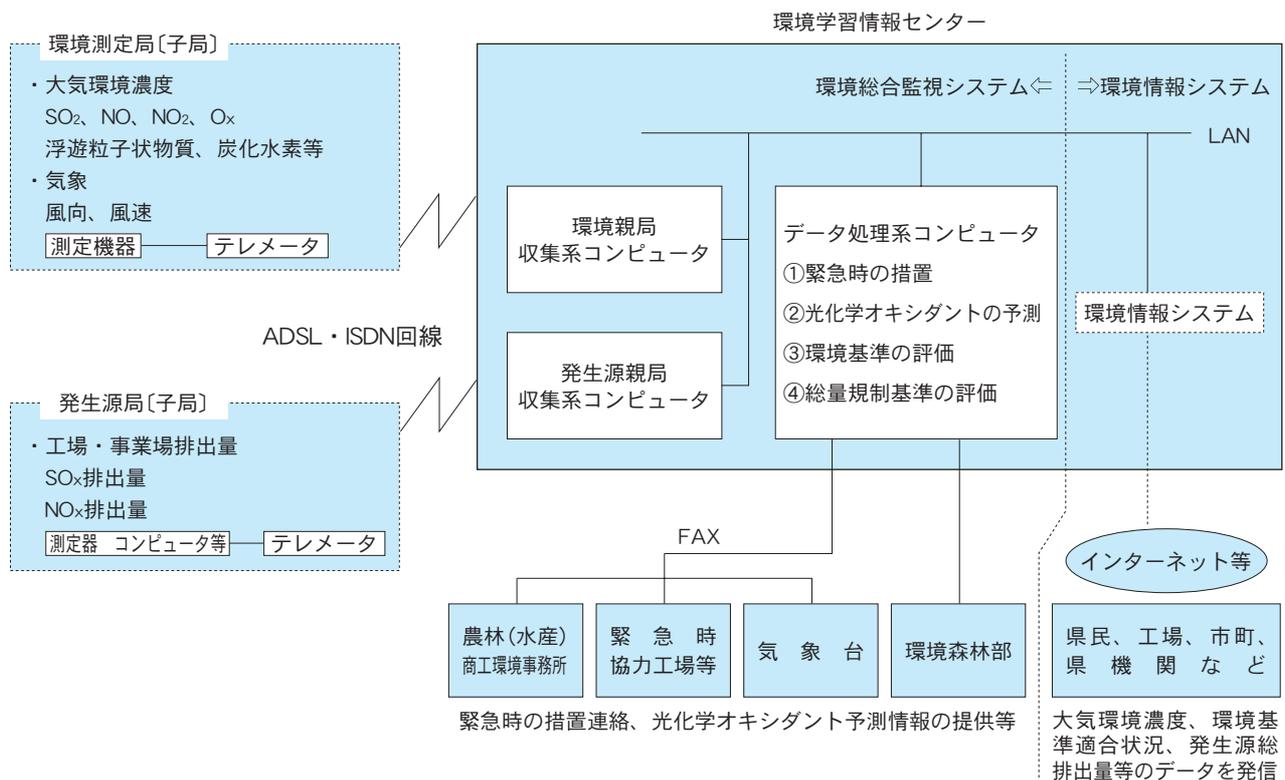
現在の測定局の設置状況は、資料編に記載しました。

##### イ 大気発生源の常時監視

大気発生源の常時監視は、硫黄酸化物排出量については、三重県生活環境の保全に関する条例第39条に基づき、四日市地域における硫黄酸化物の排出量が10Nm<sup>3</sup>/時以上の8工場を対象に行っています。

また、窒素酸化物排出量については平成11（1999）年度から、同地域における燃料使用料2,000kg/時以上の11工場を対象に測定を行っています。

図5-2-1 環境総合監視システム概念図



## 2 環境情報の整備・提供

### 2-1 環境情報総合システムの整備・運用

環境情報総合システムは、環境情報システム、環境総合監視システム、環境教育情報システムで構成され、従来の行政内部の事務処理システムに加え、環境教育や地球環境問題など新たなニーズにも応えることができます。

環境監視機能、環境教育・学習機能を有機的に結ぶとともに、多種多様な環境情報を、インターネットを通して、県民はもとより市町、教育機関、他府県さらには国内外への情報発信を行い、環境先進県づくりにふさわしい環境情報センターの役割を担うものです。

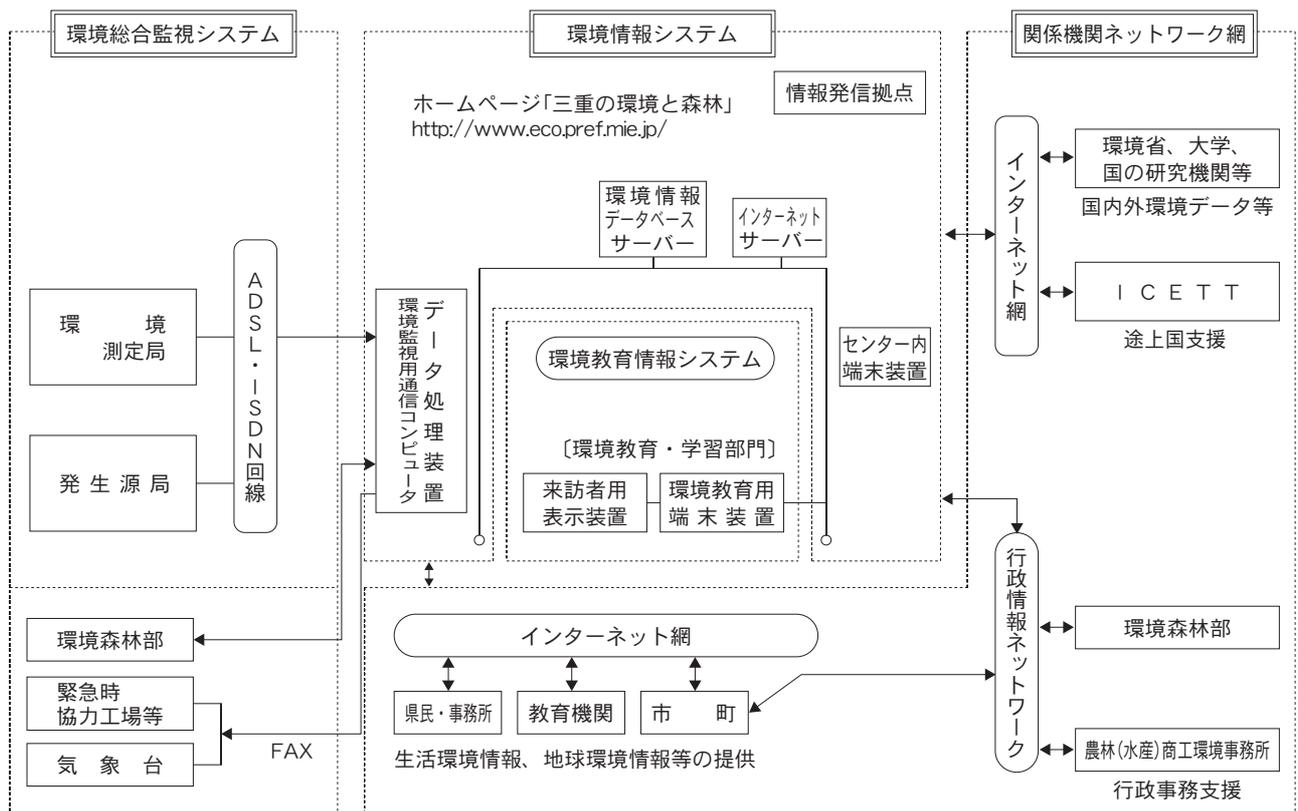
インターネットのホームページ「三重の環境と森林」では、条例・要綱を始め、環境調査、報道発表資料などを積極的に公開しています。（平成17（2005）年度アクセス数、2,095万ページビュー）

### 2-2 地図情報システムを活用した森林資源の管理

三重県森林GISは、育林、伐採、治山、林道計画等の森林情報の管理、森林のゾーニング、さらには自然環境情報、土地利用状況等、GIS（地理情報システム（Geographic Information System））で管理・解析等ができる一元管理システムとして、平成13（2001）年度から運用しています。

県民の財産である森林の適正な維持・管理を進め、森林の有する多様な公益的機能を高度に発揮させていくために、同システムを活用しています。

図5-2-2 環境情報総合システム概念図



● 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

# 第3節

## 環境保全に関する調査研究等の推進

### 1 環境汚染の防止・自然環境の保全等に関する調査研究

科学技術振興センターは、平成13年4月に再編整備を行い、県の公設試験研究機関を統合した分野横断的な組織となりました。これにより総合的な研究体制を整えたことから、環境保全に関する調査研究だけではなく、業務分野や先端分野の研究課題に取り組むとともに、産学官の共同研究を実施しました。

#### 1-1 科学技術振興センターにおける調査研究の推進

##### ア 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

県内に事業所を有する企業が、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進を図るために行う技術開発を支援するため、県内企業と5課題の共同研究に取り組み、研究成果の事業化の促進を図りました。

##### イ 建設廃材のリサイクル技術の開発

建設リサイクル法の施行に伴い、建築物の解体時に発生するコンクリート廃材の有効なりサイクル技術を開発し、資源化率の向上を図りました。得られた成果の一部である魚礁については、その効果を確認するため、実際に海底に設置し実地試験を行いました。

##### ウ ホテル厨芥等の養殖魚飼料利用技術の開発

地域内資源循環システムの構築に寄与するため、ホテル厨芥等から出る有機性廃棄物を活用した養殖魚用の飼料化技術を開発しました。

##### エ セメント系廃棄物の資源循環型システム構築に関する研究

製造工場や施工現場から発生する住宅用外装材の廃棄物を原料とした水硬性材料の開発を行い、JISに規定するセメントと同程度の強度が確保できるようになりました。このことにより、産業廃棄物処理施設の負荷低減が期待でき、資源循環型リサイクルシステムの構築に寄与しました。

##### オ 植物由来機能材料の実用化のための技術の開

発

植物に含まれる未利用資源リグニンを利用した新しい機能性材料（住宅用壁板、分解性フィルム、重金属吸着剤）を開発しました。

##### カ 持続循環型グリーンコンポジットの開発

籾殻炭化物と植物由来の生分解性プラスチックを複合することによって、生分解性と制電性を有する持続循環型グリーンコンポジットの開発に取り組みました。

##### キ 廃FRPの炭化による吸着効果の評価に関する研究

県保有の特許の活用を目的に、廃FRP（繊維強化プラスチック）を炭化して吸着剤とし、廃ガスや廃水処理等に利用する方法を開発しました。

##### ク 硫酸ピッチ対応技術開発に関する研究

不適正処理発生時における、周辺環境の早急な改善のため、硫酸ピッチの迅速な性状分析法の検討を行いました。

##### ケ 経営戦略に即した低投入循環型茶生産システムの開発

茶の栽培において、水・窒素の循環利用による半閉鎖系生産システムを確立するため、暗渠排水の浄化技術の開発に取り組み、窒素を効果的に取り除くことができる新しい資材を利用した浄化装置を試作し、排水浄化に有効であることが確認できました。

さらに、茶の品質を維持しながら、排水中の硝酸態窒素の量を抑えるため、茶摘の回数を抑え、使用肥料の量を削減しました。

また、カンザワハダニを対象に土着天敵の有効利用技術の開発に取り組みました。

##### コ 未利用海藻を有効利用に関する共同研究

夏期に枯死・腐敗し、浅海域の底生生物等へい死させて漁場環境の悪化を引き起こすとともに、海岸にうちあげられて悪臭を発生する未利用海藻の有効利用をはかるために、昨年度は収穫したアナアオサの前処理（洗浄・乾燥）技術を開発しました。

##### サ 閉鎖性海域の環境創生プロジェクト研究の実施

閉鎖性海域である英虞湾において、浚渫土を利用した人工干潟、浅場の造成技術、アマモ種苗生産と藻場等の設計・造成技術、海底に堆積した汚泥の浄化技術、環境動態シミュレーションモデルの開発を進めました。これまでに人工干潟造成における浚渫汚泥の適切な混合割合、英虞湾内の干潟現存面積と消失面積の算出、真珠養殖に伴う窒素など環境負荷量の算出等の成果を得ました。

## シ 酸性雨等実態調査研究の実施

地球環境問題の一つである酸性雨について、地域の現状と動向を把握するため、県内の都市部とその後背地において定期的なモニタリング調査を継続し、雨水の酸性度、内容成分を把握し、その変動等について解析しました。

## ス 環境大気中浮遊粒子状物質の実態調査研究

環境大気中の微小な粒子に含まれる有害物質等について、汚染の状況と原因を把握するため、幹線道路近傍、住宅地など土地利用形態の異なる地域で実態調査を実施し、粒径の分布特性や金属成分等の内容物質量について把握するとともに原因を解析しました。

## セ 化学物質による環境汚染の実態調査

環境省委託「化学物質環境実態調査」の一環として、既存化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、四日市港等の水質、底質、生物、及び四日市市内の大気における14物質の残留状況について実態を把握しました。

## ソ 森林吸収源計測・活用体制の整備

森林の炭素吸収量を算定するために、コナラ林の現存量調査とヒノキ人工林の枯死木・リター（落葉・落枝類）の炭素量の調査を行いました。

## タ 伐採跡地の更新技術の開発

ウラジロの繁茂やシカ食害の影響により森林化が困難となっている伐採跡地の森林再生技術を確立するため、昨年度までに設定した試験地において追跡調査を実施しました。

## チ 森林生態系と河川生態系の保全技術の開発

人工林、天然林など森林環境の違いが生態系にどのような影響を及ぼすかを調査し、人工針

葉樹林の生物多様性を高める森林管理技術に関するリーフレットを作成しました。

## ツ 強度間伐による人工林の針・広混交林化技術の開発

強度間伐によって風倒を回避しながら、人工林を針広混交林に誘導する技術を確立するため、試験地の設定と調査を実施しました。

## テ 英虞湾漁場環境にかかる基礎調査

英虞湾における真珠養殖業の赤潮や環境変化による被害を防止するため、水質・底質調査や底生生物・プランクトン調査を実施するとともに、調査結果を「プランクトン速報」、「英虞湾環境情報」として取りまとめ、関係機関に情報提供を行いました。

## ト 淡水魚類の多様性保全に関する研究の実施

県内の小規模河川計17河川のうち4河川において淡水魚の分布調査を行いました。また、外来魚について繁殖状況の確認など生態に関する基礎的な調査を行うとともに、駆除方法について検討しました。

## ナ 漁業資源評価にかかる調査

200カイリ水域内におけるアジ・サバ・イワシ類等重要漁業資源の持続的利用を図るため、資源量評価とその動向予測を行い、科学的根拠に基づく漁獲可能量の推定を行いました。

## ニ ヘテロカプサ赤潮の消長予測技術の開発

真珠養殖に多大な被害を与えるヘテロカプサ赤潮の被害を軽減するため、培養実験によりプランクトンの増殖活性を指標とした赤潮消長予測の可能性を検討しました。

## ヌ 大腸菌群数の定量方法改善及び水環境における挙動解析

河川の大腸菌群数の定量方法を、特定酵素基質培地法と、従来からの検査法を比較し、環境調査に対する使用の妥当性を評価しました。また本法を利用して、河川水の大腸菌群数とその他の水質汚濁物質の関連についても調査しました。

## ネ 畜産排せつ物に由来する温室効果ガス発生抑制技術の開発

気温、土壌水分、土壌の種類等、外的な環境要因が亜酸化窒素ガス（温室効果ガス）の発生に及ぼす影響を検討するため、環境要因を制御して亜酸化窒素ガスの発生量を計測することができる室内装置を試作し、家畜ふん堆肥を施用した場合に、農地から発生する亜酸化窒素ガスがどのような原因で増減するかについて検討しました。

## 1-2 科学技術振興センター保健環境研究部の活動

今日の環境問題は、かつての産業公害だけでなく、身近な都市・生活型公害や地球規模の環境問題へとその範囲が広がり、試験研究部門においても広範な対応が求められています。

保健環境研究部では大気汚染や水質汚濁等の公害に対し、技術的な中核機関として、水質汚濁規制対象工場等や廃棄物処理施設から出る排水等の検査及び大気汚染規制対象工場等のばいじんや有害物質の検査などに加え、問題発生時には緊急分析検査を行うなど、公害防止に関する試験検査や、各種の未規制化学物質調査及び廃棄物資源化等の研究に取り組んでいます。

## 2 地球規模の環境保全に関する調査研究

- ア 森林吸収源計測・活用体制の整備  
(第5章-第3節-1-1 科学技術振興センターにおける調査研究のソ参照)



## 第1節

環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

### 1 資源循環の推進

#### 1-1 廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用の推進

##### (1) ごみゼロ社会実現プランの推進

20年後の「ごみゼロ社会」の実現をめざして、住民、事業者、市町村等の幅広い参画のもと、平成17（2005）年3月に策定した「ごみゼロ社会実現プラン」の普及・啓発を積極的に行います。

また、プランに掲げる具体的施策をより実効性の高いものとするため、ごみの減量化に関するモデル事業を実施するとともに、その成果の検証などを行うことにより、県全域での展開に向けた取組を推進します。

##### (2) ごみ減量化モデル事業の実施

行政と事業者、住民、NPOが協働で取り組む廃棄物の循環的利用を支援します。

##### (3) 産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施設設備への支援

県内の産業廃棄物排出事業者等の産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等の取組に対して、産業廃棄物抑制の研究開発・機器整備の補助制度により、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な企業の育成を支援します。

##### (4) グリーン購入の取組促進

ア 環境への負荷が少ない商品やサービスを優先的に購入するグリーン購入を県内に普及するため、平成15年1月に設立した「みえ・グリーン購入倶楽部」の活動を支援し、グリーン購入に関する地域の身近な情報の収集及び発信を行うとともに、地域における環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、循環型社会の構築を目指します。

イ 東海三県一市の各自治体が連携し、企業等と協働で、効率的にキャンペーンを実施し、グリーン購入について広報します。

##### (5) リサイクル製品の利用促進

認定手続きにおける不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保を図るため、平成18（2006）年3月に改正した制度に従い、

的確に審査・事後確認などを実施します。

##### (6) 容器包装リサイクルの促進

三重県第4期分別収集促進計画に基づき、市町村等の第4期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装リサイクル法によるリサイクルの推進を図ります。

##### (7) 使用済自動車等の適正処理

###### ア 関連業者の許可及び登録

解体・破砕業者に関する許可及び使用済自動車の引取業者・フロン類の回収業者に関する登録事務を的確に行うとともに、これら事業者の名簿を公開し、当該名簿の問合せに対して迅速に対応できる体制をとります。

###### イ 対象業者等に対する啓発及び指導等

各自動車関連事業者や県民（自動車所有者）に法の内容を周知するとともに、関連事業者の施設整備や使用済自動車の適正処理等について指導等を行います。

##### (8) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建築資材廃棄物の分別解体と再資源化を推進するため、必要な情報提供を行うとともに再生資材の利用促進を支援します。

##### (9) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

リサイクル資材の新技术、新資材の情報収集及び広報を行い、リサイクル資材のより一層の利用を推進します。

##### (10) RDF処理の安全性・安定性の確保

廃棄物処理の信頼を確保するため、今後も、RDF製造施設や利用施設の安全確保に取り組みます。

また、RDFを年間を通して安定的に処理するため、三重ごみ固形燃料発電所構内に貯蔵施設を設置します。

##### (11) 下水道汚泥の有効利用

下水道汚泥のより一層の有効利用を推進します。

##### (12) 浄水場の汚泥の有効利用

浄水場発生汚泥のより一層の有効利用を推進す

るため、三重県科学技術振興センターや(財)三重県産業支援センターと連携して、有効利用方法の検討や有効利用先の拡大に取り組みます。

### (13) 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を図るため、平成17(2005)年度に引き続き、実態調査、巡回指導、技術資料の作成・配布、研修会の開催を行います。

なお、環境保全型畜産確立のための支援制度は、次のとおりです。

区分	制度名	所轄官庁名
家畜ふん尿処理整備に係る補助	バイオマスの環づくり交付金 家畜ふん尿活用推進事業	農林水産省 三重県
融資制度	農業近代化資金 農林漁業金融公庫資金 農業改良資金	農協等
リース事業	畜産環境整備リース事業	(財)畜産環境整備機構

## 1-2 廃棄物の適正処理の推進

### (1) 産業廃棄物処理施設における適正処理の確保

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、三重県生活環境の保全に関する条例及び三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく厳正・的確な審査を実施し、適正処理の確保に努めます。

また、県内における産業廃棄物の発生及び処理状況並びに処理施設の稼働状況等の実態を把握することにより、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進等の廃棄物行政をより効果的に推進します。

### (2) 廃棄物処理センターの適正処理と整備の促進

ダイオキシン類対策をはじめとした廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理センター事業を引き続き推進します。ガス化溶融処理施設については平成14(2002)年12月から本格稼働しています。

また、平成15(2003)年度から四日市港管理組合と三重県環境保全事業団が連携して、石原地先埋立事業の一環として建設を進めた最終処分場については、平成17(2005)年度から供用を開始しています。

廃棄物処理センターガス化溶融処理施設概要

項目	計画諸元	
施設の種別	ガス化溶融施設	
処理対象廃棄物	一般廃棄物	焼却残さ
	産業廃棄物	廃プラスチック類、燃え殻、ダスト類等
施設規模	240 t / 日 (80 t × 3 系列)	

廃棄物処理センター最終処分場計画概要

項目	計画内容
処分場方式	管理型処分場
処理対象廃棄物(産業廃棄物)	鉱さい、燃え殻、無機性汚泥、廃プラスチック類等
処分場総面積	約27.7ha
埋立総容量	約1,780,000m <sup>3</sup>

石原地先最終処分場施設概要

項目	計画内容
処分場方式	管理型処分場
処理対象廃棄物	鉱さい、無機性汚泥、廃プラスチック類等
処分場総面積	約7.5ha
埋立総容量	約620,000m <sup>3</sup>

### (3) PCB 廃棄物の処理

PCB 廃棄物の保管・処分状況等届出書を点検・整理し、公表します。

また、本県のPCB 廃棄物処理計画の策定を行うための整備を進めるとともに、日本環境安全事業(株)が進める広域無害化処理施設での安全かつ円滑な処理事業を推進するため、関係自治体とともに収集運搬計画等について調整を行います。

### (4) 事業者等の自主的な情報公開の促進

産業廃棄物を排出する企業及び処分業者が、その発生・排出抑制及びリサイクルに関する将来計画等を策定し、その内容を自主的に情報公開する制度の実施を徹底し、県内の産業廃棄物の発生・排出抑制とリサイクルの向上を進めていきます。

また、これらの取組の実効性をより高めるため、企業と行政あるいは企業と企業のパイプ役に民間企業出身の環境技術指導員をあて、事業の実態に則した技術指導等を行います。

インターネットを活用した廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する技術情報等の提供についても

積極的に行います。

#### (5) し尿処理体制の整備の促進

し尿の海洋投入を平成19（2007）年1月末までに全廃するため、陸上処理施設が整備されていない市町等に対し、し尿の海洋投入処分の解消に向けた働きかけ及び情報提供を行い、施設整備を促進します。

### 1-3 不法投棄等の不適正処理の未然防止と是正措置

#### (1) 産業廃棄物処理等の監視指導

処理業者、排出事業者等への立入検査等通常の監視活動のほか、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との共同路上検査、スカイパトロール等を通じ、積極的な監視活動を行うとともに、廃棄物ダイヤル110番等による通報に即応します。

さらに、市町と産業廃棄物に係る立入検査協定を締結して立入検査権限を付与するとともに、県内森林組合と不法投棄等の情報提供の協定を締結し、不法投棄等の未然防止を図ります。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案に対する告発を的確に行います。

#### (2) 安全性確認調査の実施

過去に行われた産業廃棄物の不法投棄など不適正処理事案のなかには、生活環境保全上、特に支障が認められないものの、原因者が不明であったり、原因者に資力がないといった理由から、長期にわたり放置されているものがあります。

このような長期間放置され、撤去・改善の見込みがない事案について、県民の不安を払拭するため、平成16年度からの三重県総合計画「県民しあわせプラン」における重点プログラムの一つとして、不法投棄等是正推進事業「安全性確認調査」を3年計画で取り組んでいます。

このうち、調査の結果、周辺的生活環境保全上の支障等が認められた事案については、原因者に対する法的措置も含め、必要な措置を講じます。

また、調査の結果、周辺への支障等が認められず、廃棄物処理法の枠組みによる措置を講ずる必要がない事案についても、平成17年度に創設した支援制度により、地域の自主的な取り組みを支援します。

#### (3) 環境修復対策の推進

桑名市五反田地内における産業廃棄物の不法投棄について、原因者が必要な措置を講じなかったため、原因者に代わって県が行政代執行により生活環境保全上の支障の除去を継続して行います。

## 2 地球温暖化の防止

### 2-1 温室効果ガス削減対策の推進

#### (1) これまでの対策の検証、見直し

「三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ6）」を策定してから6年が経過したことから、同計画のこれまでの対策の内容やその成果を検証するとともに京都議定書目標達成計画の内容との整合を図り、見直しを行います。

#### (2) 産業部門における対策の推進

地球温暖化対策計画の策定等の促進

三重県生活環境の保全に関する条例に基づき一定規模以上の工場・事業場（第1種エネルギー管理指定工場143社（H18.3.31現在））が地球温暖化対策計画を策定するよう働きかけるとともに、昨年度に引き続き第1種エネルギー管理指定工場を訪問し、同計画のフォローアップを行います。

また、条例の対象範囲を拡大するとともに、対象事業者に対して説明会や計画書策定のためのセミナーを開催します。

#### (3) 運輸部門における対策の推進

「国土交通省環境行動計画モデル事業」に選定されたことから、平成17（2005）年度から3年間で北勢地域において公共交通利用促進による地球温暖化防止実践活動に取り組んでいます。

#### (4) 民生部門における対策の推進

ア 三重県地球温暖化防止活動推進センターによる取組の推進

地球温暖化防止の活動拠点として指定した「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を中心に、実効性ある温暖化防止活動の検証、地球温暖化防止活動推進員の養成、啓発・広報活動などを行います。

イ 地球温暖化対策地域協議会による取組の促進  
地域に根ざした温暖化防止活動を行う「地球温暖化対策地域協議会」の設立を促進します。

## ウ 市町等における地球温暖化対策実行計画の策定促進

実行計画未策定の市町等に対して地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、計画策定を働きかけます。

## エ 普及啓発の推進

### ① 省エネラベルキャンペーン事業

省エネ家電製品の普及・促進を図るため、消費者が家電製品を購入する際の参考とすることができるよう、家電販売店が省エネ性能の違いが一目でわかる省エネラベルを家電製品に表示する省エネラベルキャンペーンを昨年度に引き続き実施します。

### ② 省エネ住宅フェアの開催

省エネ住宅の普及促進を図るため、関係団体等と連携して省エネ住宅フェアを開催します。

### ③ 地球温暖化防止絵画等の募集

地球温暖化防止の普及・啓発の一環として小中学生を対象に、地球温暖化防止に関する絵画と標語を募集します。

## (5) その他

### フロン対策の推進

フロン回収破壊法に基づき、フロン類の確実な回収破壊を推進します。

事業者に対しては、法に定められた適正な業務の徹底を図るため、立入検査等を実施します。

また、ホームページ等でフロン回収破壊法及び平成19（2007）年10月に施行される改正フロン回収破壊法の周知を図り、フロン類の適正な処理について普及啓発します。

## 2-2 エネルギーの適正利用の推進

### 地域における省エネルギーの取組促進

地球温暖化防止活動推進員を活用し、地域における省エネルギーへの取組や省エネルギー機器の導入を促進します。

## 2-3 新エネルギーの導入促進

「三重県新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギーの導入を図り、ビジョンを実現するために、平成18（2006）年度は次のことに取り組みます。

### (1) 県施設への率先導入

県民への新エネルギー普及啓発を行うため、平成17（2005）年度に改定した「公共施設等への新エネルギーの導入指針」に基づき、県立高校や県立病院など県の公共施設や公共事業を対象に新エネルギーの率先導入を進めます。

### (2) 新エネルギーの導入支援

住宅、事業者、公共施設等への新エネルギー導入が進むよう支援するとともに、その設置者が地域での普及啓発を担うような、普及と支援が一体となった取組を進めます。

#### ア 家庭用新エネルギー普及支援事業

設置者が普及啓発活動に協力することを条件とした住宅用太陽光発電設備や小型風力発電設備への導入補助事業を実施する市町に対する補助を行います。

#### イ エコスクール等普及支援事業

学校施設や民間企業等への新エネルギーの導入に対し、普及啓発活動の実施を条件として、その経費の一部を補助します。

### (3) 普及啓発活動

① 新エネルギーへの関心を喚起し、新エネルギーの特性や導入の必要性、導入の方法等に関する知識を広く県内に浸透させるために、地球温暖化対策や省エネルギーなどの関連施設と連携しながら、市町の新エネルギー担当職員を対象とした研修会や親子を対象とした新エネルギー教室、県民等を対象としたイベント等を行うことにより、普及啓発を推進します。

② 市町自らが計画的な新エネルギー導入や住民への普及啓発活動に取り組むよう新エネルギービジョンの策定を働きかけます。

③ 住民自らが取り組む新エネルギーを利用した地域づくりや環境活動などのほか、「市民共同発電所」のような市民活動による取組や新エネルギーを利用したコミュニティ・ビジネスの取組などが進むよう支援します。

#### (4) 未利用エネルギーの利用促進

ごみの持つ未利用なエネルギーを有効利用するため、市町で製造されたRDF（ごみ固形燃料）の安定的な受け皿として、三重ごみ固形燃料発電所（RDF焼却・発電施設）を適切に運営していきます。

### 3 大気環境の保全

#### 3-1 大気汚染の防止

##### (1) 工場・事業場対策の推進

###### ア 監視・指導の実施

工場等から排出される大気汚染物質を削減するため、「大気汚染防止法」や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、規制対象工場への立入検査を実施する等により、引き続き監視・指導していきます。

###### イ 問題発生工場等に対する調査指導

大気汚染被害の発生源となった工場などにおける被害発生の実態把握と発生原因の究明を図り、必要な対策を指導します。

###### ウ 大気汚染に係る緊急時の措置

大気環境の状況を継続して監視測定するとともに、緊急時には「大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づく措置を実施します。

##### (2) 光化学スモッグ対策の推進

###### ア 光化学スモッグに係る緊急時の措置

県内14発令地域の各関係機関と連携を図り、学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止に万全を期します。

###### イ 光化学オキシダント予測システムの運用

予測的中率を注意深く見守り、今後ともこの予測システムにオキシダントの新しい知見を加味しながら、引き続き運用を実施します。また、説明変数として用いる各測定データの集積を行い、的中率等の検討を進め、随時、システムを見直し、予測精度の向上を図ります。

#### 3-2 自動車環境対策の推進

##### (1) 自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の推進

北勢地域の自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、平成15（2003）年度に策定した自

動車排出窒素酸化物等総量削減計画に基づき、自動車環境対策を進めます。

##### (2) 監視・調査の実施

沿道の大気環境の状況について常時監視するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握するため、自動車走行量調査等を実施します。

##### (3) 自動車使用管理計画の策定

自動車NOx・PM法に基づき、対策地域内で30台以上自動車を保有している事業者に対し、自動車使用管理計画の策定を指導するとともに、定期の報告により同計画の進捗状況を把握します。

##### (4) 低公害車の普及

低公害車の一つである天然ガス自動車の普及を促進するため、天然ガス供給施設の整備をガス供給業者に要請するとともに、県内の事業者が天然ガス自動車を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協調して補助します。

##### (5) NOx・PM低減装置の導入促進

自動車NOx・PM法対策地域内の大気環境の改善を図るため、県内の事業者がNOx・PM低減装置を導入する際、導入に要する経費の一部を補助します。

##### (6) アイドリング・ストップの推進

駐車場管理者が行うアイドリング・ストップの周知への支援及び県民へのアイドリング・ストップの普及啓発を進めます。

##### (7) 交通情報提供システム（AMIS）の整備

平成10（1998）年度から交通情報提供システムの整備に着手し、北勢・中勢地域の主要幹線道路を中心に情報収集提供装置（光ビーコン）を整備して、平成12（2000）年4月から同システムの運用を開始しました。これにより既存の交通情報板等と合わせて交通情報を提供することとなり、交通流の分散を促し交通の円滑化を図っています。

平成18（2006）年度も引き続き情報収集提供装置（光ビーコン）（20基）を整備し、同システムの更なる拡充整備に努めていきます。

##### (8) 交通管制システムの拡充整備

交通の円滑化を図るため、交通管制システムの

拡充整備を行い、広域的な信号制御を実施します。具体的には、信号機の集中制御化（10基）を整備していきます。

### (9) 信号機の高度化改良とLED式信号灯器の導入

幹線・生活道路における交通の安全と円滑化を図るため、信号機の機能の高度化改良整備を進めるとともに、引き続き主要交差点において、LED式信号灯器（約360灯）の導入を進めることによって交差点付近での交通事故防止及び消費電力の削減を図っていきます。

## 3-3 騒音・振動の防止

### (1) 工場・事業場に対する規制・指導等

騒音規制法、振動規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、市町と連携して、規制対象工場・事業場への立入検査や指導、啓発を行います。

### (2) 都市生活騒音対策

#### ア 近隣騒音対策

生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図るため、パンフレット等による啓発活動を実施します。

#### イ 未規制事業場（施設）対策

未規制事業場（施設）による騒音苦情の実態を把握するため、市町との連携を図りつつ、騒音測定等を適宜実施します。

### (3) 主要道路沿道の騒音マップの公開

環境騒音（道路に面する地域）の地域評価を、道路に面する一定地域内の住居等のうち騒音レベルが環境基準値を超過する戸数及び超過する割合で評価する面的評価で行うとともに、主要道路沿道の騒音マップを環境省のホームページで公開していきます。

## 3-4 悪臭の防止

### (1) 工場・事業場に対する規制・指導等

工場等に対して、市町と連携して悪臭の防止の指導・啓発を行います。

### (2) 規制地域の拡大

悪臭防止対策を推進するため、濃度規制の地域拡大について、また、複合臭に対応できる臭気規制の導入について、市町に働きかけます。

### (3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

悪臭防止について、平成17（2005）年度に引き続き、畜産環境パトロールや、家畜排せつ物法に基づく立入調査を行い、適正なふん尿処理についての指導を行います。

## 4 水環境の保全

### 4-1 水質汚濁の防止

#### (1) 水質の監視

公共用水域や地下水の水質を継続的に監視することで、水質の経年変化を把握・分析し、汚濁負荷量の削減を進めます。

#### (2) 水質総量規制の推進

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図るため、第5次総量規制において化学的酸素要求量（COD）に加え、窒素及び磷を指定項目として追加し、総量規制を実施しています。

また、汚濁負荷量の一層の削減を図るため、第6次総量規制の実施に向けて準備を行います。

#### (3) 環境基準類型の指定・見直し

水道水源や水産養殖に利用されている水域については、環境基準の類型を指定することで水質の保全を図ります。また、環境基準類型のあてはめを行った水域のうち、現状水質がより上位の環境基準を達成できる水域については環境基準類型の見直しを行うことで水質の保全を図ります。

#### (4) 工場・事業場に対する規制・指導

県内の規制対象事業場の排水監視及び処理施設の維持管理指導等を実施し、公共用水域の汚濁軽減を図ります。

#### (5) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

水質汚濁防止について、平成17（2005）年度に引き続き、畜産環境パトロールや、家畜排せつ物法に基づく立入調査を実施し、浄化処理機能維持技術等についての指導とともに、適正なふん尿処理についての改善指導を行います。

#### (6) 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

伊勢湾及びその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、三県一市（岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市）の連携協力により、調査研究、連絡協議、啓発活動等を実施します。

#### (7) 伊勢湾の再生

「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」を踏まえ、平成18（2006）年度には、前年度設立された「伊勢湾再生推進会議」において、行動計画を策定し、国や関係自治体等が一体となって伊勢湾再生に取り組んでいきます。また、庁内においても関係部で組織する「伊勢湾再生連絡調整会議」を開催し、横断的に具体的な事業の連携・推進を図ります。

さらに、伊勢湾再生に向けて情報の蓄積・共有を図りながら、県民の皆さんやNPOなどによる様々な取組が相乗的な効果を現すことができるようネットワークの拡大を図ります。

## 4-2 生活排水対策の推進

#### (1) 生活排水処理施設整備の推進

従来の計画を見直して新たに策定した三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）に基づき県と市町とが連携を図り、地域の事情に最も適した事業の推進を図ります。

#### (2) 浄化槽の設置の促進

##### ア 浄化槽の設置促進

24市町を対象に4,975基の整備に対する補助を行います。

##### イ 浄化槽市町村整備事業の推進

市町が事業主体となって浄化槽の面的な整備を図る事業であり、平成18年度には松阪市・大台町・南伊勢町・多気町・伊賀市で事業を行うこととなっており、県補助の採択要件として高度処理型機能についても義務付けをし、地方債の元利償還金の支払のための基金に対し補助を行います。

##### ウ 高度処理型浄化槽の設置促進

伊勢湾等の富栄養化対策を推進するため、窒素等の除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の整備に対する補助を行います。

#### (3) 生活排水対策の啓発等

ア 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく公共用水域への廃食用油の排出抑制等、県民、事業者、行政の協働により公共用水域への汚濁負荷低減に向けた取組を進めます。

##### イ 浄化槽の適切な維持管理

公共用水域の保全を図るため、平成17（2005）年度に引き続き、浄化槽の適正な維持管理の指導を行います。

また、指定機関が行う浄化槽法に基づく水質検査の受検率の向上を図るため、県、市町及び浄化槽関係業界が協力して対策を行っていきます。

## 4-3 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用

#### (1) 生物を活用した環境改善実験

河川や海域の水質や底質の改善を図るため、生物（二枚貝）を活用した水質浄化実証実験に取り組みます。

#### (2) 生物指標を用いた水質判定の普及・啓発

住民が身近に河川の観察ができるよう、水生生物指標を用いた水質判定の普及、啓発に取り組みます。

#### (3) 地盤沈下対策

##### ア 地盤沈下対策の推進

##### (7) 地下水採取の規制・指導

「工業用水法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」や「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、対象となる揚水設備の所有者に対する地下水の採取の規制・指導を実施します。

##### (4) 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の動向を把握するため、水準測量調査を実施し、桑名市、四日市市、木曾岬町及び川越町地内の既設井戸を利用して年間の地下水位の動向を調査します。

(5) 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づく要綱推進調査として地下水収支の経年変化調査及び地下水採取量の実態調査を実施します。

##### イ 北伊勢工業用水道の整備

工業用水道事業施設の安全性向上と安定給水

を図るため、既設工業用水道事業施設の改良工事や配水管の連絡工事を実施します。

また、企業誘致等関係部局との連携のもと、地下水から工業用水道への水源転換や新規企業立地に伴う工業用水の供給等、工業用水道の需要拡大を進めていくこととしています。

#### ウ 地盤沈下による災害の防止又は復旧

地盤沈下による湛水災害及び被害の防止と河川管理施設及び土地改良施設の機能の復旧に資する事業として引き続き次の事業を実施します。

地盤沈下対策河川事業 (現在：低地対策事業)	鍋田川
地盤沈下対策土地改良事業	城南地区 東汰上二期地区
その他関連事業 中小河川改修事業 (現在：都市河川改修事業)	員弁川
その他関連事業 排水対策特別事業 湛水防除事業	長島北部地区 城南地区

#### (4) 漁場環境の改善

沿岸漁場の改善を図るため、英虞湾において、漁場環境保全創造事業による浚渫を実施していきます。

#### (5) ダムによる河川流量の維持

既取得水の安定化及び河川環境の保全のための流量を確保するため、ダム建設の調査を進めていきます。

#### (6) 水力発電の推進

資源循環型社会構築へ向けたクリーンなエネルギー確保のため、水資源機構が建設している川上ダムの放流水を有効利用する川上発電所の建設を検討していきます。

##### 水力発電の事業計画

事業計画	川上発電所建設事業（検討）
所在地	伊賀市阿保
発電方式	ダム式（完全従属式）
水力	淀川水系木津川 支川前深瀬川
最大出力	1,200kW
最大使用水量	2.5m <sup>3</sup> /s
有効落差	58.65m
年間可能発電電力量	約5,589,000kWh

## 5 化学物質に起因する環境リスク対策の推進

### 5-1 有害化学物質対策の推進

#### (1) 重金属等の有害化学物質への対応

##### ア 有害大気汚染物質の監視

大気中の有害化学物質（19の優先取組物質）の濃度を、四日市市と連携して、引き続き調査します。また、有害化学物質の使用事業者に対し、排出抑制に関する最新情報を提供し、自主的な排出抑制を促します。

#### (2) 新たな有害化学物質への対応

##### ア ダイオキシン類等の環境調査の実施

県民の不安感が大きいダイオキシン類について、発生源となる焼却施設等の監視、排出の規制及び施設の改善指導を行います。

ダイオキシン類による環境汚染の実態を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気11地点、水質等48（河川38、海域7、地下水3）地点および土壌12（一般3、農用地9）地点で定期的なモニタリングを行います。

### 5-2 化学物質の適正管理の推進

#### (1) P R T Rの推進

有害性のある化学物質について、発生源と排出、移動量の把握を特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律（P R T R法）に基づき行うとともに、事業者による適正な管理を促進します。

また、ホームページ「三重の環境と森林」、パンフレット等を用い、広くP R T R法の啓発を行うとともに、排出、移動量の集計結果について公表します。

## 5-3 地下水・土壌汚染対策の推進

### (1) 土壌汚染対策の推進

土壌汚染対策法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づき土壌・地下水汚染の届出があったものについて、適正な措置を指導するとともに、人への健康被害のおそれがあるものについて、周辺環境の調査を行います。

### (2) ダイオキシン類環境実態調査の実施

地下水及び土壌中のダイオキシン類の実態把握のため、県内の地下水3地点及び一般土壌（農用地を除く）3地点で環境調査を実施します。

## 第2節

### 人と自然が共にある環境の保全

#### 1 多様な自然環境の保全

##### 1-1 すぐれた自然の保全

- (1) 県立自然公園計画の策定  
県立公園の適正な整備や管理を図るため、公園計画の策定に向けた取組を進めます。
- (2) 三重県自然環境保全地域の指定  
すぐれた天然林や植物の自生地、野生動植物の生息地などのうち特に自然環境を保全することが必要な地域について、自然環境保全地域現況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定を進めます。
- (3) 三重県自然環境保全地域の管理  
自然環境保全指導員等による巡回監視を行うとともに、標識を設置するなどの自然環境保全地域の適切保全管理を行います。
- (4) 県民との自然環境情報の共有化の促進  
県内の希少な野生動植物や、保全すべき自然に関するさまざまな情報を、ホームページ「三重の環境と森林」内に開設した「みえの自然楽校」に掲載し、県民との情報の共有を進めます。
- (5) 開発行為の届出  
三重県自然環境保全条例に基づき、1haを超える規模の自然（樹林地、農地、湿地、湖沼等）が含まれた開発行為（宅地造成、土砂採取、土地開墾等）について、知事への届出を義務付けています。届出に当たっては、緑地の確保、希少野生動植物種の保護等に対する配慮を求めます。

##### 1-2 里地里山の保全

里地里山の自然を守る地域の住民活動に対し認定や認証を行い、自発的な自然環境保全活動が促進されるよう支援します。

##### 1-3 水辺環境の保全

- (1) 多自然型川づくりと親水空間の整備  
潤いとふれあいのある水辺空間の形成  
・緑地や公園運動場等の整備を併せて行い、効

果的な施設整備を図ります。

- ・ボランティアによる花木の植栽や清掃等に対する支援を行います。
  - ・周辺景観や地域整備と一体となった河川改修を行います。
- (2) 河川・溪流・湖沼の保全・再生  
平成17（2005）年度に引き続き、自然環境に配慮した川づくりを促進します。（平成18（2006）年度 二級河川員弁川 他23河川）
  - (3) 砂防事業における自然環境保全への配慮
    - ア 多自然型川づくり  
自然環境に配慮した川づくりを促進します。（一級河川宮川水系島路川）
    - イ 溪流環境整備計画  
事業計画においては、当計画に沿った詳細計画を行い、この計画に基づき施設整備を進め、魚・水生動植物の産卵・餌場等生息域の確保等、自然植生・生態系の保全を図ります。

#### 2 生物の多様性の確保

##### 2-1 貴重・希少な野生動植物の保護

- (1) 三重県レッドデータブック2005を活用した保全  
平成15（2003）年度に設置した「三重県生物多様性調査検討委員会」での県内の野生動植物種の分布・生息生育状況の調査及び検討を踏まえ、作成した三重県レッドデータブック2005を活用して県民全体で希少野生動植物の保全を進めるため、専門家やNPO等とのネットワークを構築します。

三重県レッドデータブック2005 掲載種数

分類群	絶滅	絶滅危惧	準絶滅危惧	情報不足
動物	5	137	72	62
昆虫類	11	156	82	158
植物	37	525	104	66
菌類		35	6	27
合計	53	853	264	313

(2) 県指定希少野生動植物種の指定・保護

自然環境保全条例に基づき、県指定希少野生動植物種の指定を進めるとともに、その種の状況に応じ、関係機関や地域住民等と連携した保護対策を進めます。

三重県指定希少野生動植物種(平成16年5月11日指定告示)

分類	種名(和名)
ほ乳類	ツキノワグマ
鳥類	カンムリウミスズメ、カラスバト、ウチャマセンニュウ
魚類	カワバタモロコ、ウシモツゴ
昆虫	カワラハンミョウ
甲殻類	ハクセンシオマネキ、シオマネキ
貝類	カナマルマイマイ
植物	ヒモヅル、ヘゴ、オオタニワタリ、オニバス、ジュロウカンアオイ、マメナシ、ハマナツメ、ムシトリスミレ、トダスゲ、ツクシナルコ

(3) 天然記念物の指定・保護

ア 天然記念物のパトロール

天然記念物の現状を把握するためパトロールを実施します。

イ 特別天然記念物カモシカの現状調査の実施

鈴鹿山地及び紀伊山地カモシカ保護地域付近において、カモシカの生息状況調査を実施します。

ウ 天然記念物食害対策

カモシカ保護と食害対策のため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置します。

## 2-2 地域の生態系の保全

(1) 希少野生動植物監視地区の指定

県指定希少野生動植物種の生息生育状況を勘案し、自然環境保全条例に基づく生息地等の保全のための希少野生動植物監視地区の指定の検討を進めます。

(2) 鳥獣保護事業の実施

鳥獣の生息環境を保全するため、第9次鳥獣保護計画(平成14~18年度)に基づき、鳥獣保護区、指定猟法禁止区域(鉛製散弾の使用禁止)等の指定・管理を行うとともに、鳥獣保護員を配置し、鳥獣保護区等の巡視、狩猟の指導等を行います。

平成18年度鳥獣保護区等の指定計画(平成18年3月31日現在)

区分	鳥獣保護区	特別保護区	休猟区	銃猟禁止区域	指定猟法禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止)
カ所数	6	—	4	—	7
面積(ha)	4,930	—	2,145	—	3,715
その他	期間更新、 区域拡大 を含む				

(3) 動物の保護管理

ヒグマやニホンザル等の飼養施設や動物取扱業の飼養施設の監視・指導を行うとともに、動物愛護の絵・ポスターの募集や犬のしつけ方教室等を開催します。

(4) 移入種対策の推進

自然環境保全条例において規定されている「地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐することの禁止」の定着を図るための普及啓発等を進めます。

## 移入種による影響の事例

移入種名	影響事例
タイワンザル (ほ乳類)	遺伝的な攪乱、農林水産業等への影響
ヌートリア (ほ乳類)	土壌環境等の攪乱、農林水産業等への影響
カミツキガメ (爬虫類)	人の生命又は身体に関わる被害
オオクチバス等 (魚類)	在来種の捕食、農林水産業等への影響
セイタカアワダチソウ (植物)	在来種との競合・駆逐、土壌環境等の攪乱
ホテイアオイ (植物)	在来種との競合・駆逐

## 3 自然とのふれあいの確保

### 3-1 自然公園等の整備・活用

#### (1) 自然公園等利用施設の整備

豊かな自然に親しみ、ふれあう機会を増大させるため、自然公園利用施設や自然遊歩道等の整備を進めるとともに、安全かつ安心して利用できるよう適正な維持管理を行います。

#### 自然公園事業

国立・国定公園名	箇所名	種別	事業内容
伊勢志摩国立公園	答志島縦走線歩道	県単	歩道
鈴鹿国定公園	東海自然歩道	交付金	歩道改良

#### (2) 自然公園の管理・保護

自然公園内における開発等の各種行為に対する許認可の審査等により、自然公園を適正に保護・管理します。

#### (3) 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、運営スタッフ「モリメイト」を募集し、森林公園事業の運営への提案、参画による利用者参画型の運営を促進します。

また、自然とのふれあい、親しめる機会を提供する自然観察会等の「自然体験型」行事を開催します。

### 3-2 森林・水辺等の保全・活用

#### (1) 森林とのふれあいの促進

国土保全等の森林の持つ多様な公益的機能のうち、自然とのふれあいの場や学びの場となっている森林、名所、旧跡やおもむきのある景色を構成している森林などを保健・風致保安林として指定していますが、そのほか、水源かん養等特に重要な役割を果たしている森林を保安林として指定し適切な管理を進めます。

#### (2) 都市と農山漁村の交流の推進

##### ア グリーン・ツーリズムの促進

グリーン・ツーリズムについて、県内の交流施設PRパンフレットの配布を行います。

また、市町が行っている都市との交流を促進するための活動や、交流関連施設整備への支援を行います。

##### イ 市民農園の促進

市民農園での活動を通じてさらに農山村と都市住民との交流を進めるため、平成18(2006)年度も市民農園の整備を図るとともに、市民農園の適正かつ円滑な運営が図られるよう関係機関の指導を行います。

##### ① 市民農園の推進

市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づく市民農園の適正かつ円滑な整備を促進します。

##### ② 市民農園による交流の促進

消費者の高度かつ多様な需要に対応するため、農村資源を活用しながら市民農園を整備し、都市住民と農山村の交流を図ります。

#### (3) 七里御浜海岸の侵食対策

人工リーフなどの整備を進めるとともに、砂浜の侵食を防止するための検討を行います。

#### (4) 里地里山の身近な自然、地域産業や生活文化を活用した取組

国立公園等エコツーリズム推進モデル地区の指定を受け、紀南地域において、自然・歴史・文化などの地域資源を活かした事業展開を進めます。

事業実施期間：平成16～18年度

事業内容：理念の策定、人材育成、推進体制の構築、エコツアーの実施、シンポジウムの開催など

## 4 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

### 4-1 森林環境の保全

#### (1) 森林計画の策定

伊賀森林計画区において、地域森林計画樹立のための諸資料の作成及び修正を行うとともに、伐採届出箇所の実行調査等を行います。

また、市町村森林整備計画の適正な実行確保を支援するとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の策定について支援をします。

#### (2) F S C森林認証の推進

環境に配慮した持続可能な森林経営への国際的取り組みを認証するF S C森林認証のPRを進めます。

#### (3) 環境公益性を高める多様な森林づくり（環境林整備）の推進

水源かん養や山地災害防止など森林の持つ公益的機能の高度発揮を主な目的として、針葉樹や広葉樹が混交した多様な森林づくりを公的に行う森林環境創造事業により環境林整備を進めます。

#### (4) 二酸化炭素の吸収・固定を高める森林吸収源対策の推進

地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収・固定量の増加と水源かん養などの森林の持つ公益的機能の高度発揮を目的として、地域と行政とが一体となった環境林の公的管理など森林吸収源対策を進めます。

#### (5) 「森林環境教育のための条件整備の推進」

三重県型ゾーニングにより環境林として区分された森林での活動を対象に、環境林の理解を深め、森林・林業に携わる人材育成のため、環境教育や森林レクリエーション、健康づくり等の活動を支援します。

また、子どもたちを次代の森林や環境を支える人材として育成するために、学校林を活用した交流活動や森林体験学習等に必要の学校林の環境整備を図ります。

#### (6) 持続可能な森林整備の推進

造林・間伐事業、林道事業を生産林において積極的に実施することにより、木材生産を基礎とした力強い森林づくりを進めるとともに、二酸化炭

素の吸収や水源のかん養など、森林の持つ公共的機能を増進します。

#### (7) 森林の適正な管理の推進

高度な公益的機能を持つ森林を保安林として指定し、公的な管理を進めるとともに、林地開発許可制度の適正な運用により森林の適正な管理を行います。

#### (8) 保安林の持つ公益的機能の高度発揮

水源かん養や土砂流出防備に加え保健休養機能など、多様で高度な機能を持つ保安林の保全を図るため、間伐等による森林整備とコンクリートダム等の治山施設の設置を一体的に実施する、総合的な治山対策等により適正な管理を行います。

#### (9) 林業担い手の育成等

「財団法人三重県農林水産支援センター」において、Uターン等林業への新規就業就職への受入体制の整備を進めます。

また、認定林業事業者等の林業就業者の技術向上研修等を実施します。

#### (10) 環境に優しい素材である木材の利用推進

木を使うことが森林の保全につながることから、消費者が安心して利用することができる品質の県産材を「三重の木」として認証するとともに、「三重の木」を使った住宅建設を支援するなど県産材の利用推進を図ります。

### 4-2 農地環境の保全

#### (1) 農業の担い手の育成

新規就農者の参入促進、経営体の育成等を支援する「財団法人三重県農林水産支援センター」において、就業希望の段階から、経営の発展段階までを総合的に支援します。

また、農地の効率的適用を図るため、担い手への農地集積を促進します。

#### (2) 中山間地域における農地の適正管理

中山間直接支払や集落ぐるみの農地保全活動を実施するとともに、遊休農地解消事業による耕作放棄地の解消に努めます。

## 4-3 沿岸海域環境の保全

### (1) 漁場保全対策の推進

平成17（2005）年度に引き続き、水質調査、藻場調査、底質・ベントス調査を実施し、漁場環境の変動の把握に努めます。

### (2) 養殖漁場の適正使用

魚類養殖場を持続的に利用するために湾の特性を把握し、内湾度指数の検証や底質の硫化物量の把握調査を実施します。

### (3) 山・川・海の絆再生による「みえのうみ」魅力創出事業

平成17（2005）年度に引き続き、地域住民と協働しながら環境創造に向けた取組を行います。

また、環境学習のサポートやリーダー養成、共有する情報の充実を図ります。

### (4) 水産資源の生息環境の保全・創造

#### ア 漁場環境保全創造事業

平成17（2005）年度に引き続き、英虞湾において浚渫事業を実施します。

#### イ 沿岸漁場の整備（底質改良剤散布）

英虞湾・五ヶ所湾等において実施される底質改良剤散布に対して助成します。

#### ウ 漁民の森づくり活動の推進

漁場環境を改善するため、漁業者が大台町で行う植樹・保育活動を支援します。

### (5) 藻場・干潟の保全・再生

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟を造成します。

### (6) 海浜の維持・保全と再生

#### 海岸の水際線の保全・再生

平成17（2005）年度に引き続き、海岸の水際線の保全・再生を図ります。

### (7) 海岸・港湾における親水空間の整備

#### ア 海岸環境の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸の生態系に配慮した親水性護岸、人工海

浜、遊歩道等を整備します。

海岸名等	事業内容
五ヶ所港海岸（南伊勢町）	養浜
宇治山田港海岸（伊勢市）	護岸
御浜海岸（御浜町）	人工リーフ
島勝地区（海山町）	付帯施設
黒浜地区（紀伊長島町）	潜堤工

#### イ 港湾緑地の整備

鳥羽港において整備を継続します。

事業名	港湾名	事業内容
国補港湾環境整備事業	鳥羽港（鳥羽市）	緑地
県単港湾緑地一体整備促進事業	鳥羽港（鳥羽市）	緑地

# 第3節

やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

## 1 身近な自然環境の保全・再生

### 1-1 身近な緑の保全・創出

#### (1) 工場緑化の推進

工場立地法に基づき、立地条件等に係る工場適地の選定を行うとともに、工場立地が地域環境に調和した緑豊かなものとなるよう助言します。

#### (2) 地域特性に配慮した緑化の促進

##### ア 緑化の推進

地域住民、ボランティア団体、市町、企業等、(社)三重県緑化推進協会と連携協力し、緑のイベントや森林ボランティア活動支援を通じた県民参加の森林づくりを推進します。

##### イ 公共施設（用地）における緑化の推進

宝くじ協会の助成を活用し、三重県熊野古道センター（仮称）の緑化工事を実施します。

##### ウ 緑化活動の促進

県民参加による緑化活動を促進するため、春季緑化運動期間中に「緑の募金」の普及啓発を行います。

### 1-2 身近な水辺・海辺の保全・再生

#### (1) ため池における親水空間としての整備

県内の農業用ため池について、用水源としての機能維持を図りつつも、生態や、景観に配慮した親水空間としての整備を行います。

## 2 良好な景観の形成

### 2-1 都市景観の保全・創出

#### (1) 道路・沿道景観の保全・創出

##### ア 風格ある幹線道路の整備

「三重県景観形成指針」の推進方策の実現に向け、地域住民、団体、市町等との連携に努めます。

##### イ 街路の整備

次のとおり、街路の整備を実施します。

道路名	都市名
富田山城線	四日市市
朝日中央線	朝日町
駅前高塚線外1線	亀山市
相川小戸木線	津市
三渡櫛田橋線	松阪市
松阪公園大口線外1線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市
茶地岡向井線（坂場工区）	尾鷲市
近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差	四日市市

#### (2) 良好な広告景観の形成

屋外広告物の啓発、指導、取締りを行うとともに、9月（屋外広告の日）に関係機関と連携し、広告業者及び商工業者に対しパンフレット等の配布による啓発活動を行います。

#### (3) 地区計画制度の活用

平成18（2006）年度においても地区計画の策定に向けて推進していきます。

### 2-2 農山漁村景観の保全・復元

#### (1) 農山漁村景観の保全

##### ア 農村の総合的な整備（実施7地区）

農村地域の諸条件を踏まえ、農業生産の基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、併せて都市と農村の交流のための条件整備を図ります。

##### イ 中山間地域の総合的な整備（実施7地区）

中山間地域において、地域が有する多面的な機能を生かした農業の確立と農村地域の活性化を図るため、総合的な農業生産基盤、生活環境の整備を図ります。

#### (2) 良好な自然景観の保全

海岸環境や港湾環境の整備、海浜の清掃等の実施により海につながる景観づくりを推進します。

#### (3) 松林等の病虫害の防除

松くい虫等の病虫害による森林被害は、森林資源の損失にとどまらず、森林の公益的機能の低下等につながるものです。

このため、森林病虫害等防除法に基づき、松く

い虫被害対策を総合的かつ計画的に進めるため、三重県松くい虫被害対策事業推進計画に基づき、松くい虫の被害を受ける恐れのある松林に薬剤散布等の予防措置と被害を受けた枯損木を伐倒処理する駆除措置を行います。また、市町が行う「市町地区実施計画」に基づく地上散布などの予防措置及び松くい虫被害木の伐倒処理をする駆除措置等に対して助成します。

## 2-3 良好な郷土景観の形成

### (1) 三重県景観計画の策定

景観法に基づく三重県景観計画の策定を進めます。具体的には、広域的な行政主体として、長期的、総合的視野に立った景観づくりの目標や基本方向、景観計画区域内における行為の制限の基準等を定めます。

### (2) 市町における景観形成の促進

市町の景観形成への主体的な取組を支援し、市町の景観法に基づく景観計画の策定等を促進するため、景観セミナーの開催や景観アドバイザーの派遣を行います。

### (3) 景観形成に関する普及・啓発の実施

地域住民や市町の景観形成への関心を高めるため、景観交流会・シンポジウムの開催や景観に関するパンフレットの作成により、普及啓発を行います。

### (4) 地域の特性を活かした景観まちづくり

地域の特性を活かした景観まちづくりとして、松阪・東紀州地域などのモデル地区において、住民参画によるまちづくりを実施します。

## 3 歴史的・文化的環境の保全

### 3-1 文化財等の保護・活用

#### (1) 指定文化財の保護・活用

##### ア 指定文化財の保護・活用

建造物・美術工芸品の保存修復事業、無形文化財の伝承支援、無形民俗文化財の記録作成、史跡・名勝・天然記念物の調査・保存対策等、多岐にわたる文化財の保護を行います。

三重県文化財保護審議会委員による指定文化財候補の調査を実施し、県にとって重要なものを県指定文化財に指定します。また、三重県文

化財保護指導委員による文化財巡視等を実施します。

#### イ 齋宮跡の保護・整備

史跡齋宮跡の有効活用と地域の活性化を図るため、歴史ロマン再生事業に続いて、史跡整備を継続的に行います。

また、平成18年度は史跡整備のあり方を検討します。

#### (2) 埋蔵文化財の調査・保存

##### ア 県営ほ場整備等に伴う発掘調査

三重県埋蔵文化財センターが、各種開発に伴い実施する発掘調査を次のとおり行います。

平成18年度発掘調査予定

	遺跡数	面積(m <sup>2</sup> )	備考
県農水商工部関連	3遺跡	5,340	農水商工部執行委任、農家負担分は教育費で国庫補助
県土整備部関連	8遺跡	11,870	県土整備部執行委任
政策部関連	1遺跡	2,000	県科学技術振興センター執行委任
県教育委員会関連	1遺跡	500	-
中勢道路	2遺跡	13,000	国土交通省受託事業
松阪多気バイパス	2遺跡	1,400	国土交通省受託事業
熊野尾鷲道路	1遺跡	550	国土交通省受託事業
宮川用水第二期	15遺跡	8,115	農林水産省受託事業
中日本高速	3遺跡	2,160	中日本高速道路株式会社受託事業
合計	36遺跡	44,935	

#### イ 齋宮跡の発掘調査

齋宮歴史博物館が、国史跡齋宮跡の解明のための発掘調査を2地区(750m<sup>2</sup>)で行います。

また、これまでの調査成果を整理するとともに、コンピュータによる調査管理システムの構築を推進します。

#### (3) 史跡等指定地域の公有地化の推進

史跡の公有地化と保存活用を図るため、齋宮跡及び伊勢国府跡の土地買上及び上野城跡ほか4件の史跡整備に対し補助を行います。

## 3-2 歴史的・文化的景観の保全・活用

### (1) 歴史的・文化的資産を活かした風情あるまちづくりの推進

県内の歴史的・文化的資産の価値や保全状況を地域住民等との協議により明らかにするとともに、保全・活用に貢献できる人材の育成を進め、これらの資産を活用した地域づくり活動を支援します。

ア 歴史的・文化的資産保全活用推進員養成講座  
地域の歴史的・文化的資産の再発見・保全・活用支援などができる推進員養成講座を開催します。

イ 歴史的・文化的資産データブックの作成  
県内に点在する歴史的・文化的資産のデータブックを作成します。

ウ 歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりの推進  
地域住民が歴史的・文化的資産の価値を認識し、それらの資産を保全・活用する取組を推進します。

### (2) 歴史・文化の薫るまちなみの保全・整備

関町関宿の伝統的建造物群や、まちなみの一部を形成する国・県指定文化財(建造物ならび史跡)に対し、保存修理等を実施し、その保護・活用を支援します。

### (3) 熊野参詣道(伊勢路)の保全・保護

世界遺産に登録されたことは、世界に対してその遺産を守ることを約束したということであり、今後はこれら遺産の保護のほか、周辺環境の保全対策が必要となります。環境や景観を損なうことなく遺産を守っていくため、文化財保護法による保護、さらに自然公園法、森林法、あるいは、関係する市町の景観保護条例等により適切な措置を行っていきます。

## 第4節

自主・協働による環境保全活動の促進

### 1 環境経営の推進

#### 1-1 県における環境経営の推進

##### (1) 環境保全活動の推進

職員一人ひとりや職場全体による環境にやさしいオフィスづくりに向けた環境保全活動を推進するため、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001をツールとしてより積極的な取組を進めていきます。

##### (2) 環境調整システムの充実

環境調整システムの充実・強化を図るため、平成13年度に対象事業範囲や環境配慮検討書の様式の見直しを行い、「環境調整システム推進要綱」を改正するとともに、平成14年度からは、より効果的な検討を行うため、環境調整システム推進会議を設置したところです。

今後は、これまでの実施事例をもとにさらに環境調整システムの充実を図るための検討を行います。

#### 1-2 市町における環境経営の促進

##### (1) 市町等におけるISO14001ネットワーク化の促進

市町の環境保全取組の向上に資するため、ISO14001をベースとした市町相互の情報交換の促進及び市町と県のネットワーク化を図る三重県自治体ISO14001ネットワーク化推進事業を引き続き実施します。

##### (2) 環境保全対策の推進に係る市町等に対する支援

生活創造圏づくりのために、広域的または先見性・創造性に富んだ環境保全対策を行う市町等を支援します。

#### 1-3 事業者の環境経営の促進

##### (1) 小規模事業者に向けたEMS導入事業

小規模事業者の環境経営を促進するため、経費負担が少なく取り組みやすい環境マネジメントシステム（EMS）の制度の普及を一層進めます。

##### (2) 企業間連携の推進

「企業環境ネットワーク・みえ」会員企業が中心となり、企業間連携による廃棄物の効率的な再資源化や、地球温暖化防止への取組を進めるため、「廃棄物情報交換システム」や「企業環境ネットワーク環境情報交流サイト」などWEBサイトの運用や企業のコーディネーターとして環境技術指導員を設置することにより、企業間の情報交換や連携を促進します。

##### (3) 日本環境経営大賞の実施

全国の事業所等を対象に優れた環境経営の取組とその成果を顕彰する「日本環境経営大賞」の実施を通じて、環境と経済を同軸に捉えた「環境経営」を普及するとともに、環境に関する人材や技術のネットワークを構築し、県内事業所の環境経営の向上を図ります。

##### (4) 環境保全設備に対する支援

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し必要となる資金の融資を実施します。

##### (5) 環境ビジネスの育成・振興

###### ア 環境関連産業の振興

産学連携でセミナー等を実施し、企業が新たな事業活動のヒントを得る機会を提供する「みえ新産業創造・交流会」において、産学交流、企業間交流事業を実施するとともに、環境分野における事業化に向けて、より具体的なテーマで研究開発等に取り組む「サポート研究会」の取組を支援します。

###### イ 環境にやさしい生産技術の確立

持続的養殖生産確保法の施行により、漁業者自身による漁場環境の把握・維持が求められており、代表的な魚類養殖漁場において漁場環境を把握し、漁業者自身が簡便に調査できる漁場監視指標の検討や流速を考慮した漁場環境評価

の方法について検討します。

## 2 環境教育・環境学習の推進

### 2-1 環境教育・環境学習の拠点施設の活用

#### (1) 三重県環境学習情報センターの展示コーナーの充実

展示ホールに設置した月替わりの企画展示コーナーを利用して県内の環境に優しい取り組みを実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体などの活動を紹介します。

#### (2) 環境教育情報システムの運用

来館者が展示ホールにおいて身近な環境問題や地球環境問題を理解して、環境保全のための実践について楽しく学べる環境教育情報システムの運用に努めます。

#### (3) 環境図書の閲覧・利用の充実

環境学習情報センター展示ホールの図書コーナーを充実して、センターが蔵書している環境図書を来館者がいつでも閲覧、利用できるように努めます。

### 2-2 環境教育・環境学習の充実

#### (1) 環境教育・環境学習のプログラムの作成

学校教育や地域における社会教育現場などにおいて広く活用できる環境教育・環境学習を進めるプログラムを実践事業を通して作成します。

#### (2) 環境教育・環境学習情報の提供

県民だれもが気軽に環境学習できるようにホームページ「三重の環境と森林」の「環境学習の部屋」の充実を図り、リアルタイムで新鮮な情報を積極的に提供していきます。

#### (3) 環境教育・環境学習指導者の養成

広く環境に関する知識を身につけ、理解して、体験型、参加型の環境学習が実践できる指導者を養成します。

#### (4) 体験型による環境教育・環境学習の促進

次世代を担う子どもたちの環境保全意識を醸成していくため、小中学校の社会見学やこどもエコクラブ活動等を通じて、体験型による環境教育・環境学習の促進に努めます。

#### (5) 地域にある環境資源を活かした環境教育施設の整備

宮川流域の身近な自然、歴史的文化的資源等を対象とした宮川流域エコミュージアムを推進するため、フィールドの整備事業を支援するとともに、流域案内人（インタープリター）養成講座を実施します。

また、学校教育との連携を図り、学校週5日制や総合的な学習に対応した情報提供を行い、環境学習に努めます。

#### (6) 総合的な学習の時間等における教育の推進

各学校において、学年、教科・領域及び、総合的な学習の時間の連携を図った環境教育全体計画、年間指導計画を作成し、これに基づき地域や学校の実態・特性を十分に活かした横断的・総合的な環境教育を推進します。

#### (7) 「学校環境デー」の取組

県内の全学校・園では、「学校環境デー」（6月5日）を中心とした時期に、創意工夫した活動を行うことを通じて環境教育に取り組む気運をさらに高め、よりよい環境作りや環境に配慮した望ましい行動がとれる児童生徒の育成を図ります。

#### (8) 環境教育指導者の養成

##### ア 環境教育リーダー養成研修会の開催

環境NPO、環境学習拠点施設の職員、一般県民を対象に、環境学習の手法についてのリーダー養成研修会を開催します。

##### イ 環境教育指導者の育成

子どもたちが学校で楽しみながら環境について学ぶことができるよう、教員を対象として、三重県教育委員会事務局研修分野（総合教育センター）において、体験や学習を通して学校現場に応用可能な手法を研修する講座「環境教育」を、専門研修の中で開催します。

## 3 地域における環境保全活動の促進

### 3-1 地域における自主的な環境保全活動の促進

#### (1) 自主的な環境保全活動の取組支援

三重環境県民会議の行っている三重県民活動発表会や地域の環境NPOとの地域交流会を通じ、自主的な活動を支援します。

## (2) 「身近な自然を体験する県民デー」の開催

参加者が楽しみながら自然に触れることを通じて、水源の涵養や浄化等の自然が果たす重要な環境保全機能を学び、私たちの毎日の生活が自然に与える影響について考え、豊かな森林と水を大切にすることを育むため、県内の森林・里山・川・海を環境保全活動の場として活動しているグループ（市民活動団体、NPO、企業等）と協働で身近な自然を体験する県民デーを開催し、森林と水を考える環境県民運動を展開します。

平成18（2006）年度は、11月下旬に県内各地で開催します（詳細は未定）。

## (3) 「こどもかんきょう体感フェア」の開催

次世代を担う子どもたちに向けて、新しい環境技術とのふれあいや市民レベルでの環境保全活動への参加・体験の場を設け、子どもたちが未来への希望を持ち、自ら考える機会を提供する「こどもかんきょう体感フェア」を開催します。

平成18（2006）年度は、四日市市鈴鹿山麓リサーチパークで平成18年7月29日（土）・30日（日）に開催します。

## (4) 道路、河川等の清掃

道路については、路面清掃車による清掃を実施するとともに、「ふれあいの道事業」により地域住民及びボランティア団体等による一定範囲の草刈、清掃を支援します。

また、ボランティアによる道路、河川、海岸の清掃活動を支援します。

## (5) 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、緑を育てる活動を通じて森林に親しみ、森林整備活動に参加したいと考える人たちを対象に、森林管理技術の向上を目的とした、森林ボランティア研修会を開催します。

## (6) 宮川流域ルネッサンス事業の推進

宮川流域ルネッサンス事業基本計画及び第二次実施計画をふまえ、流域の住民や市町主導の取組を進めるとともに、普及啓発活動や住民との協働に継続して取り組みます。

## 3-2 各主体の連携による環境保全活動の促進

### (1) みえ環境県民運動協議会

全県的に環境保全活動を展開している市民団体、NPO、企業等多様な主体と協働し設立した「みえ環境県民運動協議会」を中心とし、それぞれの役割に応じて機能分担しながら相乗効果を発揮させ、「新しい時代の公」の担い手として環境保全にかかる県民運動を推進していきます。

### (2) 県民総参加エコポイント推進事業の実施

県民が行う電気使用量等の削減、レジ袋削減等自主的なCO<sub>2</sub>排出削減活動を促進する地球温暖化防止をめざす環境県民運動を展開します。

### (3) エコオフィス宣言運動

これまでに取り組んできた夏のエコスタイル（夏季の適正冷房と軽装勤務）を継続するとともに、これらの活動を含む地球温暖化防止活動であるエコオフィス宣言運動を展開します。

夏季の適正冷房と軽装勤務実施期間  
平成18年6月1日から9月30日まで

### (4) 三重県環境保全活動・環境教育基本方針の実践

平成17（2005）年6月に策定した「環境保全活動・環境教育基本方針」に基づき、モデル地域において、地域固有の素材を活かした環境教育実践プログラムづくりや、子ども向け環境マネジメントプログラムの導入に向けた学校と企業との調整など多様な主体の連携による取組を進めます。

### (5) 環境を軸とした新しい地域づくりの促進

地域の住民、企業、NPOが協働・連携し、自分たちのまちにある人、物、施設など地域の資源を環境の視点から再発見し、それらの資源を活用したまちづくり構想の策定を進めるとともに、その実現に向けて取り組みます。

## 4 国際的な環境保全活動への協力・貢献

### 4-1 国際的な環境協力・貢献の推進

#### (1) 国際的な環境保全活動の基盤整備

##### ア (財)国際環境技術移転研究センター（I C E T T）への人的協力

環境保全技術を開発途上地域に移転し、地球環境保全に資するために設立された（財）国際環境技術移転研究センターに対して、職員を派遣するなど人的な協力を行います。

##### イ アジア自治体環境支援プログラム

アジア自治体の環境改善を支援するため、選ばれた特定の自治体を対象に、環境改善計画策定、人材養成、専門家派遣、適地技術の移転等を有機的に組み合わせ、総合的にモデル事業を実施し、その成果をアジアの他の自治体へ波及させることを目的としています。

平成18（2006）年度は、過去4カ国（フィリピン・タイ・インドネシア・ベトナム）での実績を生かし、モンゴルにおいて事業を実施しています。

#### (2) 環境技術の移転の促進

中国河南省から研修生3名を受け入れ、(財)国際環境技術移転研究センター（I C E T T）において、近年、河南省で問題になっている産業公害の防止に関する技術研修会を開催するとともに、引き続き、河南省へ三重県担当者を講師として派遣し、現地研修を行います。

また、J I C A 草の根技術協力事業・地域提案型においては、河南省から研修生4名を受け入れてI C E T Tにおいて受入研修を開催するとともに、河南省へ三重県から講師2名を派遣し、環境教育分野における現地研修を行います。

## 第5節

### 共通施策

#### 1 環境保全の総合的取組の推進

##### 1-1 基盤的施策の推進

###### (1) 四日市地域公害防止計画の推進

第8期計画（平成18（2006）～22（2010）年度）に基づき、各種の公害防止施策の着実な実施とその進行管理を行います。

###### (2) 環境保全協定の締結促進

環境関係の諸法令に基づく規制等の権限を有していない市町長等が、その区域の実態に即したきめ細かい対応を行うことができるように、「三重県環境基本条例」に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

##### 1-2 環境汚染等の未然防止

###### (1) 環境影響評価制度の充実

平成11（1999）年6月12日から全面施行した「三重県環境影響評価条例」の適正な運用に努め、開発事業等に係る環境影響の低減により適正に環境保全を図ります。

また、環境影響評価制度の充実を図るため、開発事業の基本構想段階などに対する戦略的環境アセスメント（SEA）などの検討を進めます。

###### (2) 公害事前審査制度の活用

工場や事業場の新增設に伴う公害を未然に防止するため、市町の工場等の誘致や環境保全協定の締結時において、「三重県公害事前審査会条例」に基づく公害事前審査制度の活用を促進します。

##### 1-3 公害健康被害の救済・予防

###### (1) 公害健康被害者に対する補償給付（四日海市）

公害健康被害者に対し各種の補償給付を行います。

###### (2) 調査研究の実施（三重県・四日海市）

三重県公害保健医療研究協議会における研究協議会総会及び研究発表会を四日海市において開催します。

###### (3) 健康被害予防事業の実施

###### 健康相談事業

実施団体	四日海市
事業名	アレルギー相談事業
実施場所	四日市保健センター
内容	アレルギー素因児に対し、医師の診察及び保健師・栄養士による相談事業を行う。

##### 1-4 公害紛争への対応

公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度の活用を促進し、その迅速かつ適正な解決を図ります。

また、公害等に係る苦情については、公害苦情相談員により、県民からの苦情相談にあたるとともに、市町等と協力して、その適切な処理を行います。

#### 2 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

##### 2-1 監視・観測等の体制の整備

###### (1) 環境総合監視システムの運用

環境監視、発生源監視（大気）を行う環境総合監視システムを運用し、大気環境と主要な発生源の常時監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報の発令等の緊急時対策を実施します。

###### (2) 公共用水域の常時監視

三重県が測定を担当している河川、海域について、常時監視を実施します。また、地下水水質についても定期モニタリングを実施します。

###### (3) 有害大気汚染物質の調査

環境省が示す22の優先取組物質のうち、測定法が示されているベンゼン、トリクロロエチレン等の19物質の大気環境調査を実施します。

###### (4) ダイオキシン類の調査

大気、河川、海域、底質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を、常時監視します。

###### (5) 騒音・振動の調査

県において、自動車交通騒音測定を実施するとともに、市町の協力を得て、一般地域の環境騒音

及び道路交通振動の測定を実施します。

## 2-2 環境情報の整備・提供

### (1) 環境情報の提供

ホームページ「三重の環境と森林」では、環境調査データの中で、大気環境は大気常時監視データ、光化学スモッグ情報として毎時更新をするほか、化学物質、水環境、自然環境等の環境森林部にかかるデータについても、より広く分かりやすく情報提供します。

### (2) 森林GISの運用

地域森林計画の樹立にあわせ、基本情報である森林簿データ、森林計画図等や治山、林道、保安林等の森林情報の整備を進め、システムを適正に運用します。また、森林の適正な管理のため、森林簿データ等を市町や関係者に提供します。

## 3 環境保全に関する調査・研究等の推進

### 3-1 科学技術振興センターにおける調査研究の推進

#### ア 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

産業廃棄物の削減、資源リサイクルに取り組む県内企業と共同研究を行い、企業における産業廃棄物の削減を支援します。

#### イ BDF製造工程の廃水処理法に関する研究

再生油をBDF（バイオディーゼル燃料）として利用する際に廃液が発生しますが、この廃液中の油分を微生物の働きで分解する装置（反応器）を開発し、その最適条件を検討します。

#### ウ 家畜ふんたい肥の適正な循環利用技術の開発

主要な有機性廃棄物である家畜ふんたい肥は、肥料としての効果を正確に把握する技術が普及していないため、農家が適正な施用量を決めることができず、過大に施用することによる環境負荷の恐れがあります。そこで、家畜ふんたい肥の適正な利用のために、たい肥の窒素肥効を正確に評価し、施用基準を策定するとともに、たい肥の窒素肥効の推定法および情報システムの改良・開発に取り組めます。

#### エ 木材加工所から副生される樹皮の高度利用技術開発

樹皮は、材部に比べ組織や化学成分が複雑であることなどから、その利用が遅れており、県内の木材加工所等では製材時などに大量に副生する樹皮の処分に苦慮しています。この樹皮を資源として有効利用する技術を開発します。

#### オ 植物由来機能材料の実用化のための研究

植物に含まれる未利用資源リグニンを新しい機能性材料として活用し、リグニンをういた住宅用壁板、分解性フィルム、重金属吸着剤の性能向上と実用化に取り組みます。

#### カ 持続循環型グリーンコンポジットの開発

初殻と植物由来の生分解性プラスチックとの複合化により、生分解性と制電性（帯電防止性）を有する持続循環型グリーンコンポジットを開発し、生分解性プラスチックの用途拡大を図ります。

#### キ 廃FRPのリサイクル技術の開発

廃FRP（繊維強化プラスチック）は、県内においては、ほぼ全量が焼却・埋め立て処分されています。リサイクル技術の開発によって、廃FRPを資源として循環させ、最終処分量の削減をはかります。

#### ク 硫酸ピッチ対応技術開発に関する研究

不適正処理発生時における、周辺環境の早急な改善方法及び検査員保護のための応急対応の技術を開発します。

#### ケ 経営戦略に即した低投入循環型茶生産システムの開発

高級茶を対象に、水、窒素の循環利用による半閉鎖系茶生産システムを確立するために、暗渠溶脱水中の硝酸態窒素の効率的浄化方法の開発に引き続き取り組みます。

また、一般茶を対象に、窒素投入量とコストの大幅な削減を図るため、超低投入一回摘採方式の開発に引き続き取り組みます。

#### コ 未利用海藻の有効利用に関する共同研究

夏期に枯死・腐敗し、浅海域の底生生物等をへい死させて漁場環境の悪化を引き起こすとともに、海岸にうちあげられて悪臭を発生する未利用海藻の有効利用をはかるために、収穫前処理・加工・飼料化・機能性成分利用技術を開発

します。

### サ 閉鎖性海域の環境創生プロジェクト研究

環境汚染が深刻化している閉鎖性海域（英虞湾）における干潟、浅場、藻場などの自然浄化機能や、物質循環シミュレーションモデルについて、産学官が共同で研究し、海域の水環境の改善を目指します。

### シ 環境大気中浮遊粒子状物質の実態調査研究

環境大気中の微小な粒子に含まれる有害物質等について、汚染状況と原因を把握するため、引き続き調査研究を行います。

### ス 化学物質による環境汚染の実態調査

化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、伊勢湾等の水質、底質、生物、大気汚染状況について引き続き調査します。

### セ 大腸菌群数の定量方法改善及び水環境における挙動解析

飲料水の汚染評価方法である「特定酵素基質培地法」の水環境への応用を評価するとともに、水中の大腸菌等の挙動解析を行います。

### ソ 森林吸収源計測・活用体制の整備

近年、森林の炭素吸収量を明確にする必要が生じてきており、既存の森林関連データでは京都議定書の求めるレベルでの算定を行うには不十分です。

このことから、森林の地上部・地下部のバイオマス量や倒木の腐朽速度等を測定し、確実性の高い炭素吸収量データの収集把握を行います。

### タ 伐採跡地の更新技術の開発

近年、人工林の伐採後、植栽されずに放置される林地が多く、森林機能の低下が懸念されています。そうした林地を、低コストかつ自然力を生かした方法で森林化させるための技術の確立を図ります。

### チ 強度間伐による人工林の針・広混交林化技術の開発

強度間伐により森林内の光環境を改善し、森林の多面的機能が発揮できる針葉樹と広葉樹を混交させるための技術指針を確立します。

また、強度間伐によって生じる風倒被害を回避できる間伐率や手法を解明します。

### ツ 英虞湾漁場環境にかかる基礎調査

英虞湾における真珠養殖業の赤潮や環境変化による被害を防止するため、水質、底質、プランクトンの発生状況をモニタリングするとともに、漁業関係者に情報提供します。

### テ 淡水魚類の多様性保全に関する研究

県内河川における淡水魚の分布実態を調査するとともに、魚類相復元の可能性や河川構造物が生態系に及ぼす影響について研究します。

### ト 漁業資源評価にかかる調査

200カイリ水域内における重要漁業資源の資源量評価と、その動向予測および管理手法の検討に必要な科学的情報を収集します。

### ナ ヘテロカプサ赤潮の消長予測技術の開発

真珠養殖に多大な被害を与える新型赤潮生物ヘテロカプサによる被害を防止するため、プランクトンの増殖活性を指標とした短期的な赤潮消長予測の可能性について検討します。

## 3-2 地球規模の環境保全等に関する調査研究

### ア 森林吸収源計測・活用体制の整備

（第6章 3-1 科学技術振興センターにおける調査研究のソ参照）

## 環境年表（平成17（2005）年度）

年 月 日	内 容
H17.4.27	○「環境省設置法の一部を改正する法律」が公布
H17.5.18	○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」が公布
H17.5.20	○「浄化槽法の一部を改正する法律」が公布
H17.5.20	○「三重の木」認証制度がスタート
H17.5.25	○「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」が公布
H17.6	○「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」を策定
H17.6～H17.9	○地球温暖化防止を目指す県民運動「みえのエコポイント2005夏」事業を実施
H17.6.1	○「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行
H17.6.10	○「第3回日本環境経営大賞」表彰式（ホテルグリーンパーク津）
H17.6.17	○「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布
H17.6.22	○「湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律」が公布
H17.6.24～8.31	○「夏の省エネ ラベルキャンペーン」を実施
H17.7.26	○アスベスト飛散対策会議を設置（第1回会議を開催）
H17.7.28～29	○日本まんなか共和国【福井・岐阜・滋賀・三重】4県連携事業「子ども環境会議2005」を四日市で開催
H17.8.10	○「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」が公布
H17.8.12	○「行政処分の指針」（環境省通知）が各都道府県等あて発出、公表
H17.8.28	○「Mieちびっこエコ王国大会」が三重県環境学習情報センターで開催
H17.9.16	○「奥伊勢宮川峡県立自然公園計画」を策定
H17.10～H18.1	○地球温暖化防止を目指す県民運動「みえのエコポイント'05-06'冬」事業を実施
H17.10.1	○中部地方環境事務所が発足（環境省の地方支分部局として、全国7ヵ所に地方環境事務所が設置）
H17.10.16	○イオン環境財団 宮川村植樹活動を実施
H17.10.21	○「三重の森林づくり条例」が施行
H17.10.26～29	○「ニューアース2005」に出展参加（インテックス大阪）
H17.11.5	○廃棄物処理法第12条第3項違反（委託基準違反）で石原産業㈱及び関係者を三重県警察本部に告発
H17.11.18～H18.1.3	○「秋冬の省エネキャンペーン・みえ」を実施
H17.11.19～20	○「身近な自然を体験する県民デー」を県内26ヵ所で開催
H17.12.14～16	○「エコプロダクツ2005」に出展参加（東京ビッグサイト）
H17.12.21	○「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」及び「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」が公布
H18.1.24	○「浄化槽タウンミーティング三重」が三重県総合文化センターで開催
H18.2.1	○「浄化槽法の一部を改正する法律」が施行
H18.2.2	○「伊勢湾再生推進会議」の設立
H18.2.15	○第2回アスベスト飛散対策会議を開催
H18.3	○「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」を改定
H18.3	○「三重の森林づくり基本計画」を策定
H18.3.1	○四日市地区パーク・アンド・バスライド運行開始
H18.3.21	○「三重県レッドデータブック2005」を刊行
H18.3.25～3.26	○「こどもエコクラブ全国フェスティバルinかめやま」を亀山市西野公園で開催
H18.3.27	○「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行

(資料)

資料編 目次

1. 環境行政組織と予算 .....	
資料1-1 環境森林関係機構	
資料1-2 環境森林関係附属機関等	
資料1-3 協議会等	
資料1-4 三重県環境審議会委員	
資料1-5 三重県公害審査会委員	
資料1-6 三重県公害事前審査会委員	
資料1-7 三重県環境影響評価委員会委員	
資料1-8 三重県地盤沈下調査研究会会員	
資料1-9 三重県自然環境保全審議会委員	
資料1-10 三重県森林審議会委員	
資料1-11 鳥獣保護員及び三重県自然環境保全指導員	
資料1-12 三重県松くい虫被害対策連絡協議会委員	
資料1-13 環境関連予算（平成18年度当初予算）	
2. 大気関係 .....	
資料2-1 大気の汚染に係る環境基準	
資料2-2 二酸化硫黄測定結果	
資料2-3 二酸化硫黄月平均濃度	
資料2-4 二酸化硫黄濃度平均値の推移	
資料2-5 二酸化窒素測定結果	
資料2-6 二酸化窒素月平均濃度	
資料2-7 二酸化窒素濃度年平均値の推移	
資料2-8 一酸化窒素及び窒素酸化物測定結果	
資料2-9 浮遊粒子状物質測定結果	
資料2-10 光化学オキシダント測定結果〔昼間値〕	
資料2-11 光化学スモッグ緊急時の措置発令状況	
資料2-12 一酸化炭素測定結果	
資料2-13 炭化水素測定結果	
資料2-14 有害大気汚染物質調査地点と調査物質	
資料2-15 有害大気汚染物質 調査物質	
資料2-16 有害大気汚染物質の調査結果（ダイオキシン類を除く）	
資料2-17 ダイオキシン類の調査結果	
資料2-18 月別硫黄酸化物測定結果（市町測定）	
資料2-19 月別二酸化窒素測定結果（市町測定）	
資料2-20 月別降下ばいじん量の経年変化	
資料2-21 降下ばいじん量の経年変化	
資料2-22 立入検査の状況	
資料2-23 光化学スモッグ緊急時の発令地域	
資料2-24 緊急時の措置の発令基準、措置内容	
資料2-25 ダイオキシン類の排出基準	
資料2-26 大気環境監視測定局設置場所及び測定項目	
資料2-27 大気環境監視測定局設置図	
資料2-28 大気環境監視測定局設置図（四日市地域）	
資料2-29 大気発生源監視測定局設置図（四日市地域）	
資料2-30 ばい煙発生施設の種類別内訳	
資料2-31 一般粉じん発生施設の種類別内訳	
資料2-32 特定粉じん発生施設の種類別内訳	
資料2-33 ばい煙に係る指定施設の種類別内訳	

- 資料2-34 粉じんに係る指定施設の種別内訳
- 資料2-35 炭化水素系物質に係る指定施設の種別内訳
- 資料2-36 (大気関係) 総排出量規制対象工場数

### 3. 水質関係

- 資料3-1 人の健康の保護に関する環境基準
- 資料3-2 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)
- 資料3-3 生活環境の保全に関する環境基準 (海域その1)
- 資料3-4 生活環境の保全に関する環境基準 (海域その2)
- 資料3-5 地下水に関する環境基準
- 資料3-6 水質調査地点一覧 (河川)
- 資料3-7 水質調査地点一覧 (海域)
- 資料3-8 測定機関総括表
- 資料3-9 環境基準達成状況の経年変化
- 資料3-10 河川における類型別環境基準の達成状況 (BOD)
- 資料3-11 環境基準点における河川水質ランキングベスト5 (BOD75%値)
- 資料3-12 環境基準点における河川水質ランキングワースト5 (BOD75%値)
- 資料3-13 水質測定結果一覧表 (河川)
- 資料3-14 海域における類型別環境基準の達成状況 (COD)
- 資料3-15 海域における類型別環境基準の達成状況 (全窒素・全燐)
- 資料3-16 全窒素・全燐の指定水域別平均値
- 資料3-17 水質測定結果一覧表 (海域)
- 資料3-18 赤潮発生状況
- 資料3-19 地域別地下水調査地点数
- 資料3-20 地下水調査で環境基準を超過した地点
- 資料3-21 水浴場水質調査結果
- 資料3-22 水浴場水質判定基準
- 資料3-23 立入検査の実施状況
- 資料3-24 立入検査実施数の推移
- 資料3-25 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数
- 資料3-26 公共下水道普及率
- 資料3-27 三重県生活排水処理施設整備計画整備手法別目標
- 資料3-28 合併処理浄化槽設置促進事業及び特定地域生活排水処理事業
- 資料3-29 法定検査受検状況
- 資料3-30 総量規制対象区域 (三重県分)

### 4. 騒音・振動関係

- 資料4-1 騒音に係る環境基準
- 資料4-2 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度 (要請限度)
- 資料4-3 騒音規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度 (要請限度)
- 資料4-4 環境騒音測定結果
- 資料4-5 自動車交通騒音測定結果
- 資料4-6 自動車交通振動実態調査結果
- 資料4-7 騒音規制法に基づく特定工場等の状況
- 資料4-8 振動規制法に基づく特定工場等の状況
- 資料4-9 騒音規制法に基づく特定建設作業の状況
- 資料4-10 振動規制法に基づく特定建設作業の状況
- 資料4-11 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく工場等 (騒音関係) の状況
- 資料4-12 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく工場等 (振動関係) の状況
- 資料4-13 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の状況

5. 土壤汚染関係 .....	
資料5-1	土壤の汚染に係る環境基準
資料5-2	ダイオキシン類の調査結果（一般土壤）
資料5-3	土壤汚染対策法の特定有害物質と指定基準等
6. 地盤沈下関係 .....	
資料6-1	地盤沈下面積の推移
資料6-2	地下水の採取の規制に関する指定地域と規制の概要
資料6-3	工業用水法による指定地域と規制の概要
資料6-4	三重県生活環境の保全に関する条例による指定地域と規制の概要
資料6-5	水準点成果一覧表
資料6-6	地盤沈下水準点位置図
資料6-7	北勢地域の3地点の水準測量結果
7. 廃棄物関係 .....	
資料7-1	ごみの発生と処理状況の推移
資料7-2	ごみ処理の状況
資料7-3	ごみ処理のフロー図
資料7-4	ごみ焼却施設
資料7-5	ごみ燃料化施設
資料7-6	粗大ごみ処理施設
資料7-7	資源化等を行う施設
資料7-8	埋立処分地
資料7-9	し尿処理状況の推移
資料7-10	し尿処理の状況
資料7-11	し尿処理のフロー図
資料7-12	し尿海洋投入量
資料7-13	し尿処理施設
8. 生活排水対策関係 .....	
資料8-1	浄化槽設置基数の推移
資料8-2	処理方式別浄化槽設置基数
9. 公害健康被害関係 .....	
資料9-1	被認定者数の推移（四日市市）
資料9-2	年齢階層別・疾病別被認定者数（四日市市）
資料9-3	疾病別被認定者の推移（四日市市）
資料9-4	年齢階層別被認定者の推移（四日市市）
資料9-5	補償給付支給実績の推移（四日市市）
資料9-6	障害等級別被認定者数
資料9-7	市郡別公害苦情件数推移及び種類別件数
資料9-8	苦情処理件数
10. 自然環境・森林保全関係 .....	
資料10-1	温泉利用状況の推移
資料10-2	自然環境保全地域の指定状況
資料10-3	自然公園一覧表
資料10-4	自然公園等での行為許認可申請・届出件数
資料10-5	自然公園等施設整備事業
資料10-6	三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出件数
資料10-7	届出を要する開発行為に係る緑地の確保に関する基準

- 資料10-8 民有林人工林における林齢別面積（地域森林計画対象森林）
- 資料10-9 生活環境保全林の整備概況
- 資料10-10 生活環境保全林位置図
- 資料10-11 保安林の種類別面積
- 資料10-12 林内道路現況
- 資料10-13 森林の施業方法
- 資料10-14 育成単層林（人工造林）造林面積の実績
- 資料10-15 育成複層林（樹下植栽）造林面積の実績
- 資料10-16 三重県の間伐実績
- 資料10-17 間伐材利用実績の推移
- 資料10-18 林地開発許可実績
- 資料10-19 森林病虫害等の防除内容
- 資料10-20 三重県内の松くい虫の被害量
- 資料10-21 自然環境保全アドバイザー登録者数及び養成フィールド一覧表
- 資料10-22 森林面積

11. その他 .....

- 資料11-1 天然記念物指定による野生生物の保護状況
- 資料11-2 国指定文化財への保護対策
- 資料11-3 県指定文化財への保護対策
- 資料11-4 史跡等の整備と公有化
- 資料11-5 住宅用地・工業用地開発面積の推移
- 資料11-6 地域別ゴルフ場開発状況
- 資料11-7 ゴルフ場位置図
- 資料11-8 風致地区一覧表
- 資料11-9 都市公園市町別開設状況
- 資料11-10 現在の地区計画の策定状況
- 資料11-11 生活創造圏づくり推進事業により支援した環境保全対策
- 資料11-12 第4回日本環境経営大賞受賞組織
- 資料11-13 研修・技術指導事業（国内受入研修）
- 資料11-14 研修・技術指導事業（国内受入研修・短期）
- 資料11-15 研修・技術指導事業（海外研修・セミナー）
- 資料11-16 研究開発事業
- 資料11-17 調査・情報提供事業
- 資料11-18 第1種指定化学物質（P R T R）届出内訳
- 資料11-19 環境基本計画アクションプラン数値目標進捗状況

## お問い合わせ先(電話番号)

<b>環境森林部</b>				
経営企画分野	環境森林総務室	企画グループ	059-224-2314	
		予算経理グループ	059-224-2367	
		情報・運営支援グループ	059-224-2318	
		組織人材担当	059-224-2308	
循環型社会構築分野	ごみゼロ推進室	ごみゼロプラン推進グループ	059-224-3126	
		資源循環グループ	059-224-2385	
		安全対策グループ	059-224-2830	
	廃棄物対策室	廃棄物政策グループ	059-224-3310	
		廃棄物対策グループ	059-224-2475	
		廃棄物監視・指導室	059-224-2388	
地球環境・生活環境分野	環境活動室	環境経営グループ	059-224-2316	
		環境評価グループ	059-224-2523	
	地球温暖化対策室	環境学習グループ	059-329-2000	
		地球温暖化対策グループ	059-224-2368	
		大気保全グループ	059-224-2380	
		水質改善室	水質浄化グループ	059-224-2382
	森林・林業分野	森林振興室	水質・土壌安全グループ	059-224-3145
			森林計画グループ	059-224-2564
		森林保全室	木材利用グループ	059-224-2565
			森林整備グループ	059-224-2574
治山グループ			059-224-2575	
林業経営室		林業担い手グループ	059-224-2563	
		林業活動グループ	059-224-2513	
自然環境室		林業普及グループ	059-224-2991	
		自然共生グループ	059-224-2627	
		野生生物グループ	059-224-2578	
	自然公園大会プロジェクト		0596-27-5280	
<b>地域機関</b>				
桑名農政環境事務所	環境室	環境課	0594-24-3624	
四日市農林商工環境事務所	環境室	四日市環境課	059-352-0763	
		鈴鹿環境課	059-382-8675	
	森林・林業室	林業振興課	059-352-0655	
		森林保全課	059-352-0652	
津農林水産商工環境事務所	環境室	環境課	059-223-5083	
	森林・林業室	林業振興課	059-223-5091	
		森林保全課	059-223-5085	
松阪農林商工環境事務所	環境室	環境課	0598-50-0530	
	森林・林業室	林業振興課	0598-50-0568	
		森林保全課	0598-50-0566	
伊勢農林水産商工環境事務所	森林災害復旧室		0598-50-0567	
		環境室	環境課	0596-27-5405
		森林・林業室	林業振興課	0596-27-5265
伊賀農林商工環境事務所		森林保全課	0596-27-5183	
		環境室	環境課	0595-24-8078
		森林・林業室	林業振興課	0595-24-8142
			森林保全課	0595-24-8143
尾鷲農林水産商工環境事務所		環境課	0597-23-3469	
		森林・林業室	林業振興課	0597-23-3500
		森林保全課	0597-23-3503	
		森林災害復旧課	0597-23-3503	
熊野農林商工環境事務所		環境課	0597-89-6917	
		森林・林業室	林業振興課	0597-89-6134
		森林保全課	0597-89-6137	
<b>環境関連施設</b>				
環境学習情報センター			059-329-2000	
科学技術振興センター	総合研究企画部		059-329-3609	
	保健環境研究部		059-329-3800	
	工業研究部		059-234-4036	
	農業研究部		0598-42-6354	
	畜産研究部		0598-42-2029	
	林業研究部		059-262-0110	
	水産研究部		0599-53-0016	

## 平成18（2006）年版 環境白書

編集発行 三重県環境森林部 環境森林総務室 企画グループ  
TEL 059-224-2314・FAX 059-224-3024  
<http://www.eco.pref.mie.jp>



この印刷物は古紙配合率100%再生紙と環境にやさしい植物性大豆インキを使用しています。

# 三重県森林GIS(地理情報システム)

GIS(地理情報システム)とは、位置を手がかりに、そこに含まれる情報(属性データ)を、管理・加工し、表示する技術です。

【今までは】  
地図と情報(属性)は紙で別に管理していました。



【これからは】  
地図と情報(属性)はパソコンで一緒に管理します。

三重県森林GISは、主として、貴重な森林資源を管理するために、導入しています。

三重県 環境森林部  
森林振興室

TEL:  
059-224-2564  
FAX:  
059-224-2070  
Email:  
shinso@pref.mie.jp

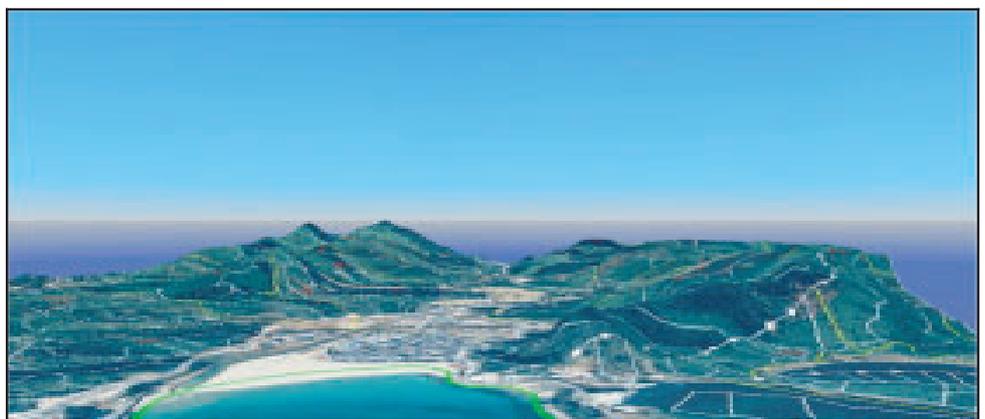


こんなことができます

- 地図と航空写真の重ね合せ
- 情報(属性データ)の表示
- 距離などの計測



立体的に表示することができます



インターネットはこちらから

三重県森林GIS <http://www.forest-gis.pref.mie.jp/>

三重の環境 <http://www.eco.pref.mie.jp/> 「空から見た三重」から

# みんなで創ろう！「三重の環境と森林」

ホームページをご覧ください

<http://www.eco.pref.mie.jp/>

平成17年度の実績は月170万ページビューです



みえこ

## 今日のニュース

スピード感ある情報を提供

## この人にインタビュー

環境保全活動などに熱心に  
取り組むみなさんを紹介

## 環境学習の部屋

環境学習推進員の4人が  
みなさんと対話しながら  
楽しく環境学習

## みえの自然楽校

三重県の自然系の情報を集めて  
わかりやすく紹介

## 三重の森林づくり

豊かな三重の森林をつくるための  
情報が満載！

## 条例要綱、環境データ

三重県の環境に関する条例や  
環境調査データなどを網羅

## 事業者のみなさんへ

事業者のみなさんの取組を紹介  
お役立ち情報が満載！

The screenshot shows the homepage of the 'Mie Environment and Forest' website. Red circles highlight several key sections: '今日のニュース' (Today's News), 'この人にインタビュー' (Interview with this person), '環境学習の部屋' (Environment Learning Room), 'みえの自然楽校' (Mie Nature School), '三重の森林づくり' (Mie Forest Creation), '事業者のみなさんへ' (To all business owners), and another 'この人にインタビュー' section. The website features a navigation menu, a search bar, and various content blocks including news, interviews, and environmental information.

三重県環境森林部環境森林総務室

TEL 059-224-2318 FAX 059-224-3024

電子メール: [kankyo@pref.mie.jp](mailto:kankyo@pref.mie.jp)